

『今昔物語集』の研究

——『日本往生極楽記』『大日本法華験記』 両書
との関係を中心として——

はじめに

野口武司

曩に私は、『日本靈異記の研究——後代文献への書承』（『國學院大學日本文化研究紀要』第四十八輯）と題して、葉師寺沙門景戒の撰になり、後代説話文学に計り知れぬ程の多大な影響を与えた、わが国仏教説話集の嚆矢たる『日本国現報善惡靈異記』（以下、『靈異記』と略称する。）の實質の一端を次下の二つの見地から論述し、諸種の新知見と試案とを提示してみたことがある。即ちその一つは、『靈異記』 収載説話の叙述年代と配列順序との関係を検討し、同書の構成や構造に關説すると共に、それが如何なる形で源為憲撰『三宝絵詞』に受容されているか、といった観点からの試みであり、いま一つは、文章表記面に係わる事柄として、『靈異記』 所見の語辞が上記の『三宝絵詞』を経て、横川楞嚴院鎮源撰『大日本法華験記』（以下、『法華験』と略称する。）に、更にわが国最大の説話集であり、説話の一大宝庫とも称せられる『今昔物語集』（以下、『今昔物語』と略称する。）に各々如何に受容されているか。別言すれば、原拠たる『靈異記』が『三宝絵詞』『法華験記』『今昔物語』三書へ各々如何に書承されているかといった観点からの試みである。このうち特に後者の試みは、それら四書のうち、三書あるいは四書にのみ有する対応条を相互に比較対照するものであり、それを『法華験記』『今昔物語』 両書を中心に据えて行えば、それら両書への『靈異記』『三宝絵詞』 両書の書承度如何を追究するものとなる。而してそれは、

『靈異記』から『三宝絵詞』『法華驗記』両書を経て『今昔物語』へと連なる説話文学の大きな流れを正確に捉える上で不可欠の基礎的作業であり、しかも極めて有効な手立てとしての意義を有つものと言えるのである。唯、旧稿においては、その標題に掲げる『靈異記』と、慶滋保胤著『日本往生極楽記』(以下、『往生極楽』)との間に直接関係説話乃至類話をみることが極めて少い処から、同書を敢えて取り上げることをしなかつた。そこで、本稿では、『今昔物語』の有力なる典拠の一つとしての、同書と『法華驗記』とが各々如何ように『今昔物語』に書承されているか、といった問題について、それら『往生極楽記』『法華驗記』『今昔物語』三書が対応関係にある左記十一條を俎上に載せ、上記三書を中心とし、更にその他の典拠資料乃至関係資料、等をも加えて比較対照し、特に文章表記面から各条毎に逐一検討を加えてみようと思う。

各条	三書対応条		
	『往生極楽記』	『法華驗記』	『今昔物語』
A	一	卷上第一	卷第十一—第一語
B	二	卷上第二	卷第十一—第二語
C	二	卷上第二	卷第十一—第七語
D	四	卷上第四	卷第十一—第十一語
E	七	卷上第七	卷第十四—第一語
F	七	卷上第七	卷第十五—第十九語
G	二六	卷上第十二	卷第十五—第二十一語
H	二一	卷下第百廿	卷第十五—第三十四語
I	三三	卷下第百一	卷第十五—第四十二語
J	三三	卷下第百三	卷第二十四—第三十九語
K	三六	卷下第百三	卷第十五—第四十四語

なお、考察の手順として、初めに各対応条毎の各書本文を掲げ、各書の同一文脈中にみる共通語辞に、『今昔物語』所見の共通語辞番号を付すと共に、それら各書に件の共通語辞（以下、これを「共通語辞」と表記する。）が如何ように存するかを分かり易く纏めて示した表を掲示しておくこととする。

本稿における本文は、特に断わらぬ限り全て下記諸本に拠った。即ち『靈異記』『大鏡』『今昔物語』は日本古典文学全集本。『聖徳太子伝暦』（以下、「太子伝暦」と略称する。）『慈覚大師伝』『江談抄』は群書・統群書類従本。『三宝絵詞』は小泉弘・高橋伸幸両氏『諸本対照三寶繪詞集成』収載東寺觀智院本。『往生極樂記』『法華驗記』は日本思想大系本。『日本書紀』『日本三代天皇実録』（以下、「三代実録」と略称する。）は新訂増補国史大系本。『後拾遺和歌集』（以下、「後拾遺集」と略称する。）は八代集全註本（山岸徳平編）。

A条

日本書紀

敏達天皇紀

元年夏四月壬申朔甲戌。皇太子^①即^②天皇位^③。

十三年秋九月。^④從^⑤百濟^⑥來鹿深臣、闕^⑦名。有^⑧彌勒石像一軀。佐伯連、闕^⑨名。有^⑩佛像一軀。

◎是歲、^⑪蘇我^⑫馬子^⑬宿禰、請^⑭其佛像二軀、乃遣^⑮鞍部村主司馬達等・池邊直水田、使^⑯於四方、訪^⑰覓修行者（中略）馬子獨依^⑱佛法、崇^⑲敬三尼（中略）經^⑳營佛殿於^㉑宅東方

十四年春二月戊子朔辛亥、蘇我大臣患疾（中略）大臣奉^㉒詔、禮^㉓拜石像、乞^㉔延^㉕壽命。◎是時、^㉖國行^㉗疫疾、民^㉘死者^㉙衆。○三月丁巳朔、^㉚物部^㉛弓削^㉜守屋^㉝大連、與^㉞中臣^㉟勝海大夫、^㊱奏^㊲曰、何故不^㊳肯^㊴用^㊵臣言。自^㊶考天皇、及^㊷於陛下、^㊸疫疾流行、國^㊹民^㊺可^㊻絕。豈非^㊼專由^㊽蘇我臣之^㊾興^㊿行^㊽佛法一歟。◎詔曰、灼然、^㊾宜^㊿斷^㊽佛法。○丙

戊、物部弓削守屋大連、自詣於寺、踞坐胡床。斫倒其塔、縱火燔之。并燒佛像與佛殿。既而取所燒餘佛像、令棄難波堀江。是日、無雲風雨。大連被雨衣。詞責馬子宿禰、與從行法侶、令生毀辱之心。乃遣佐伯造御室、更名、於喚馬子宿禰所供善信等尼。由是、馬子宿禰、不敢違命、惻愴啼泣、喚出尼等、付於御室。有司便奪尼等三衣、禁錮、楚撻海石榴市亭。(中略)發瘡死者、充盈於國。其患瘡者言、身如被燒被打破、摧、啼泣而死。老少竊相語曰、是燒佛像之罪矣。

用明天皇即位前紀

九月甲寅朔戊午、天皇即天皇位。

元年春正月壬子朔、立穴穗部間人皇女爲皇后。是生四男。其一曰廐戶皇子。更名豐耳聰、聖德。或名豐聰耳法大王。或云法主王。

二年夏四月乙巳朔丙午、御新嘗於磐余河上。是日、天皇得病、還入於宮。群臣侍焉。天皇詔群臣曰、朕思欲

歸三寶。卿等議之。(中略)蘇我馬子宿禰大臣曰、可隨詔而奉助。詎生異計。於是、皇弟皇子(註略)引

豐國法師、闕名入於內裏。物部守屋大連、邪睨大怒。是時、押坂部史毛屎急來、密語大連曰、今群臣圖卿復將斷路。大連聞之、即退於阿都。(註略)集聚人焉。中臣勝海連、於家集衆、隨助大連。

崇峻天皇即位前紀

秋七月、蘇我馬子宿禰大臣、勸諸皇子與群臣、謀滅物部守屋大連。(中略)大連親率子弟與奴軍、築稻城而戰。

於是、大連昇衣搭朴枝間、臨射如雨。其軍強盛、填家溢野。皇子等軍與群臣衆、怯弱恐怖、三廻却還。是時、

廐戶皇子、束髮於額(註略)而隨軍後。自忖度曰、將無見敗。非願難成。乃斷取白膠木、疾作四天王像、

置於頂髮、而發誓言(註略)今若使我勝敵、必當奉爲護世四王、起立寺塔。蘇我馬子大臣、

又發誓言、凡諸天王、大神王等、助衛於我、使獲利益、願當奉爲諸天與大神王、起立寺塔、流通三寶。

誓已嚴三種々兵一、而進討伐。爰有^⑩迹見首赤禰一、射^⑪墮大連於枝下一、而誅^⑫大連并其子等一。由^⑬是、大連之軍、忽然自敗。合^⑭軍悉被^⑮旱衣一、馳^⑯獵廣瀨勾原一而散之(中略)平亂之後、於^⑰攝津國一、^⑱造^⑲四天王寺一(中略)○八月癸卯朔甲辰。炊屋姬尊與^⑳群臣一勸^㉑進天皇一。^㉒即^㉓天皇之位一。

推古天皇即位前紀

冬十二月壬申朔己卯、皇后^㉔即^㉕天皇位於豐浦宮一。

元年夏四月庚午朔己卯、立^㉖廐戶豐聰耳皇子一、爲^㉗皇太子一。仍錄攝政。以^㉘萬機一悉委焉。橘豐日天皇第二子也。母皇后曰^㉙穴穗部間人皇女一。皇后懷妊開胎之日、^㉚巡^㉛行^㉜禁中一、監^㉝察諸司一。^㉞至^㉟于馬官一、乃當^㊱廐^㊲戶一、而不^㊳勞忽^㊴產^㊵之。生而能言。有^㊶聖智一。及^㊷壯、^㊸一聞^㊹二十^㊺人訴一、以勿^㊻失^㊼能辨。兼知^㊽未然一。(中略)父天皇愛之、^㊾令^㊿居^㊽宮南上殿一。故稱^㊾其名一、謂^㊿上宮^㊽廐戶豐聰耳^㊾太子一。

五年夏四月丁丑朔、^㊿百濟王遣^㊽王子^㊾阿佐一朝貢。

九年春二月、皇太子初興^㊽宮室于斑鳩一。

十三年冬十月、皇太子居^㊽斑鳩宮一。

十四年秋七月、天皇請^㊽皇太子一、令^㊿講^㊽勝鬘經一。

○三曰說^㊿竟^㊽之。○是歲、皇太子亦講^㊽法華經於岡本宮一。

十五年秋七月戊申朔庚戌、大禮^㊽小野臣^㊾妹子遣^㊽於大唐一、

十六年夏四月小野臣^㊾妹子至^㊽自^㊽大唐一

十七年夏四月丁酉朔庚子、筑紫大宰奏上言、^㊿百濟^㊽僧^㊾道欣^㊽・惠彌爲^㊽首、^㊿二十^㊽人、俗七十五人、泊^㊽于肥後國葦北津一。

廿一年冬十二月庚午朔、皇^㊽太子遊^㊽行於片岡一。時^㊽飢者^㊾臥^㊽道^㊽垂^㊽。仍問^㊽姓名一。而不^㊽言。皇太子視之與^㊽飲食一。即

①脫①衣裳、②覆②飢者①而言、安臥也。則歌之曰、斯那③提流、④箇多烏箇夜摩爾、⑤伊比爾惠⑥司、許夜勢屢、諸能多⑦比等
⑧阿波禮、⑨於夜那斯爾、那禮奈理雞迷夜、佐須陀氣能、枳彌波夜那祇、伊比爾惠⑩司、許夜勢留、諸能多比等阿波禮。○辛未、
皇⑪太子遣⑫使令⑬視⑭飢者①。使者還來之曰、飢⑮者既⑯死。爰皇⑰太子大⑱悲之。則因以⑲葬⑲埋於當處①。墓固封也。數日之
後、皇太子、召⑲近習者①、謂之曰、先日臥⑲于道①飢者、其非⑲凡人①。必眞人也。遣⑲使令⑲視。於是、使者還來之曰、到⑲
於墓所①而視之、封埋勿⑲動。乃開以⑲見、⑲屍骨既空。唯衣服疊置⑲棺上①。於是、皇太子、復返⑲使者①、令⑲取⑲其衣①。如
⑲常且服矣。時人大異之曰、聖之知⑲聖、其實哉。逾惶。

廿九年春二月己丑朔癸巳。半夜廐戸豐聰耳皇子命薨⑲于⑳斑鳩宮①。

靈異記 上卷第四

①聖德皇②太子者、磐余池邊雙觀宮御宇橘豐日天皇之子也。小墾田宮御宇天皇代立之爲⑲皇太子①。⑳太子有⑲三名①。⑳一號
曰⑲廐戸豐聰耳①。㉑二號曰⑲聖德①。㉒三號曰⑲上宮①也。向⑲廐戸①。⑳產故曰⑲廐戸①。天年生知、十⑲人①。一時訟白之
然⑲一言⑲不⑲漏⑲能⑲聞⑲之別。故曰⑲豐聰耳①。進止威儀似⑲僧而行、加製⑲勝鬘法花等經疏①、⑲弘⑲法利⑲物、定⑲考績功勳
之階①。故曰⑲聖德①。從⑲天皇宮①。住⑲上。故曰⑲上宮皇①也。

皇⑳太子居⑲住于鴈岡本宮①時、有⑲緣出⑲宮遊觀幸行。片岡村之路側。有毛乞句人、得⑲病而⑲臥。㉑太子見之、㉒從⑲舉⑲下、
俱⑲語之問訊、㉓脫⑲所⑲著⑲衣①、㉔覆⑲於病人①而幸行也。遊觀既訖、返舉幸行、脫覆之衣挂⑲于木枝①。无⑲彼乞句①。太子取
⑲衣著之。有⑲臣白曰、触⑲於賤人①而穢衣、何乏更著之。太子詔住矣。汝不⑲知之也。㉕後乞句⑲人他處而⑲死。㉖太子聞之、
遣⑲使以殯、岡本村法林寺東北角有守部山作⑲墓而收、名曰⑲入木墓①也。後遣⑲使⑲看、墓口不開、㉗死⑲之入人①、唯作⑲歌
書以立⑲墓戸①。歌言、

①伊可流可乃②ト三乃乎可波乃③太紅波已會④和可於保支見乃⑤三⑥奈⑦和數良⑧礼⑨女

使還狀白。④太子聞之嘿然不_レ言。誠知、聖人知_レ聖、凡人不知。凡夫之肉眼見_二賤人一、聖人之通眼見_二隱身一。斯奇異之事。

太子伝曆

欽明天皇

卅一年_寅庚春二月。第四皇子橘豐日尊。用明天皇也。納庶妹間人⑥穴太部皇女爲妃。芳斐王之妻也。

卅二年_卯辛春正月朔子_甲夜。妃②夢有③金色僧容儀太艷。對己而立。謂之④曰。⑤吾⑥有救世之願。願⑦暫⑧宿后⑨腹。妃問。爲⑩誰。

⑪僧曰。⑫吾救世菩薩。⑬家在西方。妃答。⑭妾腹垢穢。⑮何宿貴人。⑯僧曰。⑰吾不厭垢穢。唯望尠感人間。妃答。不敢辭讓。

左右隨命。僧懷懼色。⑱躍⑲入⑳口㉑中。妃即驚㉒悟。㉓喉中㉔猶似吞㉕物。妃意太奇。語於皇子。皇子答云。備之所育必得聖人。自此以後。始知㉖有娠。妃之妊也。性殊睿敏。動止閑爽。樞機辨悟。經于八月。言聞于外。皇子并妃竝以太奇。

⑳敏達天皇

元①年_壬春②正月一日。妃③巡第中。④至于廡下。不覺有⑤產。忽經一十二箇月矣。入胎正月一日。開誕亦正月一日。女孀驚⑥

抱。疾⑦入⑧寢殿。妃亦無恙。安宿幄內。皇子驚詢侍從會庭。忽有⑨赤⑩黃⑪光。至自西方⑫照耀⑬殿內。良久而止。(中略)皇子授妃。妃披懷受。⑭身體太⑮香(中略)夏⑯四月後。太子能言能語。知人舉動。不妄啼哭。

二年_巳癸春⑱二月(註略)始十五日⑲平旦。⑳合掌東向。稱㉑南无佛而再拜(下略)。

六年_酉丁冬十月。遣①百濟②國大別王。③持④經論并律師禪師比丘尼等還來。此奏狀。⑤太子侍天皇床下。⑥奏曰。兒情欲⑦見持來

⑧經論。⑨天皇⑩問之。何由。⑪太子⑫奏曰。兒⑬昔⑭在⑮漢⑯住衡山峯。歷數十身。⑰修行⑱佛道。佛之垂教。非有非无。諸善奉行。諸惡莫作。故⑲今欲⑳見百濟所獻佛經菩薩諸論

七年_戌戊。百濟經論數百卷持來上奏。春二月。①太子②燒香③披見。日別一二卷。至冬一遍了。④奏曰。⑤月八日。十四日。十五

日。廿三日。廿九日。卅日。⑥是爲六齋。⑦此日梵_{天イ}王帝釋降⑧見國政。故⑨禁⑩殺生。是仁之基也。仁與聖其心近矣。⑪天皇大

悅。⑫下勅天下。⑬此日令禁殺生之事。

八年己亥⑭冬十月。⑮新羅國⑯獻送⑰佛像。⑱太子令皇子⑲奏曰。⑳西國聖人㉑釋迦牟尼佛遺像（中略）天皇太悅。安置供養。

⑳興福寺㉑東金堂之。

㉒今在

十二年卯秋七月。⑳百濟賢者葦北達率㉑日羅。隨我朝召使吉備海部羽嶋來朝。此人勇而有計。身有光明。如火之焰（中略）太子聞日羅有異相者。奏天皇曰。兒望。隨使臣等。往難波館。視彼爲人。天皇不許。太子。密諮皇子。御之微服。從諸童子。

入館而見。日羅在床。四望觀者。指太子曰。那童子也。是神人矣。于時太子服鹿布衣。垢面帶繩。與馬飼兒連肩而居。日羅遣人指引。太子驚去。日羅遙拜。脫履而走。諸大夫等太奇。出門而見。卽知太子。太子隱坐。易衣而出。日羅迎拜。再拜兩

段。大夫亦驚。謝罪再拜。修儀而入。太子辭讓。直入日羅之房。日羅跪地而居。合掌白曰。敬禮救世觀音大菩薩。

傳燈東方粟散王云々。人不得聞。太子修容。折磬而謝。日羅大放身光。如火熾炎。太子亦眉間放光。如日暉之枝。須臾卽止（下略）

十三年甲辰秋九月。彌勒石像一軀。①今在古京之元興寺。②從百濟將來。③蘇我大臣請其佛像。并於播磨國寬得伯僧惠使之

還俗。乃以爲師。更度三尼。營佛殿於宅東。安置彌勒石像。屈請三尼。大會設齋（下略）

十四年乙春二月。蘇我大臣起塔於大野岳北。大設齋會。太子備儀。臨而觀之。比及立心柱。合掌三拜。語左右曰。是佛舍利之器也。不置舍利不得爲塔。釋迦如來滅度之後。碎骨舍利應感而出。是如來加于外家聖人遠矣。大臣不得。此塔必仆。大臣

聞之。謀感舍利。三七日後。齋食之上。得舍利一枚。大如胡麻。其色紅白。紫光四周。浮水不沈。穿半而居（中略）大臣納琉璃壺。旦夕禮拜（中略）大臣禮拜石像乞延壽命。於是國有疾疫。民死者衆。○三月。物部弓削大連。大臣

勝海連等奏曰。從考天皇至于陛下。疾疫未息。人可絕。良由蘇我臣等興行佛法。詔曰。灼然宜斷佛法。

太子奏曰。二臣未識因果之理。修善福至。行惡禍來。是自然之理。如來之教也（中略）二臣如今必蒙天禍。

二臣不聽。自詣於寺。斫倒^⑤堂塔。毀破佛像。縱火燔之。取所燒餘佛像。⑤弃難波堀江。喚出三尼奪其法服。就海石榴市之亭。竝加答辱。⑥是日^⑥牙雲而^⑥大^⑥風^⑥雨。⑦太子諮皇子曰。⑦禍始於此。又^⑦發^⑦瘡死者充盈國中。其患瘡者言。痛^⑧如^⑧燒斫。老
少竊相謂曰。是燒佛像之罪矣（下略）

⑩用明^⑩天皇

元年^{丙午}春正月。立庶妹穴太部間人皇女爲皇后卽太子之母也。天皇以敏達天皇崩年九月^⑩卽位。（下略）

二年^{丁未}夏四月。天皇不念。（中略）⑪詔群臣曰。⑪朕思^⑪欲^⑪歸^⑪三寶。卿等宜量也。物部守屋大連。中臣勝海連曰。何背國神敬

他神也。由來不識若此事矣。⑫蘇我大臣曰。可隨^⑫詔而奉助詎生異計。遂引豐國^⑫法師^⑫入於內裏。⑬太子大悅。握^⑬大臣手垂^⑬

淚而語曰。⑭三寶妙理。⑭人^⑭不識之。妄生異說。邪見成實。如今^⑭大臣歸心福田（中略）⑮有^⑮人^⑮密語^⑮大連^⑮曰。今群臣圖

卿。不可不備。大連聞之。卽退^⑯阿都之^⑯宅。集聚人衆。中臣勝海連亦人衆集家。將^⑰助大連。兼作厭魅（下略）○秋七月。大

臣與諸皇子。率軍討大連（中略）大連部率子弟及奴等。築稻^⑱城而接^⑱戰。⑲其軍^⑲強^⑲盛。填家溢野。皇^⑲軍^⑲恐怖。⑳三廻^⑳

却^㉑還。是^㉑時^㉑太子生^㉑年^㉑十六。隨大^㉒軍後。自忖曰。非願難濟。乃命^㉒軍允^㉒秦造川勝。⑳取白膠木。㉒剋作^㉒四天王像。置

於頂髮。一云^㉓擊立^㉓而^㉓發^㉓願曰。今^㉓使^㉓我^㉓勝敵。必奉爲護世^㉓四天王^㉓起立^㉓寺^㉓塔。㉓大臣^㉓又^㉓發^㉓願^㉓如此。進軍相^㉓戰。

太子復迫。此時^㉔大連^㉔登^㉔大榎^㉔木。又云^㉔昇衣摺^㉔。誓^㉔放^㉔物部府都^㉔大神之^㉔矢。㉔中^㉔太子^㉔鎧。㉔太子命^㉔舍人^㉔迹見赤禱^㉔

放^㉕四天王之^㉕矢^㉕。定弓和須^㉕遠逸^㉕中^㉕大連胸。㉕倒而^㉕墮^㉕木。賊衆躁亂。川勝^㉕斬大連^㉕頭（中略）三小將軍直入大連家。子孫資

財田宅^㉖皆^㉖爲^㉖寺分（中略）唯以大連私田萬頃賜迹見赤禱。於^㉖玉造^㉖岸^㉖上^㉖始基^㉖四天王寺。（下略）

崇峻天皇

三年^{庚戌}春三月。學問尼善信等。自百濟來。太子於天皇前。試問釋義律義。尼等不能辨答。天皇勅曰。何必遠問於海表之國。如

今眼前有此三藏大師乎。太子辭讓。時年十九。○冬十一月。太子冠焉。群臣奉賀。

推古天皇

元年癸丑夏四月（中略）即日立太子爲皇太子。仍錄攝萬機悉委焉。時年廿二。是橘豐日天皇第二子也。母穴太部間人皇女。曆錄曰。皇后懷胎之曰。巡行禁中。當身有聖智。兼知未然。内外二教。无不妙通。天皇愛之。令居宮南。故稱上宮太子。今謂坂田寺。是其宮處矣。

（下略）

三年乙卯夏五月（中略）聽政之日。宿訟未決者八人。共聲白事。太子一夕能辨答。各得其情緒。无復再訪。大臣率群臣已下。敢獻御名。稱厥戶豐聰八耳皇子。又稱大法王皇太子。太子辭讓。

五年丁巳夏四月。百濟王使王子阿佐等來朝貢。語領客曰。僕聞。此國有一聖人。僕自拜觀。情願足矣。太子聞之。直引

殿內。阿佐驚拜。熟見太子之顏。復見左右手掌。左右足掌。而更起再拜兩段。退而出庭。右膝着地。合掌恭敬曰。敬禮救世大慈。觀音菩薩。妙教流通。東方日國。四十九歲。傳燈演說大慈大悲敬禮菩薩。合掌二字。今所太子合目須臾。加也。本无。

眉間放一白光。長二丈許。良久縮入。（下略）

六年戊午夏四月。太子命左右求善馬。并符諸國令貢。甲斐國貢一烏駒四脚白者。數百疋中。太子指此馬曰。是神馬也。餘皆

被還。令舍人調使麻呂加之飼養。秋九月。試馭此馬。浮雲東去。侍從仰觀。麻呂獨在御馬之右。直入雲中。衆人相驚。三日之後。廻轡歸來。謂左右曰。吾騎此馬。躡雲凌霧。直至附神岳上。轉至信濃。飛如雷震。經三越竟。今得歸來。

（下略）

十四年丙寅秋七月。天皇詔太子曰。諸佛所說。諸經演竟。然勝鬘經未具其說。宜於朕前講說其儀。太子辭奏。臣頃將製疏。思其

義理。適未通達。伏念五六日至旬時。乃應握麈尾登師子之座。天皇答勅。講令諸名僧大德。問其妙義。太子受天皇

請。其儀如僧。三日而竟。講竟之夜。蓮花夜零。花長二三尺。而溢方三四丈之地。明日奏之。天皇太

奇。車駕而覽之。卽於其地。誓立寺堂。是今橋寺也。（下略）

十五年丁卯秋七月。妹子等遣於大唐（註略）太子命妹子曰。大隋赤縣之南江南道中有衡州。州中有衡山。是南岳也

（中略）吾昔同德皆既遷化。唯有三軀。汝宜以此法服稱吾名而贈之。復吾昔身任其臺時所持法花經。複爲一

卷。乞受將來。妹子到彼。問彼土人。遂屆衡山。如太子命。入自南溪。比至門側。有一沙彌在門之內。唱云。

念禪法師使人到來。有一老僧。策杖而出。又有二老僧。相續而出。相顧含歡。妹子三拜。言語不通。書地而語。各

贈法服。老僧書地曰。念禪法師。於彼何號。妹子答曰。（中略）明年還來進于太子（下略）。

十六年戊辰九月（中略）此月望日。太子在斑鳩宮。入夢殿內。此殿在寢殿之側。設御床蓐。一月三度。沐浴而入。

明日談語海表雜事。及製諸經疏。若有滯義。卽入此殿。常有金人至自東方。告以妙義也。閉戶不開。七日七夜。不召

御膳不召侍從。妃已下等不得近之。時人太異。惠慈法師曰。殿下入三昧定。宜莫奉驚。八日之晨。玉机之上

有卷書。設筵引惠慈法師。謂曰。是吾先身修行衡山所持之經實也。去年妹子所持來者。吾弟子經也。三

老比丘不識吾所藏之處。取他經送。故吾比者遺魂取來。指所落字而告師。師太驚奇。其妹子將來經者。无有此字。太

子出自定後。常有口遊（中略）夢取來之經複爲一卷。黃紙黃標玉軸綺帶漆題。（下略）○丁亥年十月廿三日夜半。忽失

此經。不知所去。求之无由。王子大恠。復以大憂。今在院者妹子將來者也。

十七年己巳夏四月八日。太子始製勝鬘經疏。此月。百濟僧道欣等十人。流着肥後國（中略）十僧辭謝。垂淚密語等儕曰。

上人等何无天眼乎。此太子是衡山般若臺東房第一念禪比丘也。吾等與盧岳道人。時時拜謁。聞其說法花一乘妙義者

也。（下略）○秋九月。小野臣妹子至自大隋。啓太子曰。臣屆衡山般若寺。先逢三僧。二口遷化。一口猶存。語

臣曰。初年沙彌誤取他僧所持之經授子竟。而去年秋時。子國太子元念禪師。駕青龍車。從五百人。至自東方。

履空而來。探舊房裏。取一卷經。凌虛而去。仍留此法花五卷義疏。名上宮疏。是則殿下入定之時也。太子微咲而默。

十八年庚午冬十月。妃^①膳氏侍坐。語妃曰。②汝如我意。觸^③事^④不違。吾得汝者我之^⑤幸^⑥也。⑦吾^⑧死之^⑨曰。⑩同穴共^⑪埋。⑫妃啓^⑬曰。殿下恩深。庸妾侍寢。常思^⑭千秋^⑮萬歲。如磐石如大岳。朝夕供奉。妾福足矣。⑯何以有^⑰終^⑱之事。⑲太子命曰不然矣。⑳^㉑有始^㉒有終。理之自然。惟生惟^㉓死。⑳人之常道。㉔吾昔經數十^㉕身。修^㉖行崇^㉗道。㉘僅^㉙為^㉚小國儲君之身。流通^㉛妙義。萬未足一。而今釋典漸傳。(下略)

廿一年癸酉冬十一月。(中略)同月十五日。曆錄日十^①太子命駕。巡看山西科長山下墓處。還向之時。即日申時。枉道入於片岡山

邊道人家。即有^②飢人^③臥道頭。去三文許。④烏駒此屈不進。太子加鞭。遂巡猶駐。⑤太子自言哀々。音。即^⑥下^⑦自^⑧馬。舍

人調使麻呂走進獻杖。太子步近^⑨飢人^⑩之上。臨而^⑪語^⑫之。可^⑬怜^⑭可^⑮怜。何^⑯為^⑰人耶。如此而臥。即^⑱脫^⑲紫^⑳御袍^㉑覆^㉒其^㉓人^㉔身。⑳賜^㉕

歌曰。科^①照^②耶^③片岡山^④邇^⑤飯^⑥而^⑦臥^⑧其^⑨旅^⑩人^⑪可^⑫怜^⑬。⑭祖^⑮无^⑯邇^⑰汝^⑱成^㉑介^㉒米^㉓耶^㉔刺^㉕竹^㉖之^㉗君^㉘速^㉙无^㉚母^㉛飯^㉜飢^㉝而^㉞臥^㉟其^㊱旅^㊲人^㊳可^㊴怜^㊵。是夷^㊶振歌。

飢人起^①首。進答^②歌曰。七代記云。飢人^③怒^④鹿^⑤之^⑥富^⑦小^⑧川^⑨之^⑩絕^⑪者^⑫社^⑬我^⑭王^⑮之^⑯御^⑰名^⑱者^⑲忘^⑳目。飢人之形面長頭大。兩耳

復長。目細而長。開目而見。內有金光。異於時人。亦其身太香。非人之所聞。太子命麻呂曰。彼人香不。麻呂答啓。太香。太

子曰。汝麻呂者命可延長。飢人與太子相語數十言。舍人左右不識其意。④還^⑤宮^⑥之^⑦後。遣使視之。使復命曰。飢^⑧者^⑨既^⑩死^⑪去。

太子大^①悲。②使^③厚^④葬^⑤埋。造墓大高。⑥于^⑦時^⑧大^⑨臣^⑩馬^⑪子^⑫宿^⑬禰^⑭七^⑮大^⑯夫^⑰等^⑱皆^⑲奉^⑳譏^㉑曰。殿下聖德難測。妙跡易迷。而道頭飢人

是卑賤者。何以下馬與彼相語。復賜詠歌。及其死也。无^①狀^②厚^③葬。何以能治大夫已下之臣。太子聞看。即召七大夫譏者。命曰。

卿等七人。宜^①往^②片岡^③發^④墓^⑤看^⑥之。七人大夫等受命^⑦往^⑧開。⑨无^⑩有^⑪其^⑫屍^⑬。⑭棺^⑮內^⑯太^⑰香^⑱。所賜斂物彩帛等帖在棺上。唯太子

所賜紫袍者无^①。曆錄曰。衣裳帖置棺上。詔取其^②衣。自服如常。時人異之者。七大夫等^③看^④而^⑤太^⑥奇^⑦。深嘆聖德不可思議。還向報命。太子曰夕暮戀。常誦其歌。

即遣舍人。取所斂衣服而御之如故。○此年九月十五日。製維摩經疏竟。(下略)

廿九年^①辛^②春^③二^④月。⑤太子^⑥在^⑦斑^⑧鳩^⑨宮。命妃沐浴。太子亦^⑩沐^⑪浴。⑫服^⑬新^⑭潔^⑮衣^⑯袴。⑰語^⑱妃^⑲曰。⑳吾^㉑今^㉒夕^㉓遷^㉔化^㉕矣。子可共去。

妃亦服新潔衣裳。①臥^②太子^③副^④床。⑤明^⑥旦^⑦太子^⑧并^⑨妃^⑩久^⑪而^⑫不^⑬起。左右^⑭開^⑮殿^⑯戶。乃知遷化。時^⑰年^⑱四^⑲十^⑳九^㉑。是時大臣已下群臣

百官天下衆生。悉如亡父母。哭泣之聲滿於行路。天皇聞看。舉音大哭。車駕臨宮。失聲叫躍。大臣已下復大擗踊。相謂曰。日月失耀。天地既沒。大臣携棺。將斂太子并妃。其容如生。其身太香。舉太子屍。輕如衣服。妃亦同之。造雙棺置大輿。(中略)太子薨曰。烏駒鳴呼。不喫草水。被太子鞍。隨輿至墓。閉埏之後。見墓大鳴。一躍而斃。群臣大異。將還其尸。埋中宮寺南墓。

三宝絵詞 中巻第一

昔上宮^②太子^③ト申聖イマシキ^④用明天皇ノ^⑤ハシメテ親王ニイマセシ時ニ^⑥穴太部ノ^⑦真人ノ皇女ノ^⑧腹ニムマセ給ヘル御子也^⑨ハシメハ^⑩母ノ^⑪夫人ノ^⑫ユメニ^⑬金色ノ僧アリテ^⑭云^⑮我ヨラスクフ願^⑯アリ願ハ^⑰暫ク^⑱御^⑲腹ニ^⑳ヤトラム^㉑我ハ救世并^㉒也^㉓家ハ西方ニアリトイヒテ^㉔ヲトリテ^㉕口ニ^㉖入ヌト^㉗ミテ^㉘懷妊シ給ヘリ太子ノ御伯父^㉙敏達天皇雨ノシタヲオサメ給初ノ^㉚年^㉛正月一日^㉜夫人^㉝宮ノウチヲ^㉞メクリテ廐ノモトニ^㉟イタル^㊱ホトニオホエスシテ^㊲生レ^㊳給ヘリオモト人ニ^㊴イタカシメ^㊵寢殿ニイタル程ニ^㊶俄ニ^㊷赤^㊸光西ヨリキタリイル^㊹御^㊺身甚^㊻腹シ^㊼四月ノ後ニヨクモノ、給^㊽アクル年ノ^㊾二月十五日ノ^㊿朝ヨリ心ツカラ[㉀]タナ心ヲ合テ東ニ向テ[㉁]南無佛ト云テヲカミ[㉂]給[㉃]太子[㉄]六才ニ[㉅]成給ニ[㉆]百濟[㉇]國^㉈ヨリハシメテ^㉉法師尼^㊱キタリテ^㊲經論ヲ^㊳モテ^㊴ワタレリ^㊵太子^㊶奏シ^㊷給持度レル^㊸經論ヲミナトキテ^㊹香ヲタキテ^㊺開見事ヲハリテ御門ニ申^㊻給^㊼月ノ八日十四日十五日廿三日廿九日卅日^㊽コレヲハ六齋トス^㊾此日ハ梵王帝尺ノ^㊿マツリ事ヲミル[㉀]殺生ヲ[㉁]トム[㉂]ヘシ[㉃]御門悦給テ[㉄]雨乃シタニミコトノリヲクダシテ[㉅]此日ニハ殺生ヲヤメ[㉆]給八年ノ[㉇]冬^㉈新羅國^㉉ヨリ^㊱佛像ヲ^㊲タテマツレリ^㊳太子申^㊴給^㊵西國ノ聖^㊶尺迦牟尼佛ノ像^㊷ナリト^㊸百濟^㊹國^㊺ヨリ^㊻日羅ト云人來レリ身ニ光明アリ太子竊ニ弊タル^㊼衣ヲキテ諸ノ^㊽童ニ^㊾マシリテ^㊿難波ノ[㉀]タチニイタリテミル日羅太子ヲサシテアヤシフ[㉁]太子オトロキテ去[㉂]日羅[㉃]ヒサマツキテ[㉄]タナ心ヲ合テ[㉅]云ク[㉆]敬禮救世[㉇]觀世音^㉈傳燈東方粟散王ト^㉉申スホトニ^㊱日羅大ニ^㊲身ノ^㊳光ヲハナツ^㊴太子^㊵又^㊶眉間^㊷ヨリ^㊸光ヲ放^㊹給^㊺又^㊻百濟^㊼國^㊽ヨリ^㊾彌勒ノ石ノ像ヲモテ^㊿ワタレリ[㉀]時ニ[㉁]大臣[㉂]蘇我[㉃]馬子ノ[㉄]宿禰[㉅]コノ像ヲウケテ[㉆]家ノ東ニ[㉇]寺ヲツクリ天^㉈ス

ヘタテマツリテウヤマフ尼三人ヲスエテヤシナフ^①大臣此寺ニ塔ヲタツ^②太子ノ^③給ハク^④塔ハコレ^⑤佛舍利ノウツハ物也尺
迦如来ノ舍利自然ニキタリナムト大臣コレヲキ、テ祈ニ齋飯ノウヘニ^⑥佛舍利一ヲエタリ^⑦ルリノツホニイレテ^⑧塔ニ^⑨ヲキテ
オカム^⑩太子ト^⑪大臣ト一心ニシテ^⑫三寶ヲヒロムトオモフ^⑬コノ時ニ^⑭國^⑮中ニ^⑯病^⑰ヲコリテ^⑱死^⑲人^⑳ヲホシ^㉑大連^㉒弓
削^㉓守屋^㉔中臣ノ^㉕勝海^㉖王ト、モニ^㉗奏シテ申サク^㉘我國ハモトヨリ神ヲノミ^㉙アカメタテマツル^㉚而ヲ^㉛蘇我^㉜大臣^㉝佛法^㉞ト
イフコトヲタウトヒウヤマフ^㉟コレニヨリテヨノ^㊱中ニ^㊲病^㊳オコリテ^㊴民^㊵皆タヘヌ^㊶ヘシ此^㊷佛法ヲスミヤカニ^㊸ト、メテ^㊹
ノミナム^㊺人ノ命ハ乃コルヘキトイフ^㊻ミコトノリニ云ク^㊼申トコロ已ニ^㊽アキラケシスミヤカニ^㊾佛法ヲト、メ^㊿タチテヨト
宣旨ヲ給[㉀]太子奏シ[㉁]給[㉂]此[㉃]兩[㉄]人ハ[㉅]イマタ因果ヲシラサル也[㉆]善[㉇]事オコナヘハ^㉈福イタリ^㉉惡^㊱事ヲ行ヘハ^㊲禍^㊳キタル^㊴
此^㊵二^㊶人今^㊷必ス^㊸ワサハヒニ^㊹アヒナムト奏スレ^㊺トモシキテ宣旨ヲクタクシ^㊻守屋ノ大連ヲモテ^㊼寺ニツカハシテ^㊽堂塔ヲコ
ホチ^㊾佛經ヲヤキツクシツソレニ^㊿ヤケノコレル佛經ヲハ[㉀]難波ノホリ江ニステイレツ[㉁]三人ノアマヲハ[㉂]ウチレウシノリハツ
カシメテ[㉃]追出シツ[㉄]此日大ソラクラウナリ[㉅]雲^{或ナクシテ}ミタレテ[㉆]大[㉇]風^㉈フキ大^㉉雨^㊱クタル^㊲太子ノ、給ハク^㊳友サカリニシテ忽ニ^㊴
オコリナムトストノ給カクシテ^㊵後ニ^㊶かさの^㊷病忽ニ^㊸オコリテヨロツノ人^㊹ヤミイタム其イタキ^㊺事^㊻ヤキ^㊼サクカ^㊽コトシ
二人ノ大臣コトニヲモキトカニアタリテ^㊾クヒカナシミテ王ニ^㊿奏申テ[㉀]云臣等カ[㉁]病クルシクイタクコト更ニ[㉂]タヘカタシ[㉃]
願ハ[㉄]三寶ニイ乃ラムト[㉅]時ニ[㉆]勅アリテ[㉇]三人ノ尼ヲモトノコトク^㉈メシテ二人ノ大臣ニワカチ給テ^㉉イノラシメ給フ^㊱又ヤキ
シ^㊲寺ヲ^㊳アラタメ^㊴ツクラシメ給ヤキウシナヒテシ佛經ヲモトメアラタメテコレヨリハシメテ又オコシサカヘシメ給^㊵太子ノ
御父^㊶用明^㊷天皇^㊸位ニツキ^㊹給ヌ二年アリテ佛法イヨク^㊺ヒロマリオコリキ王ノ仰ニ云イマハヒトヘニ^㊻三寶ニ^㊼歸^㊽依^㊾セム
トヲモフ^㊿蘇我大臣[㉀]勅ヲウケ給テ[㉁]法師ヲ[㉂]メシテ[㉃]内裏ニイレツ[㉄]太子悦テ[㉅]大臣ノ手ヲ[㉆]取テ[㉇]涙ヲタレテ^㉈乃給ハク^㉉三寶
ノタヘナル^㊱事ヲ^㊲人イマタ^㊳シラヌニ^㊴大臣^㊵心ヲヨセタリウレシクモアルカナト乃給コレヨリ後ニ或^㊶人^㊷ヒソカニ^㊸守屋^㊹
大連ニ^㊺告テ^㊻云ク人^㊼ハカリコトヲナスメリ兵ヲマウケヨトコレヲキ、テ^㊽阿都ノ^㊾家ニ^㊿籠居テ[㉀]兵士ヲアツメマウク中

臣ノ勝海ノ連武者ヲ、コシ天守屋ノ大連ヲアヒタスケムトス又天皇ヲ咒咀シタテマツラムトイフキコヘアリ蘇我大臣
太子ニ啓シテイクサヲヒキキテ守屋ノ大臣ノモトニヨル守屋兵ヲオコシテタテヲツイテフセキタ、カフソノ軍已ニ
コハクシテ御方ノイクサ怖惶テ三度カヘリ退ク此時ニ太子御歳十六才也將軍ノ後ニ立給ヘリ軍ノ
マツリコトノ人秦川勝ニシメシテ乃給ハクヌルテノ木ヲトリテ四天王ノ像ヲキサミ造テ各髻ノウヘニハサミ鉾ノ
サキニサ、ケテ願テ云我等ヲシテ戰ニカタシメ給タラハ四天王ノ像ヲアラハシテ堂塔ヲタテムト蘇我
大臣又カク乃コトク願シテ軍ヲアツメテス、ミタ、カフニ物部守屋大連大ナル榎ニホリテ物部氏ノ大神ヲ
チカヒテヤヲハナツニ太子ノ御アフミニアタレリ太子又舍人遠見ノ赤檮ニ仰テ四天王ヲイ乃リテ矢ヲハナ
タシム遠ク大連カ胸ニアタリテ木ヨリヲチヌソノイクサヤフレヌセメユキテ守屋カ首ヲキリツ鉾ニサシテ
家ノ内ノタカラ物庄園ヲハ皆寺ノ物トナシツ玉造ノ峯ノウヘニハシメテ四天王寺ヲタツコレヨリ仏法サカリ
トナリヌ太子ノ御舅崇峻天王位ニツキ給ヌコノ御世ニ太子年十九ニテウキカフリシ給又御姑推古天皇位ニツキ
給ヌ國ノマツリコトヲハ皆コトク太子ニツケ給ヘリ百濟國ノ使ニテ阿佐トイフ王子來レリ太子ヲオカミ
テ申サク敬禮救世觀世音菩薩妙教流通東方日本國卅九歲傳燈演説ト申太子此時ニ眉間ヨリ白光ヲ
ハナチ給長三丈ハカリ暫アリテシ、マリ入ヌ甲斐國ヨリタテマツレル黒駒ノ四足白キニ乃リテ雲ニ入テ東ニ
サリ給ヌ舍人使丸ヲ御馬ノ右ニ副リ人々アフキテミル信乃國ニイタリテ三越ノサカヒヲメクル三曰ア
リテカヘリ給ヘリ太子推古天皇ノ御前ニシテ高座ニホリテ勝鬘經ヲカウシ給諸ノ名僧ヲシテ義ヲ問シム
ルニ説答事妙也三曰講シヲハル夜天ヨリ蓮花フレリハナノヒロサ三尺ハカリ也地ニフリツメルコト四尺ハ
カリ也コノ所ニミチクタリアクル朝天皇ミ給テ其地ニ寺ヲ立シメ給今ノ橘寺是也ソノフレ、シ花イマ
ニ此寺ニアリ又太子小野妹子ヲ使トシテサキノ身ニモロコシ乃衡山ニアリテタモテリシ經ヲトリニツカハス

ラシヘテ乃給ハク^①赤縣乃南ニ^②衡山ト云山^③アリ山ノ中ニ般若寺アリ^④我昔ノ同法ハ^⑤ミナシニケム只^⑥三^⑦人ソ^⑧アラム^⑨我
使トナ乃リ天^⑩ソコニ^⑪スミシトキ^⑫タモチタテマツリシ^⑬法花經ノ^⑭アハセテ一卷ニセル^⑮イマスコヒテ^⑯モテ^⑰キタレトノ給
^⑱妹子仰^⑲乃コトクニワタリテラシヘニシタカヒテ^⑳イタリヌ^㉑門ニ^㉒一^㉓人ノ^㉔沙彌^㉕アリテ即^㉖見テ^㉗入テ云子ム^㉘禪師ノ^㉙使
^㉚キタレリト^㉛告ナレハ^㉜老僧^㉝三^㉞人^㉟杖ヲツキテ^㊱イテアヒテ^㊲喜ヒエミテ使ニ^㊳ラシヘテ^㊴經ヲトラシム即カヘリテ^㊵モテ^㊶
キタレリ^㊷太子^㊸斑鳩ノ宮乃^㊹寢殿ノ^㊺カタハラニ^㊻屋ヲツクレリ^㊼夢殿ト^㊽ナツク^㊾一月ニ^㊿三度^㊿沐浴シテ^㊿イル^㊿アクル朝ニ
^㊿イテ給テハ^㊿閻浮堤ノ^㊿事ヲカタル^㊿又此^㊿内ニ入テ^㊿諸ノ經疏ヲツクリ^㊿給^㊿或度ハ^㊿七日七夜^㊿出^㊿給ハスシテ^㊿戸ヲトチテ
^㊿オトモシ給ハス^㊿高麗ノ^㊿惠師法師ノ^㊿云^㊿太子^㊿三昧^㊿定ニ^㊿入^㊿給ヘリ^㊿オトロカシタテマツルコトナカレト云^㊿八日トイフ
ニ^㊿イテ給ヘリ^㊿玉ノ机ノ上ニ^㊿一卷ノ^㊿經^㊿アリ^㊿惠師法師ヲメシテ^㊿カタラヒ給ハク^㊿我サキノ身ニ^㊿衡山ニ^㊿アリシ時タモ
テリシ實ノ^㊿經ハ^㊿是也^㊿サリニシ年^㊿妹子カモテキタレリシ^㊿經ハ^㊿我弟子ノ經也^㊿三^㊿人ノ^㊿老僧ノ^㊿ラサメタル所ヲシラ
スシテ^㊿コト^㊿經ヲトリテラクリシカハ^㊿我^㊿タマシヒヤリテトラセル^㊿也トノ給コ^㊿ソノ經ト見合スルニカレニハ^㊿ナキ字^㊿
一^㊿アリ^㊿此度ノ^㊿經モ^㊿一卷ニ^㊿かけり^㊿黄紙ニ玉ノ^㊿軸ヲイレタリ^㊿又^㊿百濟^㊿國^㊿ヨリ^㊿僧^㊿道欣^㊿等^㊿十人^㊿来テ^㊿ツカフマツ
ル^㊿前世ニシテ^㊿衡山^㊿ニテ^㊿法花^㊿經ヲ^㊿説^㊿給シ^㊿時^㊿我等ハ^㊿盧岳ノ^㊿道士^㊿トシテ^㊿時^㊿マイリテ^㊿聞シ人々^㊿也ト申
後ノ^㊿年ニ^㊿小野^㊿妹子^㊿又^㊿モロコシニワタリテ^㊿衡山ニ^㊿ユキタレハ^㊿サキノ僧^㊿ヒトリ^㊿乃コリテ^㊿カタラヒテ^㊿云^㊿去ル年ニ
^㊿秋^㊿汝カ^㊿クニ^㊿太子本ハ此山ノ思禪師^㊿青龍ノ車ニ^㊿乗テ^㊿五百ノ人ヲ身ニシタカヘテ^㊿東^㊿ヨリ^㊿空ヲ踏テキタテ^㊿舊室ノ
中ニサシハサミヲケル^㊿一卷ノ經ヲトリテ^㊿雲ヲシノキテ歸^㊿去ニキト^㊿イフコ、ニアキラカニシリヌ此^㊿夢殿ニ^㊿入給ヘリシ
オリノ事^㊿也ト^㊿太子ノ^㊿御妻^㊿カシハテノ氏^㊿カタハラニ^㊿候給フ^㊿太子カタラヒテ^㊿乃給ハク君我心ノコトクシテ^㊿一^㊿コト
モ^㊿タカハス^㊿幸^㊿ナルカナ^㊿死^㊿ム^㊿日ハ^㊿穴ヲ同クシテトモニ^㊿ウツム^㊿ヘシト^㊿妃コタヘ申サク^㊿千秋^㊿万歳^㊿朝暮ニツカマ
ツラムトコソ^㊿思給フレ^㊿ナニノ心アリテカ^㊿今日^㊿ヲハリノ事ヲハ乃^㊿給フソト^㊿太子答給ハク^㊿始アル^㊿物ハ^㊿必ス^㊿終アリ

モノ、サタマレル理ナリ一タヒハ生レ一度ハ^⑦死ル事^⑦人ノ常ノ道^⑦也^⑦我昔^⑦アマタノ^⑦身ヲカヘテ^⑦佛^⑦道ヲ行ヒツトメキ^⑦
ワツカニ^⑧小國ノ王子^⑧トシテ来テ^⑧タヘナル法ヲ^⑧ヒロメテ^⑧法^⑧モナキ所ニ一乗ノ義ヲ弘メ^⑧説ツ^⑧五濁惡世ニ久クアラムト思
ハスト乃給妃^⑨ナミタヲナカシテ^⑨ウケ給ハル爰ニ^⑨太子難波ヨリ京ニ歸給ニ片岡山ノ^⑨邊ニ^⑨飢タル人^⑨フセリ^⑨黒駒^⑨アユマ
スシテ^⑩ト、マル^⑩太子^⑩馬^⑩ヨリ^⑩ヲリ給テ^⑩カタラヒ^⑩給^⑩紫ノ^⑩御袍ヲ^⑩又キ給テ此人ニ^⑩ヲホヒ^⑩給テ哥曰

志奈^⑪天留^⑪耶^⑪片岡山^⑪飯^⑪飢^⑪臥^⑪旅^⑪人^⑪阿者禮^⑪祖无

飢人^⑫擧^⑫頭所^⑫返^⑫哥

斑鳩^⑬富緒川^⑬絶^⑬我大公^⑬御^⑬名^⑬忘^⑬

トイヘリ^⑭太子^⑭宮ニ歸^⑭給テ^⑭コノ^⑭人^⑭シニ、ケリ^⑭太子^⑭カナシヒテ^⑭ハフリヲサメ^⑭給^⑭時ニ^⑭大臣^⑭達^⑭此事ヲ誹^⑭謗スル
人^⑮七^⑮人^⑮アリ^⑮太子^⑮コノ人^⑮ニ示給フ^⑮片岡ニ^⑮ユキテソノカタチヲ^⑮ミヨト^⑮乃給ヘハ^⑮ユキイタリテ^⑮ミレハ^⑮カハ
子ステニ^⑯ナシ^⑯棺内^⑯甚^⑯香^⑯皆^⑯驚^⑯アヤシムコ、ニ^⑯太子^⑯イカルカノ宮ニ^⑯オハシマシテ^⑯妃ニ^⑯カタラヒ^⑯給^⑯ユアミ
カシラアラヒ^⑰給テ^⑰淨^⑰衣ヲ^⑰キ給テ^⑰我^⑰今^⑰夜^⑰サリナムト^⑰ノ給テ^⑰床ヲ^⑰ナラヘテ^⑰フシ^⑰給^⑰又^⑰アクル^⑰朝ニ日タクルマ
テ^⑱ヲキ^⑱給ハス^⑱人^⑱アヤシミテ御^⑱殿ノ戸ヲ^⑱アケテ^⑱ミルニ^⑱共ニカクレ給ニケリ御^⑱カホモトノ^⑱コトシ御^⑱香^⑱コトニ^⑱
香^⑲シ御^⑲年四十九^⑲也^⑲終給^⑲日^⑲黒駒^⑲イナ、キ^⑲ヨハヒテ^⑲草^⑲水ヲ^⑲ハマス御輿ニシタカヒテ墓ニイタル一度イナ、キテタ
フレテ^⑳シヌ^⑳ソノカハ子ヲ^⑳ウツム^⑳太子カクレ給シ日彼^⑳衡山ヨリモテキタリ^⑳給ヘリシ^⑳經ハ俄ニ^⑳ウセヌイマタ寺ニ^㉑ア
ル^㉑經ハ^㉑妹子カ^㉑モテキタリシ^㉑ナリ^㉑新羅ヨリタテマツレリシ^㉑尺迦佛ノ像ハ^㉑イマニ山階寺乃^㉑東ノ^㉑堂ニスヘタテマツレリ
百濟國ノ^㉒石像^㉒今ノ^㉒古京ノ^㉒元興寺ノ^㉒東ノ^㉒堂ニオキタテマツレリ太子四天王寺法林寺元興寺中宮寺橘寺蜂岡寺池後寺葛
城寺日向寺等ヲ造給ヘリ^㉓太子^㉓三ノ名アリ^㉓一ニハ^㉓厩戸^㉓皇子ト申キ王ノ^㉓ムマヤノモト^㉓ニシテ^㉓生^㉓給^㉓十^㉓人^㉓一度ニ愁^㉔
申コトヲ^㉔ヨク^㉔キ、テ^㉔一コトヲ^㉔モラサス^㉔事ハリ^㉔給ニヨリテ^㉔也^㉔二に^㉔聖德^㉔太子ト申生給テノフルマヒヨソヲヒミナ

僧二、タマヘリ勝鬘經法花經等ノ疏ヲツクリ法ヲヒロメ人ヲワタシ給ニヨリテ也三に上宮太子ト申推古
天皇ノ御世ニ太子ヲ王宮ノ南ニスマシメテ國ノ政ヲヒトヘニシラシメ給ニヨリテ也

往生極樂記 一

①聖德②太子者。豊日天王第二子也。⑩母妃皇女⑪夢有⑫金色僧謂⑬曰。⑭吾⑮有救世之願。願⑯宿后⑰腹。妃問。為⑱誰。⑲僧曰。
⑳吾救世菩薩。㉑家在西方。妃答。㉒妾腹垢穢。㉓何宿矣。㉔僧曰。㉕吾不厭垢穢。唯望感人間。㉖躍㉗入㉘口中。妃即覺㉙後
㉚喉中㉛猶吞㉜物。自此以後始知㉝有娠。漸及八月。胎中而言声聞于外。出胎之時忽有㉞赤㉟黃㉠光。至自西方㉡照曜㉢殿内。生
而能言。知人拳動。㉣百濟㉤國獻㉥經論。㉦太子㉧奏曰。欲披㉨閱之。㉩天皇㉪恠而㉫問之。㉬奏曰。兒㉭昔㉮在㉯漢㉰住㉱南岳。歷
數千年。㉲修行㉳仙道。時㉴年㉵六歲。太子身体尤香。抱懷之人。奇香染衣數月不滅。㉶百濟㉷日羅來朝。身有光明。太子微服
從諸㉸童子。入㉹館而見之。日羅指太子曰。是神人矣。㉺太子驚去。日羅脫履而走。太子隱坐易衣出。㉻日羅謝罪。再拜㉼跪地
啓㉽曰。㉾敬礼救世㉿觀世音。㊀伝燈東方粟散王。太子縱容而謝之。㊁日羅㊂身㊃放大光。㊄太子㊅亦㊆眉間㊇放光。㊈如日暉。謂
左右曰。日羅者聖人也。兒昔在漢。彼為弟子。常拜日天故。身放光明。
推古天皇立為皇太子。万機悉委焉。太子聽政之日。宿訟未決者八㊉人。同音㊊白事。太子一々㊋能弁答。大臣以下称言。㊌八耳
皇太子。高麗僧惠慈來朝。弘涉内外。尤深釈義。太子問十知百。謂曰。法花經中此句落字。法師答曰。他国之經亦無有字。太
子曰。吾昔所持之經。思有此字。法師答曰。經在何処哉。太子微笑答曰。在㊍大隋㊎衡山寺。即指相群臣可為使者。以㊏小野
妹子遣於大唐。命曰。吾㊑先㊒身所㊓持㊔法花經。在于㊕衡山般若台中。汝取㊖來矣。彼山㊗吾昔同法所遺。只㊘三老僧而已。以
此法服各与之。㊙妹子承命渡海。果㊚到南岳遇㊛三老僧。陳太子命旨。老僧㊜歡喜。即命沙弥。取納經一漆篋而授之。㊝妹子
取㊞經歸朝。太子曰。此經非我所持。

太子宮中有別殿。㊟号㊠夢殿。㊡一月㊢三度㊣沐浴而㊤入。若㊦制諸經疏。有滯義者。即入此殿。常有金人。至自東方告以妙義。

太子^①閉戶^②不出^③。七日七夜。時^④人太^⑤異。惠慈法師^⑥曰。太子^⑦入^⑧三昧。宜莫^⑨奉驚。八日之^⑩晨。玉机之上^⑪有^⑫一卷^⑬經。引^⑭惠慈謂曰。是^⑮吾先身所^⑯持之^⑰經。一卷複一部。去年^⑱妹子所持來者。吾弟子^⑲經也。吾近日^⑳遣魂取來。指所落字而告師。々太驚奇之。先將來經無有此字。太子薨後。山背大兄王子六時礼拜。冬十月廿三日夜半。忽失此^㉑經不知所去。今納法隆寺經。妹子所^㉒持來^㉓也。太子也太子肇制憲法十七条。手書奏之。天下悅。天皇請太子^㉔講^㉕勝鬘經^㉖三曰。太子^㉗着袈裟掘^㉘塵尾^㉙登師子^㉚座。其儀如僧。講^㉛竟之^㉜夜^㉝蓮花忽落。花長二^㉞三尺。明旦^㉟奏之。天皇^㊱太奇。即卜^㊲其地^㊳建立^㊴伽藍。今橘寺^㊵是^㊶也。天皇又令講法花經七日。以播磨国水田三百町給于太子。即施入法隆寺。太子命駕、巡檢造墓。歸有^㊷飢人。臥于道^㊸垂。太子步近^㊹飢人^㊺語曰。可怜々々。即^㊻脱^㊼紫^㊽御袍^㊾覆之。即^㊿賜^㊽歌曰。斯那^㊿提留^㊿夜。可多乎可夜摩邇。伊比邇^㊿宇惠^㊿底許夜世留。他比^㊿々々等^㊿阿波礼。於夜奈之邇。奈礼奈利介米夜。佐須陀氣乃。岐弥波夜奈吉母。伊比邇宇惠天許夜世留。諸能多比々等安波礼。飢人起^㊿首答^㊿歌曰。

伊珂瑠賀能。等美乃乎何波能。多延波許曾。和賀於保只弥能。奈^㊿和須良^㊿礼^㊿米。還宮之^㊿後。遣使視之。飢人既^㊿死。太子大^㊿悲^㊿使厚^㊿葬之。于時^㊿大臣馬子宿禰^㊿等^㊿譏之。太子聞召譏者命曰。卿等發墓^㊿見之。馬子大臣受命^㊿往^㊿見。無有其^㊿屍。棺內^㊿太^㊿香。所賜斂物彩帛等置於棺上。唯無太子紫袍。馬子等太^㊿奇^㊿深歎聖德。

妃^㊿膳部氏在^㊿側。太子曰。汝如我意^㊿一^㊿事^㊿不違。吾^㊿死之^㊿日。同穴共葬。又曰。吾昔^㊿經數十年。修行^㊿仙^㊿道。今^㊿為^㊿小国之儲君。漸^㊿弘^㊿一^㊿乘之^㊿妙^㊿義。吾不欲久遊五濁。妃即反袂嗚咽。又命曰。吾^㊿今夕遷化。子可共去。太子^㊿沐浴^㊿服新^㊿衣裳。妃亦沐浴換衣。臥太子副^㊿床。明^㊿曰太子并妃良^㊿久^㊿不起。左右^㊿開^㊿殿戶。乃知入滅。時^㊿年四十九。当斯時也。天下老少。如哭愛子。如喪慈父。哀泣之声滿於道路。皆曰。日月忽暗。天地既崩。自今以後。永無依怙矣。將斂葬之。

太子并妃^①其容^②如^③生。其身太^④香。拳其兩屍。輕如衣服。高麗僧惠慈聞太子薨。哀哭發誓願曰。日本太子誠是大聖也。我雖異境。心在斷金。縱独愁生。有何益乎。我以太子葬日必死。遇太子於淨土。明年二月廿二日太子薨日。惠慈即死。果如其言。

法華驗記 第一

①聖德②太子。豐日天皇第一子也。⑩母妃皇女⑪夢。有⑬金色僧語⑭云。⑮吾⑯有救世願。⑰宿后妃⑱腹。妃問。為何僧。云。⑲我救世菩薩。⑳家有西方。妃答㉑云。㉒我腹垢穢。㉓何宿居矣。㉔僧曰。㉕吾不厭垢穢望感人間。㉖曜㉗入㉘口中。妃即㉙覺㉚後喉中㉛猶吞㉜物。自此以後始知㉝有娠。漸及八月。胎中而言聲聞于外。出胎之時忽有㉞赤㉟黃色㊱光。至自西方㊲照曜㊳殿內。生而能言。知人動靜。㊴從㊵百濟㊶國始獻㊷經論。㊸太子㊹奏曰。欲披㊺閱之。㊻天皇㊼驚㊽怪㊾問㊿其所由。㊽太子㊾奏曰。㊿昔在㊽漢㊾國㊿住㊽南岳㊾歷數十年。㊽修行㊾仙道。㊽年㊾六歲太子身體甚香。抱懷之人。奇香染衣數月不失。㊽又㊾百濟㊾國㊿日羅來朝。身放光明。弊衣從諸㊽童子㊾入㊽館㊾見之。日羅指太子曰。是神人矣。㊽太子㊾驚去。日羅脫履而走立。太子隱坐易衣而出。㊽日羅謝罪再拜。㊽跪地啟㊾白。㊽敬禮救世㊽觀世音。㊽伝燈東方粟散王。縱容而謝之。㊽日羅㊽身㊾放大光。㊽太子㊾亦㊽眉間㊾放光暉。謂左右曰。太子昔在漢國時。日羅為弟子。常禮日天故。身放光明。

推古天皇立為皇太子。万機悉委焉。聽政之日。宿訟未決者八人。同音白事。太子一々能辨答。大臣以下称八耳皇子。高麗僧惠慈來朝。弘涉内外。尤深积義。太子問十知百。謂曰。法華經中此句落字。法師答曰。他国之經亦無此字。太子曰。吾昔所持之經思有此字。法師問曰。經在何處哉。太子微笑答曰。在㊽大隋㊾衡山寺。即相群臣可為使者。㊽小野㊾妹子遣於大唐。命曰。吾先㊽身所㊾持㊽法華經。在于㊽衡山㊾般若台中。汝取㊽來矣。彼山㊽吾昔同法所遺只㊽三老僧而已。汝以此法服各与彼三僧。㊽妹子承命渡海果㊽到南岳。遇㊽三老僧陳太子命旨。老僧㊽歡喜。即命沙弥㊽取納經一漆函而授之。㊽妹子取㊽經歸朝。太子曰。此經非我所持。

太子宮中有別殿^①号^②夢殿。③一月④三度⑤沐浴而⑥入。若⑦製諸經疏有滯義者。即入此殿。常有金人。至自東方告妙義。太子

閉戸不出。七日七夜。時人大怪。惠慈法師曰。太子入定。宜莫奉驚。八日之晨。玉机之上。有一卷經。語惠慈曰。是我先身所持經也。卷復一部耳。去年妹子所持來。吾弟子經也。吾近日遣魂取來。指所落字告師。々大驚奇。先持來經無有此字。太子薨後。山背太兄皇子奉持此經。六時禮拜。冬十月廿三日夜半。忽失此經不知所去。今納法隆寺經。妹子所持來也。

太子肇製憲法十七個条手書奏之。天下大悅。天皇請太子講勝鬘經三日。太子着袈裟握麈尾登師子座。其作法如僧講說。竟之夜蓮花忽降。花長二三尺。明日奏之。天皇大奇。即卜其地建立伽藍。今橋寺是也。天皇又令講法華經七日。以播摩国水田三百町給太子。即施入法隆寺。

乃至妃膳氏在側。太子曰。汝知我意。一事不違。吾死在近。同穴共葬。又曰。吾昔經數十年。誦誦法華經。修行仙道。今為小国儲君。伝流佛法。弘宣妙法一乘深義。吾不欲久住五濁。妃即反袂嗚咽。又命曰。吾今夜遷化。子共可去。太子沐浴服新衣裳。妃亦沐浴換衣服。臥太子副床。明日太子并妃良久不起。左右開殿戸乃知入滅。時年四十九。當此時。即天變地異敢不可言。天下老少。如哭愛子。如喪父母。哀泣之声滿於道路。皆悲歎言。日月忽暗。天地既崩。自今以後永無依怙矣。將斂葬之時。太子并妃其容如生。其身太香。拳其兩屍輕如衣裳。高麗惠慈聞太子薨。哀哭發誓願曰。日本太子誠是大聖人也。我雖異境心在斷金。余独愍生有何益乎。即以同日惠慈即死。

太子有三名。一度同声申事不落一事。善聞裁給。依之名為豐聰耳皇子。進止威儀。所行作法。悉似僧行。製造勝鬘法華疏弘法度人。是故名為聖德太子。推古天皇為皇太子。王宮南令住。国政悉委。依是名為上宮王焉。出日本記別伝等。

今昔物語 第十一——第一

今昔、本朝二①聖德②太子③卜聖御ケリ。④用明天皇卜申ケル天皇ノ、⑤始テ親王二御ケル時、⑥突部ノ⑦真人ノ娘ノ⑧腹二

生セ給ヘル御子ナリ。

⑨初メ、⑩母①夫人、⑫夢ニ、⑬金色ナル僧来テ⑭云、⑮我ハ世ヲ救誓⑯有。⑰暫ク其⑱御⑲胎ニ⑳宿ムト思ト。夫人答テ云ク、此②誰ガ宣ヘルゾト。③僧宣ハク、④我ハ救世ノ菩薩⑤也。⑥家ハ西ニ有リト。夫人ノ⑦云、⑧我ガ胎ハ垢穢也。⑨何ゾ宿リ給ハムヤト。⑩僧宣ハク、⑪我垢穢ヲ不厭ト云テ、⑫踊⑬口ノ⑭中ニ⑮入ト⑯見テ夢⑰覺ヌ。其⑱後、⑲喉中ニ⑳物ヲ含タルガ㉑如ク思ヘテ⑲懷妊シヌ。

而ル間、用明天皇ノ兄、⑫敏達天皇ノ⑬位ニ即給ヘル⑭年、⑮正月ノ一日、⑯夫人⑰宮ノ内ヲ⑱廻リ⑲行テ□ノ□⑳至ル⑲程ニ、太子⑳生レ㉑給ヘリ。人来テ、太子ヲ⑲懷テ㉑寢殿ニ㉒入ル。⑲俄ニ㉑赤㉒黄ル㉑光リ⑲殿ノ内ヲ㉒照ス。亦、太子ノ㉑御⑲身㉑觀シ事無限シ。⑲四月ノ後言語勢長リ。⑲明ル如シ年ノ⑲二月ノ十五日ノ⑲朝ニ、太子⑲掌ヲ合テ東ニ向テ、⑲南無仏ト宣テ礼シ㉑給フ。

亦、⑲太子⑲六歳ニ㉑成給フ⑲年、⑲百濟⑲国⑲ヨリ⑲僧⑲来テ、⑲經論⑲持⑲渡レリ。⑲太子、此⑲經論ヲ⑲見ムト㉑奏シ㉑給フ。

⑲天皇⑲驚テ㉑怪ミ給テ、⑲其⑲故ヲ⑲問ヒ給フ⑲太子⑲奏シ給ハク、我⑲昔⑲漢ノ⑲国ニ⑲有シ時、⑲南岳ニ⑲住シテ⑲仏ノ道⑲修行シテ、年積タリ。⑲今此国ニ生、此ヲ⑲見ト思フト。天皇許シ給フ。然レバ、⑲太子⑲香ヲ焼、經論ヲ⑲開見給テ後、⑲奏シ㉑

給ハク、⑲月ノ八日、十四日、十五日、二十三日、二十九日、三十日ヲ、⑲此ヲ六齋ノ日ト云。⑲此ノ日ニハ、梵天帝閻浮提ノ⑲政ヲ見給フ。然レバ、国ノ内⑲殺生⑲可⑲止シト。⑲天皇此レヲ聞給テ、⑲天下宣旨ヲ下、⑲此ノ日殺生ヲ止㉑給フ。

亦、太子八歳ニ成給フ年⑲冬、⑲新羅国⑲ヨリ⑲佛像ヲ渡シ㉑奉ル。⑲太子⑲奏シ㉑給ハク、此、⑲西国ノ聖キ⑲釈迦如来ノ像⑲也ト。⑲亦、⑲百濟⑲国⑲ヨリ⑲日羅ト□⑲衣着テ下⑲童部ノ中ニ⑲交ハリ、⑲難波ノ□⑲舍奉ル。⑲太子驚キ逃給フ時、⑲日羅⑲跪テ⑲掌ヲ合テ、太子ニ向テ⑲云ク、

⑲敬礼救世⑲觀世音 ⑲伝灯東方粟散王

ト^⑤申ス間、^⑥日羅^⑤身ヨリ^⑤光ヲ放ツ。其ノ時ニ、^⑤太子^⑤亦^⑤眉ノ間^⑥ヨリ^⑥光ヲ放^⑥給フ事^⑥日ノ光ノ如ク也。^⑥亦^⑥百濟^⑥國^⑥ヨリ^⑥弥勒ノ石像ヲ^⑥渡シ奉タリ。其^⑦時ニ、^⑦大臣^⑦蘇我^⑦ノ馬子^⑦ノ宿禰ト云人、^⑦此ノ来レル使ヲ受テ、^⑦家ノ東ニ^⑦寺ヲ造リ、此ヲ^⑦居ヘテ養フ。^⑦大臣、此寺ニ塔ヲ起ムト為ルニ、^⑧太子^⑧ノ宣ハク、^⑧塔ヲ起テバ、必ズ^⑧仏ノ舍利ヲ籠メ奉ルナリ。^⑧舍利一粒ヲ得、即チ^⑧瑠璃ノ壺ニ入テ^⑧塔ニ安^⑧置シテ、^⑧礼奉ル。忽テ、^⑧太子^⑧此^⑧大臣ト心ニシテ、^⑧三宝ヲ弘^⑧ス。此ノ時ニ、^⑨國ノ内ニ^⑨病^⑨發テ^⑨死ル^⑨人^⑨多カリ。其時ニ、^⑩大連^⑩物部^⑩弓削^⑩ノ守屋、^⑩中臣^⑩ノ勝海^⑩ノ王ト云フニ人有テ、^⑪奏テ^⑪云ク、^⑪我国本ヨリ神ヲノミ貴ビ^⑪崇ム。^⑪然ルニ、近来、^⑪蘇我^⑪大臣、^⑪仏法^⑪ト云物ヲ^⑪發テ行フ。^⑪是ニ依テ、^⑫國ノ内ニ^⑫病^⑫發テ、^⑫民^⑫皆^⑫可死シ。然レバ、^⑫仏法ヲ被^⑫止テ^⑫ノミナム、^⑫人ノ命可殘キト。此ニ依テ、^⑬天皇^⑬詔シテ宣、^⑬申ス所^⑬明ケシ。早ク^⑬仏法ヲ^⑬可^⑬断シト。亦、^⑬太子^⑬奏シ^⑬給ク、^⑬此^⑬ニ^⑬人ノ人、^⑬未ダ因果ヲ不悟。^⑬吉キ^⑬事^⑬福忽ニ至ル。^⑭惡^⑭事ヲ政テバ^⑭過^⑭必^⑭来ル。^⑭此^⑭ニ^⑭人、^⑭必ズ^⑭過^⑭ニ會ナムトスト。然ト云ヘ^⑭共、^⑭天皇^⑭守屋ノ大連ヲ^⑭寺ニ遣テ、^⑭堂塔ヲ破リ、^⑭仏經ヲ焼シム。^⑭焼殘セル仏ヲバ^⑭難波ノ堀江ニ棄テツ。^⑭三人ノ尼ヲバ^⑭責^⑭打テ^⑭追出シツ。

此ノ日、^⑮雲無クシテ^⑮大^⑮風^⑮吹キ^⑮雨^⑮降ル。其時ニ、^⑮太子、今^⑮禍^⑮發ヌト。其^⑮後ニ、^⑮世ニ^⑮瘡ノ^⑮病^⑮發テ、^⑮病痛ム^⑮事^⑮焼^⑮割クガ^⑮如シ。然レバ、^⑮此ノ^⑮二人^⑮悔ヒ悲テ^⑮奏シテ^⑮云ク、^⑮此ノ^⑮病ヒ苦痛キ事^⑮難堪シ。^⑮願クハ^⑮三宝ニ祈ラムト思フ。其^⑯時ニ、^⑯勅有テ、^⑯三人ノ尼ヲ^⑯召テ、^⑯二人ヲ^⑯令祈ム。^⑯亦、^⑯改メテ^⑯寺塔ヲ^⑯造リ^⑯仏法ヲ崇ムル事本ノ如ク也。

然ル間、^⑰太子ノ御父^⑰用明^⑰天皇^⑰位ニ即^⑰給ヒヌ。^⑰詔シテ、^⑰我レ^⑰三宝ヲ^⑰帰^⑰依^⑰セムト。^⑰蘇我^⑰ノ大臣^⑰勅ヲ奏奉シテ、^⑱僧ヲ^⑱召シテ、^⑱初メテ^⑱内裏ニ入レツ。^⑱太子喜ビ給テ、^⑱大臣ノ手ヲ^⑱取テ^⑱涙ヲ流シテ^⑱宣ハク、^⑱三宝ノ妙ナル^⑱事、^⑲人更ニ^⑲不知。只^⑲大臣独り我レニ^⑲心寄タリ。悦バシキ事無限シト。

而ル間、^②人^③有テ^④窃ニ^⑤守屋ノ^⑥大連ニ^⑦告テ^⑧云ク、太子、蘇^⑨□。守屋、^⑩阿都^⑪家ニ^⑫籠居テ、^⑬軍ヲ^⑭□^⑮助ムズ。

亦、此二人ノ、^⑯天皇ヲ^⑰呪ヒ奉ルト云フ事^⑱聞エテ、^⑲蘇我ノ大臣太子ニ申シテ、共ニ^⑳軍ヲ引將テ、^㉑守屋ヲ^㉒討ムト為ル。^㉓

守屋軍ヲ^㉔發テ、^㉕城ヲ^㉖固メテ^㉗禦キ^㉘戰フ。^㉙其軍^㉚強ク^㉛盛ニシテ、^㉜御方ノ^㉝軍^㉞怖惶^㉟三度^㊱退キ^㊲返ル。其^㊳時ニ、^㊴太

子ノ^㊵御^㊶年^㊷十六^㊸歳^㊹也。^㊺軍ノ後ニ^㊻打^㊼立テ、^㊽軍ノ^㊾政人、^㊿秦ノ川勝ニ[㋀]示シテ宣ハク、汝[㋁]忽ニ[㋂]木ヲ取テ、[㋃]四天王

ノ像ニ[㋄]刻テ、髮ノ[㋅]上ニ[㋆]指シ、[㋇]鉾ノ[㋈]崎ニ[㋉]捧テ。[㋊]願ヲ[㋋]發テ宣ハク、[㋌]我等ヲ[㋍]此ノ[㋎]戰ニ[㋏]令[㋐]勝[㋑]給タラバ、[㋒]当[㋓]四天

王ノ[㋔]像ヲ[㋕]頭シ奉リ、[㋖]寺[㋗]塔[㋘]起ムト。[㋙]蘇我ノ[㋚]大臣モ[㋛]亦、[㋜]如此ノ[㋝]願ヲ[㋞]發テ[㋟]戰フ間ニ、[㋠]守屋ノ[㋡]大連、[㋢]大ナル櫟

ノ[㋣]木ニ[㋤]登テ、[㋥]誓テ[㋦]物部ノ[㋧]氏ノ[㋨]大神ニ[㋩]祈請テ、[㋪]箭ヲ[㋫]放。其ノ箭、[㋬]太子ノ[㋭]鎧ニ[㋮]當テ落ヌ。[㋯]太子、[㋰]舍人[㋱]迹見ノ

赤[㋲]楯ニ[㋳]仰テ、[㋴]四天王ニ[㋵]祈テ[㋶]箭ヲ[㋷]令[㋸]放ム。其箭[㋹]遠ク行テ、[㋺]守屋ガ[㋻]胸ニ[㋼]當テ、[㋽]逆サマニ[㋾]木[㋿]ヨリ^㊀落ヌ。然レバ、

其^㊁軍壞ヌレバ、^㊂御方ノ軍^㊃弥^㊄ヨ^㊅貴寄テ、^㊆守屋ガ^㊇頭ヲ^㊈斬ツ。其後、^㊉家ノ内ノ[㊊]財ヲ[㊋]バ、[㊌]皆[㊍]寺ノ[㊎]物ト[㊏]成シテ、[㊐]莊園

ヲ[㊑]悉ク寺ノ領ト成シ、[㊒]忽ニ[㊓]玉造ノ[㊔]岸ノ[㊕]上ニ、[㊖]始テ[㊗]四天王寺ヲ[㊘]造給ヒツ。

亦、[㊙]太子ノ[㊚]伯父、[㊛]宗峻[㊜]天王ノ[㊝]位ニ[㊞]給テ、[㊟]世ノ[㊠]政ヲ[㊡]皆太子ニ[㊢]付奉リ給フ。其時ニ、[㊣]百濟[㊤]国ノ[㊦]使、[㊧]阿佐[㊨]ト云フ

皇子[㊩]来レリ。[㊪]太子ヲ[㊫]拜シテ[㊬]申サク、
[㊭]敬礼救世[㊮]大悲[㊯]觀世[㊰]音^㊱菩薩^㊲ 妙教々^㊳流通^㊴東方^㊵日国^㊶ 四十九歳^㊷伝灯演說

トゾ^㊸申シケル。其間、^㊹太子ノ^㊺眉ノ間^㊻ヨリ^㊼白キ光ヲ^㊽放^㊾給フ。

亦、太子、^㊿甲斐ノ[㋀]国[㋁]ヨリ[㋂]奉レル[㋃]黒キ小馬ノ[㋄]四ノ足[㋅]白キ有リ、其レニ[㋆]乗テ、[㋇]空ニ[㋈]昇テ[㋉]雲ニ[㋊]入テ[㋋]東ヲ[㋌]指テ[㋍]去[㋎]給

ヌ。[㋏]使丸ト云フ者、[㋐]御馬ノ[㋑]右ニ[㋒]副テ[㋓]同ク昇ヌ。諸ノ[㋔]人は[㋕]見テ、[㋖]空ヲ[㋗]仰テ[㋘]見[㋙]嗚ル事無限シ。太子、[㋚]信濃ノ[㋛]国ニ[㋜]至

給テ、[㋝]御輿ノ[㋞]塚ヲ[㋟]廻テ、[㋠]三日ヲ[㋡]経テ[㋢]還[㋣]給ヘリ。

亦、太子ノ[㋤]御姑、[㋥]推古天皇[㋦]位ニ[㋧]即[㋨]給ヌ。世ノ[㋩]政ヲ[㋪]偏ニ[㋫]太子ニ[㋬]任セ奉リ[㋭]給フ。[㋮]太子、[㋯]天皇ノ[㋰]御前ニ[㋱]シテ、[㋲]袈

袈ヲ着、¹²主尾ヲ取テ、¹³高座ニ¹⁴登テ¹⁵勝鬘經ヲ¹⁶講ジ¹⁷給フ。¹⁸諸ノ名僧有テ、¹⁹義ヲ問フニ、²⁰説キ答フル事妙也。²¹三日
講ジテ²²畢給フ²³夜、²⁴天ヨリ²⁵蓮華²⁶雨レリ。²⁷花ノ²⁸広サ²⁹三尺、³⁰地ノ上³¹三四寸³²満テリ。³³明ル朝ニ此ノ由ヲ³⁴奏ス。³⁵
天皇此レヲ³⁶見給フニ、³⁷大ニ奇ミ貴ミ給事無限シ。忽ニ、³⁸其ノ地ニ³⁹寺ヲ⁴⁰起テツ。⁴¹今ノ橘寺⁴²是也。⁴³其蓮花⁴⁴于今彼
ノ⁴⁵寺ニ有リ。

亦、⁴⁶太子、⁴⁷小野ノ⁴⁸妹子ト云フ人ヲ⁴⁹使トシテ、⁵⁰前身ニ⁵¹大隋ノ⁵²衡山ト云ツ⁵³妹子ニ⁵⁴教テ宣フ、⁵⁵赤県ノ南ニ
衡山⁵⁶有リ。其ノ⁵⁷我ガ昔ノ同法共有シ、⁵⁸皆死ニケム。今⁵⁹三人ゾ⁶⁰有ラム。其二会テ、⁶¹我ガ使ト名乗テ、⁶²其所ニ
我⁶³住セシ時ニ⁶⁴持セシ⁶⁵法華經ノ⁶⁶合セテ一卷ナル⁶⁷御スラヌ、⁶⁸詣テ可⁶⁹持⁷⁰来シト。⁷¹妹子、⁷²教⁷³ノ如ク⁷⁴彼ノ国ニ行テ、⁷⁵其
所ニ⁷⁶至ル。⁷⁷門ニ⁷⁸一人⁷⁹沙弥⁸⁰有リ。妹子ヲ⁸¹見、其ノ言ヲ聞テ返⁸²入テ、⁸³思禪法師ノ御⁸⁴使、此ニ⁸⁵来レリト⁸⁶告レバ、
老タル⁸⁷三人ノ、⁸⁸杖ヲ植テ⁸⁹出来テ、⁹⁰喜テ妹子ニ⁹¹教テ⁹²經ヲ取セツ。⁹³妹子⁹⁴經ヲ得テ、⁹⁵持⁹⁶来テ⁹⁷太子ニ奉ル。

亦、⁹⁸太子、⁹⁹鷓ノ宮ノ¹⁰⁰寢殿ノ¹⁰¹傍ニ¹⁰²屋ヲ造テ¹⁰³夢殿ト¹⁰⁴名付テ、¹⁰⁵一日ニ¹⁰⁶三度¹⁰⁷沐浴シテ¹⁰⁸入給フ。¹⁰⁹明ル朝ニ¹¹⁰出給テ、
閻浮提ノ善惡ノ¹¹¹事ヲ語リ給フ。¹¹²亦、其ノ¹¹³内ニシテ¹¹⁴諸ノ經ノ疏ヲ作り¹¹⁵給フ。

或時ニ、¹¹⁶七日七夜¹¹⁷不出¹¹⁸給。¹¹⁹戸ヲ閉テ、¹²⁰音ヲモ不聞ズ。諸ノ¹²¹人此ヲ¹²²怪ミ、其時ニ、¹²³高麗ノ¹²⁴惠茲法師ト云フ人
ノ¹²⁵云ク、¹²⁶太子ハ是レ、¹²⁷三昧¹²⁸定ニ¹²⁹入リ¹³⁰給ヘル也。¹³¹驚カシ奉ル事無限シ。¹³²八日ト云¹³³朝ニ¹³⁴出給ヘリ。傍ニ¹³⁵玉ノ机ノ
上¹³⁶一卷ノ¹³⁷經¹³⁸有リ。太子、¹³⁹惠茲¹⁴⁰語テ宣ク、¹⁴¹我ガ前身ニ¹⁴²衡山¹⁴³有リシ時ニ、¹⁴⁴持奉リシ¹⁴⁵經、¹⁴⁶是也。¹⁴⁷去シ年、¹⁴⁸妹
子ガ持来レリシ¹⁴⁹經ハ、¹⁵⁰我ガ弟子ノ經也。¹⁵¹三人ノ¹⁵²老僧ノ¹⁵³我ガ¹⁵⁴納メ所ヲ不知シテ、¹⁵⁵異¹⁵⁶經ヲ遣タリシカバ、¹⁵⁷我ガ¹⁵⁸
魂遣テ取タル¹⁵⁹也ト。¹⁶⁰其經ト見合スルニ、¹⁶¹此ニハ¹⁶²無キ文字¹⁶³一ツ有リ。¹⁶⁴此ノ¹⁶⁵經モ¹⁶⁶一卷ニ¹⁶⁷書ケリ。¹⁶⁸黄紙¹⁶⁹ノ¹⁷⁰軸也。

亦、¹⁷¹百濟¹⁷²国¹⁷³ヨリ¹⁷⁴道欣ト云フ¹⁷⁵僧¹⁷⁶等¹⁷⁷十人¹⁷⁸来テ、¹⁷⁹太子ニ¹⁸⁰仕ル。¹⁸¹前ノ世ニ、¹⁸²衡山¹⁸³ニシテ¹⁸⁴法花¹⁸⁵經¹⁸⁶説¹⁸⁷給ヒケル
時、¹⁸⁸我等¹⁸⁹盧岳ノ¹⁹⁰道士トシテ、¹⁹¹時々¹⁹²参ツ、¹⁹³聞シハ我等¹⁹⁴也ト申ス。

次^①年、^②妹子^③亦^④唐^⑤二渡^⑥テ、^⑦衡山^⑧ニ^⑨行^⑩タリケルニ、^⑪前^⑫二有^⑬シ^⑭三人ノ老^⑮僧^⑯、^⑰二人ハ死^⑱ニケリ。今^⑲一人^⑳残^㉑テ^㉒語^㉓テ^㉔云ク、^㉕去^㉖シ年ノ^㉗秋^㉘、^㉙汝ガ^㉚国ノ太子^㉛、^㉜青龍ノ車^㉝ニ^㉞乗^㉟テ^㊱五百人ヲ随^㊲テ、^㊳東ノ^㊴方^㊵ヨリ^㊶空ヲ躡^㊷テ、^㊸古キ室ノ内^㊹ニ^㊺採^㊻メル^㊼一^㊽卷ノ經ヲ取^㊾テ、^㊿雲ヲ[㋀]去[㋁]給[㋂]ヒニキト[㋃]云[㋄]ラ聞[㋅]ニゾ、太子ノ[㋆]夢殿[㋇]ニ[㋈]入[㋉]テ七日七夜不出[㋊]給[㋋]リシハ然[㋌]也[㋍]ケリト知[㋎]ル。亦、[㋏]太子ノ[㋐]御[㋑]、[㋒]拍手ノ氏[㋓]、[㋔]傍[㋕]候時ニ、[㋖]太子[㋗]宣[㋘]ハク、[㋙]汝ヲ[㋚]、我ニ随[㋛]テ、年[㋜]来[㋝]一[㋞]事ヲ[㋟]不[㋠]違[㋡]リツ。此レ[㋢]幸[㋣]也。我ガ[㋤]死[㋥]ナム[㋦]日ハ[㋧]穴ヲ同[㋨]クシテ共[㋩]ニ[㋪]可[㋫]埋[㋬]シト。妃ノ[㋭]云ク、[㋮]万歳[㋯]千秋ノ間、[㋰]朝暮[㋱]ニ仕[㋲]ラムトコソ[㋳]思[㋴]給[㋵]ツルニ、[㋶]何ニ[㋷]今日[㋸]終[㋹]ノ事ヲバ示[㋺]シ[㋻]給[㋼]フゾト。[㋽]太子ノ宣[㋾]ハク、[㋿]初メ有^㊀ル^㊁者、^㊂必^㊃終^㊄有^㊅リ。生^㊆ズルハ^㊇死^㊈ス。此レ^㊉人ノ常[㊊]ノ道[㊋]也。我レ昔[㊌]シ[㊍]多[㊎]ノ身ヲ受[㊏]テ[㊐]仏ノ[㊑]道ヲ勤[㊒]行[㊓]シキ。僅[㊔]ニ[㊕]小国ノ太子[㊖]トシテ、[㊗]妙ナル[㊘]義ヲ[㊙]弘[㊚]メ、[㊛]法[㊜]無[㊝]キ所ニ[㊞]乘[㊟]ノ理ヲ[㊠]説[㊡]、[㊢]此ヲ聞[㊣]テ、[㊤]涙ヲ流[㊥]シテ、[㊦]此ノ旨ヲ[㊧]承[㊨]ハル。

亦、[㊩]太子[㊪]、[㊫]刃[㊬]、[㊭]飢タル人[㊮]臥[㊯]セリ。乘[㊰]給^㊱ヘル^㊲黒ノ^㊳少馬^㊴不^㊵歩^㊶シテ^㊷留^㊸ル。^㊹太子^㊺馬^㊻ヨリ^㊼下^㊽テ、^㊾此ノ^㊿飢人[㋀]ト[㋁]談[㋂]ヒ[㋃]給[㋄]、[㋅]紫ノ[㋆]御[㋇]衣ヲ[㋈]脱[㋉]テ[㋊]覆[㋋]給[㋌]テ、[㋍]歌ヲ[㋎]給[㋏]フ、

志太[㋐]弓留[㋑]耶[㋒] 加太[㋓]乎加耶末[㋔]尔[㋕] 伊比[㋖]尔[㋗]宇惠[㋘]弓[㋙] 布世[㋚]留[㋛]太比[㋜]々[㋝]度[㋞] 阿和[㋟]連[㋠]於耶那[㋡]志[㋢]

其時ニ、[㋣]飢人[㋤]頭ヲ持[㋥]上[㋦]テ、[㋧]返[㋨]歌ヲ奉[㋩]、

伊加[㋐]留加耶[㋑] 度美[㋒]乃乎加波[㋓]乃[㋔] 太衣[㋕]波古曾[㋖]和加[㋗]乎保岐美[㋘]乃[㋙]美[㋚]奈[㋛]波[㋜]和須[㋝]礼[㋞]女[㋟]

太子[㋐]宮[㋑]ニ返[㋒]給[㋓]テ[㋔]後[㋕]ニ、[㋖]此ノ[㋗]人[㋘]死[㋙]ケリ。[㋚]太子[㋛]悲[㋜]ビ給[㋝]テ、[㋞]此ヲ[㋟]令[㋠]葬[㋡]給[㋢]ツ。其[㋣]時[㋤]ニ[㋥]大臣[㋦]等[㋧]、[㋨]此ノ事ヲ不[㋩]受[㋪]シテ[㋫]謗[㋬]ル[㋭]人[㋮]、[㋯]七^㊀人^㊁有^㊂リ。^㊃太子^㊄、^㊅此七人ヲ^㊆、^㊇宣^㊈ハク、^㊉彼[㊊]片岡山[㊋]ニ[㊌]行[㊍]テ[㊎]見[㊏]ヨト。然レバ、[㊑]行[㊒]テ[㊓]見[㊔]ルニ、[㊕]屍[㊖]無[㊗]シ。[㊘]棺ノ内[㊙]甚[㊚]ダ[㊛]腹[㊜]バシ。是ヲ[㊝]見[㊞]テ、[㊟]皆[㊠]驚[㊡]キ[㊢]怪[㊣]フ。

然ル間、[㊤]太子[㊥]、[㊦]鰐宮[㊧]ニ[㊨]御坐[㊩]テ[㊪]妃[㊫]ニ[㊬]語[㊭]シ[㊮]給[㊯]フ。[㊰]我レ、^㊱今^㊲夜^㊳、^㊴世ヲ^㊵去^㊶ナムトスト^㊷宣^㊸テ、^㊹沐浴^㊺シ^㊻洗^㊼頭^㊽シ^㊾給^㊿テ、[㋀]淨[㋁]キ[㋂]衣ヲ[㋃]着[㋄]テ、[㋅]妃[㋆]ト[㋇]床ヲ[㋈]并[㋉]テ[㋊]臥[㋋]給[㋌]ヌ。[㋍]明[㋎]ル[㋏]朝[㋐]ニ[㋑]久[㋒]ク[㋓]不[㋔]起[㋕]給[㋖]。人々[㋗]怪[㋘]ムデ大[㋙]殿ノ戸ヲ[㋚]開[㋛]テ[㋜]見[㋝]ルニ、

妃ト^①共ニ隠レ給ヒニケリ。^②其ノ^③白、^④生給ヘリシ^⑤如シ。^⑥香殊ニ^⑦馥バシ。^⑧年四十九^⑨也。

其^⑩終リ給フ^⑪日、^⑫黒小馬^⑬嘶キ^⑭呼テ、^⑮水草ヲ^⑯不飲食シテ、^⑰死。^⑱其骸ヲバ^⑲埋ツ。亦、^⑳太子隠レ給フ日、^㉑衡山ヨリ持巨^㉒給ヘリシ一卷ノ^㉓經モ^㉔失。定テ亦具シ奉リ給ヘルナルベシ。^㉕今ノ世ニ^㉖有ハ、前ニ^㉗妹子ガ^㉘持巨レリシ經^㉙也。

^㉚新羅ヨリ渡リ給ヘリシ^㉛釈迦ノ像ハ、^㉜今ニ^㉝興福寺ノ^㉞東^㉟金^㊱堂ニ^㊲在マス。^㊳百済国ヨリ渡リ給ヘリシ^㊴弥勒ノ^㊵石像ハ、^㊶今、^㊷古京ノ^㊸元興寺ノ^㊹東ニ^㊺在ス。太子ノ作り給ヘル自筆ノ法華經ノ疏ハ、今鷗寺ニ有リ。亦、太子御物ノ具等、其寺ニ有リ。多ノ年ヲ積メリト云ヘドモ、損ズル事無シ。

亦、^㊻太子ニ^㊼三ノ名在ス。^㊽一ハ^㊾厩戸ノ^㊿皇子、[㋀]厩ノ[㋁]戸辺[㋂]ニシテ[㋃]生レ[㋄]給ヘバト也。[㋅]二ハ[㋆]八耳ノ[㋇]皇子、[㋈]数[㋉]人ノ[㋊]一度ニ[㋋]申ス事[㋌]善ク[㋍]聞テ[㋎]一言モ[㋏]不漏[㋐]載リ[㋑]給ヘレバ[㋒]也。[㋓]三ハ[㋔]聖徳[㋕]太子、[㋖]教ヲ[㋗]弘メ[㋘]人ヲ度シ[㋙]給ヘレバ[㋚]也。亦、[㋛]上宮[㋜]太子[㋝]ト申ス。[㋞]推古天皇ノ御代ニ、[㋟]太子ヲ[㋠]王[㋡]宮ノ南ニ[㋢]令[㋣]任テ[㋤]国政ヲ任セ奉リシニ[㋥]依テ[㋦]也。

此ノ朝ニ仏法ノ伝ハル事ハ、太子ノ御世ヨリ弘メ給ヘル也。不然ハ、誰カハ仏法名字ヲモ聞カム。心有ラム人ハ、必報ジ可奉シトナム語り伝ヘタルト也。

対 照 番 号	書 名	日本 書紀	靈 異 記	太子 傳曆	三 宝 繪 詞	往 生 極 樂 記	法 華 驗 記	今 昔 物 語
①	聖徳		○			○	○	○
②	太子		○		○		○	○
③	ト申聖御ケリ				○			○
④	用明天皇				○			○
⑤	始テ親王ニ御ケル時				○			○
⑥	突部			○	○			○

対 照 番 号	書 名	日本 書紀	靈 異 記	太子 傳曆	三 宝 繪 詞	往 生 極 樂 記	法 華 驗 記	今 昔 物 語
500	給ヘリ				○			○
501	亦				○			○
502	御姑				○			○
503	推古天皇			○	○			○
504	位ニ即	○			○			○
505	給ヌ				○			○

②7	②6	②5	②4	②3	②2	②1	②0	①9	①8	①7	①6	①5	①4	①3	①2	①1	①0	⑨	⑧	⑦
我が胎ハ垢穢	云	家ハ西ニ有リ	也	我ハ救世ノ菩薩	僧	誰	宿ム	胎	御	暫ク	有	我ハ世ヲ救	云	金色ナル僧	夢ニ	夫人	母	初メ	腹ニ生セ給ヘル御子ナリ	真人
○		○		○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○					
		○	○	○			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
○		○		○	○	○	○	○			○	○	○	○	○		○			
○	○	○		○			○	○			○	○	○	○	○		○			
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

⑤26	⑤25	⑤24	⑤23	⑤22	⑤21	⑤20	⑤19	⑤18	⑤17	⑤16	⑤15	⑤14	⑤13	⑤12	⑤11	⑤10	⑤09	⑤08	⑤07	⑤06
天ヨリ	夜	畢	講ジテ	三日	説キ答フル事妙也	義ヲ問フ	諸ノ名僧	給フ	講ジ	勝鬘經ヲ	登テ	座ニ	高	主尾ヲ	袈裟ヲ着	天皇ノ御前ニシテ	太子	給フ	太子ニ	政ヲ
		○		○					○	○										
	○	○	○	○		○	○				○	○		○						
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○	○	○	○	○
	○	○	○	○					○	○	○	○		○	○		○			
	○	○	○	○					○	○	○	○		○	○		○			
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

④⑧	④⑦	④⑥	④⑤	④④	④③	④②	④①	④①	③⑨	③⑧	③⑦	③⑥	③⑤	③④	③③	③②	③①	③①	②⑨	②⑧
廻リ	宮ノ内ヲ	夫人	正月ノ一日	年	位ニ即給ヘル	敏達天皇	懐妊シヌ	如ク	物ヲ	喉中ニ	後	覚ヌ	見テ	入	中ニ	口	踊	我垢穢ヲ不厭	僧	何ゾ宿リ
○	○				○															
○	○		○	○		○	○	○	○	○		○		○	○	○	○	○	○	○
○	○	○	○	○		○	○						○	○		○	○			
							○	○	○	○	○			○	○	○	○	○	○	○
							○	○	○	○	○			○	○	○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

⑤⑦	⑤⑥	⑤⑤	⑤④	⑤③	⑤②	⑤①	⑤①	⑤①	⑤①	⑤①	⑤①	⑤①	⑤①	⑤①	⑤①	⑤①	⑤①	⑤①	⑤①	⑤①
于今	花	其	也	是	今ノ橘寺	起テツ	寺ヲ	其ノ地	大ニ奇ミ	見給フ	天皇	奏ス	明ル朝	満テリ	地	三尺	広サ	花ノ	雨レリ	蓮華
			○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○		○	○	○
○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○		○	○	○	○	○	○	○	○
			○	○	○	○	○	○	○		○	○	○			○		○		○
			○	○	○	○	○	○	○		○	○	○			○		○		○
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

⑥9	⑥8	⑥7	⑥6	⑥5	⑥4	⑥3	⑥2	⑥1	⑥0	⑤9	⑤8	⑤7	⑤6	⑤5	⑤4	⑤3	⑤2	⑤1	⑤0	④9
朝二	二月ノ十五日	明ル年	四月ノ後	馥シ	身	御	照ス	殿ノ内ヲ	光リ	黄	赤	俄ニ	入ル	寝殿ニ	懐テ	給ヘリ	生レ	程ニ	至ル	行テ
																	○		○	○
○	○		○	○	○		○	○	○	○	○		○	○	○		○		○	○
○	○	○	○	○	○	○			○		○	○		○	○	○	○	○	○	
							○	○	○	○	○									
							○	○	○	○	○									
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

⑤8	⑤7	⑤6	⑤5	⑤4	⑤3	⑤2	⑤1	⑤0	④9	④8	④7	④6	④5	④4	④3	④2	④1	④0	③9	③8
我が使ト名乗テ	有ラム	人ゾ	三	皆死ニケム	我が昔ノ同法	有リ	衡山	赤県ノ南ニ	教テ宣フ	妹子ニ	衡山	大隋ノ	身ニ	前	使トシテ	妹子	小野	太子	亦	寺ニ有リ
																○	○			
	○		○	○	○	○	○	○		○		○	○		○		○		○	○
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○		○	○	○	○	○	○	○	○
			○		○		○				○	○	○	○		○	○			
			○		○		○				○	○	○	○		○	○			
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

90	89	88	87	86	85	84	83	82	81	80	79	78	77	76	75	74	73	72	71	70
天皇	給フ	奏シ	見ム	経論	太子	渡レリ	持	経論	来テ	僧	ヨリ	国	百濟	年	成給フ	六歳ニ	太子	給フ	南無仏ト	掌ヲ合テ東ニ向テ
○		○	○	○	○		○	○				○	○						○	○
	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○
○		○	○		○			○				○	○	○		○				
○		○	○		○			○			○	○	○	○		○				
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

589	588	587	586	585	584	583	582	581	580	579	578	577	576	575	574	573	572	571	570	569
使	思禅法師	入テ	見	有リ	沙弥	人	一	門ニ	至ル	彼ノ	ノ如ク	妹子	来	持	御ス	合セテ一巻ナル	法華経	持セシ	住セシ時ニ	其
○	○			○	○		○	○	○	○		○	○	○		○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
									○			○	○				○	○		
									○			○	○				○	○		
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

①①	①⑩	①①⑧	①①⑧	①①⑦	①①⑥	①①⑤	①①④	①①③	①①②	①①①	①①①	①①①	①①①	①①①	①①①	①①①	①①①	①①①	①①①	
奏シ	開見	香ヲ焼	太子	見ト	今	修行シテ	仏ノ道	住シテ	南岳ニ	有シ	国	漢ノ	昔	奏シ	太子	問ヒ	故ヲ	其	怪ミ	驚テ
○	○	○	○	○	○	○	○	○		○		○	○	○	○	○				
	○	○																		
						○	○	○	○	○		○	○	○		○			○	
						○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

⑥①①	⑥①①	⑥①①	⑥①①	⑥①①	⑥①①	⑥①①	⑥①①	⑥①①	⑥①①	⑥①①	⑥①①	⑥①①	⑥①①	⑥①①	⑥①①	⑥①①	⑥①①	⑥①①	⑥①①	⑥①①
夢殿ト	屋ヲ造テ	傍ニ	寝殿ノ	鷗ノ宮	太子	太子ニ奉ル	来テ	持	経ヲ	妹子	経ヲ取セ	教テ	喜テ	出	杖ヲ槌テ	人	三	老タル	告レバ	来レリ
				○						○										
○		○	○	○	○	○	○						○	○	○			○		○
○	○	○	○	○	○		○	○			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
○					○				○	○	○		○				○	○		
○					○				○	○	○		○				○	○		
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

⑬②	⑬①	⑬⑩	⑬⑨	⑬⑧	⑬⑦	⑬⑥	⑬⑤	⑬④	⑬③	⑬②	⑬①	⑬⑩	⑬⑨	⑬⑧	⑬⑦	⑬⑥	⑬⑤	⑬④	⑬③	⑬②	
西国ノ	給ハク	奏シ	太子	奉ル	仏像ヲ	ヨリ	新羅国	冬	給フ	此ノ日殺生ヲ止	天下宣旨ヲ下	天皇	止	可シ	殺生	政ヲ見	此ノ日ニハ梵天帝釈	此ヲ六斎	二月ノ八日、十四日、十五日、二十三日、二十九日、三十日ヲ	給ハク	
○		○	○	○	○		○	○		○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○
○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

⑥③①	⑥③①	⑥②⑨	⑥②⑧	⑥②⑦	⑥②⑥	⑥②⑤	⑥②④	⑥②③	⑥②②	⑥②①	⑥②①	⑥①⑨	⑥①⑧	⑥①⑦	⑥①⑥	⑥①⑤	⑥①④	⑥①③	⑥①②	⑥①①	
怪ミ	人	音	戸ヲ閉テ	給	不出	七日七夜	或	給フ	諸ノ経ノ疏ヲ作り	内ニ	亦	事ヲ語り	閻浮提ノ	出給テ	明ル朝ニ	入	沐浴シテ	三度	一	名付	
○	○		○			○			○			○			○	○	○	○	○	○	○
		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
○	○		○		○	○			○							○	○	○	○	○	○
○	○		○		○	○			○						○	○	○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

①74	①73	①72	①71	①70	①69	①68	①67	①66	①65	①64	①63	①62	①61	①60	①59	①58	①57	①56	①55	①54
宿禰	馬子	蘇我	大臣	時二	渡シ	弥勒ノ石像	ヨリ	国	百濟	亦	日ノ光ノ如ク	給フ	光ヲ放	ヨリ	眉ノ間	亦	太子	光ヲ放ツ	身	日羅
○	○	○				○	○		○											
		○	○			○	○		○		○		○		○	○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○
											○		○		○	○	○	○	○	○
												○		○	○	○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

⑥73	⑥72	⑥71	⑥70	⑥69	⑥68	⑥67	⑥66	⑥65	⑥64	⑥63	⑥62	⑥61	⑥60	⑥59	⑥58	⑥57	⑥56	⑥55	⑥54	⑥53
無キ…字	其経ト見合スルニ	也	魂遣テ取タル	我が	経	異	納メ所ヲ不知シテ	我が	僧	老	人	三	我が弟子ノ経也	経	妹子ガ持来レリシ…ハ	去シ年	也	是	経	持
			○		○		○	○		○		○	○		○	○	○		○	○
○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
			○									○			○	○			○	○
			○									○			○	○	○		○	○
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

195	194	193	192	191	190	189	188	187	186	185	184	183	182	181	180	179	178	177	176	175	
病	内ニ	国ノ	此ノ時ニ	三宝ヲ弘	大臣ト心一ニシテ	太子	礼	置シテ	塔ニ	瑠璃ノ壺ニ入テ	舍利一粒ヲ得	仏ノ舍利	塔	宣ハク	太子ノ	大臣此寺ニ塔ヲ起ム	居ヘテ	寺ヲ造リ	家ノ東	此ノ	
○		○	○																○		
○		○					○			○	○	○			○					○	
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

694	693	692	691	690	689	688	687	686	685	684	683	682	681	680	679	678	677	676	675	674	
法花	ニ…テ	衡山	前ノ世ニ	仕ル	来テ	十人	等	僧	道欣	ヨリ	国	百濟	亦	軸	黄紙	書ケリ	一卷ニ	経モ	此ノ	一ツ有リ	
						○		○	○			○									
○		○				○	○	○	○			○		○	○		○	○			
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

216	215	214	213	212	211	210	209	208	207	206	205	204	203	202	201	200	199	198	197	196
発テ行フ	ト云	仏法	大臣	蘇我	然ル	崇ム	我国本ヨリ神ヲノミ	云ク	奏テ	王	勝海	中臣	守屋	弓削	物部	大連	多カリ	人	死ル	発テ
○		○		○				○	○		○	○	○	○	○	○	○		○	
○		○		○				○	○		○	○		○	○	○	○		○	
	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

715	714	713	712	711	710	709	708	707	706	705	704	703	702	701	700	699	698	697	696	695
三	前	行タリ	衡山ニ	唐ニ渡テ	亦	妹子	年	ト申ス	也	聞シ	参ツ、	時々	トシテ	道士	盧岳	我等	時	給ヒ	説	経
○	○		○			○				○		○			○	○			○	
	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

207	206	205	204	203	202	201	200	199	198	197	196	195	194	193	192	191	190	189	188	
二	此	給ク	太子奏シ	断	可	仏法ヲ	明ケシ	申ス所	詔シテ	人ノ命可殘キト	ノミナム	止テ	仏法ヲ	可	皆	民	発テ	病	内ニ	是ニ依テ
				○	○	○			○					○		○		○		
○			○	○	○	○			○					○		○		○		
○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

736	735	734	733	732	731	730	729	728	727	726	725	724	723	722	721	720	719	718	717	716
去	雲ヲ	一卷ノ経ヲ取テ	古キ室ノ内ニ	空ヲ踏テ	ヨリ	方	東ノ	五百人ヲ随テ	乗テ	青竜ノ車ニ	国ノ太子	汝ガ	秋	去シ年	云ク	語テ	残テ	一人	二人	僧
○		○	○	○	○	○	○	○		○	○		○	○	○	○		○	○	○
○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

719	718	717	716	715	714	713	712	711	710	709	708	707	706	705	704	703	702	701	700	699
焼	事	病痛ム	発テ	病	瘡	後ニ	発又	禍	太子	降ル	雨	吹キ	風	大	雲無クシテ	此ノ日	追出シツ	打	三人ノ尼ヲバ	難波ノ堀江ニ棄テツ
○			○		○						○		○		○	○				○
○			○		○			○	○		○		○	○	○	○				○
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

718	717	716	715	714	713	712	711	710	709	708	707	706	705	704	703	702	701	700	699	698
也	人ノ常ノ道	死ス	終有リ	必	者	初メ有ル	太子	給フ	終ノ事ヲ	今日	何ニ	思給	朝暮ニ仕ラムトコソ	千秋	万歳	云ク	妃ノ	埋	可シ	穴ヲ同クシテ共ニ
	○	○	○			○	○		○		○			○	○	○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○
																				○
																				○
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

300	299	298	297	296	295	294	293	292	291	290	289	288	287	286	285	284	283	282	281	280	
用明	太子ノ御父	造り	寺	改メテ	亦	令祈ム	召テ	三人ノ尼ヲ	勅有テ	時ニ	三宝ニ祈ラム	願クハ	難堪シ	病ヒ苦痛キ事	云ク	奏シテ	悔ヒ悲デ	二ノ人	如シ	割ク	
○																			○		
○																				○	
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

799	798	797	796	795	794	793	792	791	790	789	788	787	786	785	784	783	782	781	780	779	
黒馬	臥セリ	飢タル人	辺	太子	承ハル	涙ヲ流シテ	説	法無キ所ニ乗ノ	弘メ	義ヲ	妙ナル	トシテ	小国ノ	僅ニ	行	道	仏ノ	身ヲ	多ノ	我レ昔シ	
	○	○	○	○																	
	○			○																	
○	○	○	○	○						○	○	○	○	○	○	○		○		○	
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○		○	○	○	○	○	
	○	○	○	○					○	○	○	○	○		○	○	○			○	
									○	○	○	○	○		○	○	○			○	
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

321	320	319	318	317	316	315	314	313	312	311	310	309	308	307	306	305	304	303	302	301
事	三宝ノ妙ナル	宣ハク	涙ヲ	取テ	大臣ノ手ヲ	太子喜ビ	内裏ニ入レツ	召シテ	僧ヲ	勅	蘇我ノ大臣	セム	衣	帰	三宝	我レ	詔シテ	給ヒヌ	位ニ即	天皇
							○		○	○	○	○		○	○	○	○		○	○
	○		○		○	○	○		○	○	○	○		○	○	○	○		○	○
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○	○	○
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

322	321	320	319	318	317	316	315	314	313	312	311	310	309	308	307	306	305	304	303	302	301	300
伊比尔	加太乎加耶末尔	耶	弓留	給フ	歌ヲ	給テ	覆	脱	衣	御	紫ノ	給	談ヒ	飢人	下	ヨリ	馬	太子	留ル	不歩シテ		
○	○		○				○	○	○													
							○	○	○				○		○	○		○				
○	○	○	○	○	○		○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
○	○	○	○	○	○		○	○		○	○	○	○	○				○				
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	

③④②	③④①	③④①	③③①	③③①	③③⑦	③③⑥	③③⑤	③③④	③③③	③③②	③③①	③③①	③③①	③③①	③③①	③③①	③③①	③③①	③③①	
軍ヲ引將テ	蘇我ノ大臣太子ニ	聞エ	天皇ヲ呪ヒ奉ルト云フ	亦	助ム	軍ヲ	籠居テ	家ニ	阿都	云ク	告テ	大連	守屋	窃ニ	有テ	人	心寄タリ	大臣	不知	人
					○				○	○		○		○						
					○			○	○	○		○		○	○	○		○	○	○
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

③④①	③④①	③③①	③③①	③③⑦	③③⑥	③③⑤	③③④	③③③	③③②	③③①	③③①	③③①	③③①	③③①	③③①	③③①	③③①	③③①	③③①	③③①
礼	和須	波	奈	美	和加乎保岐美乃	太衣波古曾	度美乃乎加波乃	伊加留加	歌	返	上テ	頭ヲ	飢人	於耶那志	阿和連	比度	太比	布世留	弓	宇恵
														○	○	○			○	
○	○		○	○	○	○	○	○				○	○	○	○	○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

384	383	382	381	380	379	378	377	376	375	374	373	372	371	370	369	368	367	366	365	364
給タラバ	勝	令	戦ニ	等ヲ	我	発テ	願	捧テ	崎ニ	鉾ノ	上ニ	刻テ	四天王ノ像	木ヲ取テ	示シテ宣ハク	秦ノ川勝	政人	軍ノ	立テ	軍ノ後ニ
	○	○			○	○							○	○						○
	○	○			○		○	○		○		○	○	○		○		○		○
○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

883	882	881	880	879	878	877	876	875	874	873	872	871	870	869	868	867	866	865	864	863
御坐テ	鶴宮	太子	怪ブ	驚キ	皆	見テ	馥バシ	甚ダ	棺ノ内	無シ	屍	見ル	行テ	見ヨ	二行テ	片岡	宣ハク	此	太子	有リ
	○										○	○								
										○		○								
○	○	○	○			○	○	○	○	○	○		○	○	○	○				
○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
			○				○	○	○	○	○	○	○	○					○	
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

④05	④04	④03	④02	④01	④00	③99	③98	③97	③96	③95	③94	③93	③92	③91	③90	③89	③88	③87	③86	③85
物部	誓テ	登テ	木ニ	大ナル	大連	守屋	戦フ…ニ	発テ	願ヲ	如此	亦	大臣	蘇我	起ム	塔	寺	頭シ	像	四天王	当
								○			○	○	○	○	○	○				○
○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○		○	○	○			○	
○		○		○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

③04	③03	③02	③01	③00	②99	②98	②97	②96	②95	②94	②93	②92	②91	②90	②89	②88	②87	②86	②85	②84
久ク	朝	明ル	給ヌ	臥	并テ	床ヲ	着テ	衣ヲ	浄キ	給テ	洗頭シ	沐浴シ	宣テ	去ナム	夜	今	我レ	給フ	語シ	妃ニ
○	○	○		○		○	○	○	○			○				○	○		○	○
	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
○	○	○		○		○	○	○				○				○	○			
○		○		○		○	○	○				○			○	○	○			
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

④⑥	④⑤	④④	④③	④②	④①	④①	④①	④①	④①	④①	④①	④①	④①	④①	④①	④①	④①	④①	④①	
落又	ヨリ	木	逆サマニ	胸ニ当テ	遠ク	放	令	箭ヲ	祈テ	四天王	仰テ	迹見ノ赤樽ニ	舍人	太子	当テ	太子ノ鎧ニ	放	箭ヲ	大神	氏
												○								
○		○	○	○	○	○		○		○		○	○	○	○	○	○	○	○	○
○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

⑨⑤	⑨④	⑨③	⑨②	⑨①	⑨①	⑨①	⑨①	⑨①	⑨①	⑨①	⑨①	⑨①	⑨①	⑨①	⑨①	⑨①	⑨①	⑨①	⑨①	⑨①
水	呼テ	嘶キ	黒馬	日	終リ給フ	也	年四十九	馥バシ	香殊ニ	如シ	生	貞	其ノ	共ニ隠レ給ヒニケリ	見ルニ	開テ	殿ノ戸ヲ	人々怪ムテ	給	不起
○	○		○	○			○	○		○	○		○			○	○			○
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○		○	○	○	○	○	○	○
							○	○		○	○		○			○	○			○
							○	○		○	○		○			○	○			○
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

④④⑦	④④⑥	④④⑤	④④④	④④③	④④②	④④①	④④①	④③⑨	④③⑧	④③⑦	④③⑥	④③⑤	④③④	④③③	④③②	④③①	④③①	④②⑨	④②⑧	④②⑦
天王ノ位ニ即	宗峻	太子ノ	造	四大王寺	始テ	上ニ	岸ノ	玉造ノ	莊園ヲバ	成シ	物	寺ノ	皆	財	家ノ内ノ	斬ツ	頭ヲ	守屋ガ	責	其軍壊ヌ
○			○	○																
				○	○	○	○	○		○		○	○	○		○	○			
○	○	○		○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

⑨④⑥	⑨④⑤	⑨④④	⑨④③	⑨④②	⑨④①	⑨④①	⑨③⑨	⑨③⑧	⑨③⑦	⑨③⑥	⑨③⑤	⑨③④	⑨③③	⑨③②	⑨③①	⑨③①	⑨②⑨	⑨②⑧	⑨②⑦	⑨②⑥
金	東	興福寺	今ニ	釈迦ノ像	新羅ヨリ	也	持	妹子ガ	有ハ	今	失	経	給ヘリシ	衡山ヨリ持	太子隠レ給フ日	埋ツ	其骸ヲ	死	不…食	草
○	○	○	○			○	○	○	○	○	○	○				○	○	○	○	○
	○		○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
						○	○	○		○		○								
						○	○	○		○		○								
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

④68	④67	④66	④65	④64	④63	④62	④61	④60	④59	④58	④57	④56	④55	④54	④53	④52	④51	④50	④49	④48
伝灯演説	四十九歳	日国	東方	流通	妙教	菩薩	音	観世	大悲	敬礼救世	申サク	太子ヲ	来レリ	皇子	ト云フ	阿佐	使	国	百濟	給
														○		○			○	
○	○	○	○	○	○	○	○		○	○			○	○		○	○		○	
○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

④97	④96	④95	④94	④93	④92	④91	④90	④89	④88	④87	④86	④85	④84	④83	④82	④81	④80	④79	④78	④77
八耳	二ハ	給ヘバ	生レ	ニシテ	戸	廐	皇子	廐戸	一ハ	三ノ名	太子ニ	在ス	東	元興寺	古京	今	石像	百濟国	在マス	堂
					○	○	○	○	○											
	○		○		○	○		○	○	○	○									
○			○		○	○		○				○	○	○	○	○			○	○
	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○		○
○																				
										○	○									
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

468	466	467	466	465	464	463	462	461	460	479	478	477	476	475	474	473	472	471	470	469
副	御馬ノ右ニ	使丸	給ヌ	去	東	入テ	雲ニ	乗テ	四ノ足白キ	黒キ…馬	奉レル	ヨリ	甲斐ノ国	給フ	放	白キ光ヲ	ヨリ	眉ノ間	太子	申シ
	○	○		○	○		○	○	○	○			○		○	○		○	○	
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

988	987	986	985	984	983	982	981	980	979	978	977	976	975	974	973	972	971	970	969	968
ト申ス	太子	上宮	也	給	人ヲ度シ	弘メ	太子	聖徳	三八	也	給	載リ	不漏	一言	聞テ	善ク	申ス事	一	人	皇子
								○								○		○	○	
		○				○		○	○				○	○	○	○		○	○	
	○	○														○	○		○	○
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
																○	○		○	○
		○			○	○	○	○			○	○		○	○	○	○	○		
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

△『法華験記』——『今昔物語』▽……………②⑥、⑨①、⑨③、⑨④、⑨⑩、⑨⑬の六例

これによって、△『三宝絵詞』——『今昔物語』▽が断然、他余を凌駕しており、それに△『太子伝暦』——『今昔物語』▽、△『法華験記』——『今昔物語』▽、△『日本書紀』——『今昔物語』▽の順で続き、△『靈異記』——『今昔物語』▽と△『往生極楽記』——『今昔物語』▽とが全くみられぬことを知りうる。

前述のように、約25・3%の「共通語辞」数を有つ『往生極楽記』に「今昔物語」共通語辞」が全くみられぬのは、同書に有する「共通語辞」が『三宝絵詞』『太子伝暦』『法華験記』『日本書紀』『靈異記』五書のうち、すべてにあるいは、いずれか一書乃至二書以上にみる「共通語辞」に一致するからである。さらに、この『往生極楽記』について注意しなければならぬことがある。それは、同書が「今昔物語」共通語辞」を全く有たぬことにも示唆されているように、当条の『今昔物語』が、たとえ同書に拠らずとも、『太子伝暦』『三宝絵詞』『法華験記』に拠れば書くことができるということである。

以上のことを念頭に掛けて、当条の『今昔物語』の典拠如何について考えるならば、当然のことながら、『三宝絵詞』を主とし、その他、『太子伝暦』『法華験記』『日本書紀』の順に従として挙げることができよう。これについて従来の主要な諸注釈をみるに、山根対助氏「大日本法華験記の今昔的屈折」(『国語国文研究』第十四号、以下、「山根氏論文」と略称する。)(以下、「大系本」)に「三宝絵詞が中心の原典であったと推定される」とあり、日本古典文学大系本『今昔物語』(以下、「大系本」)に「本語は、日本

往生極楽記(1)や三宝絵詞中(1)などを典拠として構成されたものか。」とあり、日本古典文学全集本『今昔物語』

(以下、「全集本」)に「本語の出典は複数で『三宝絵詞』中の一を主たる典拠とし、部分的には『日本往生極楽記』一、

または『法華験記』上の一にも取材する。」とあり、小泉弘・高橋伸幸両氏『諸本三寶繪集成』(以下、「集成」)に「三

宝絵詞」が「確実に『今昔』の出典と認定できる」とし、さらに「複数出典。極楽記、験記からも取材」とあり、日

本思想大系「往生傳 法華驗記」(以下、「思想大系」と略称する)に「今昔物語集卷十一ノ一の説話は、三宝絵によって書かれているようであり、」(三九四頁)とある。これによれば、「大系本」以外は、当条の「今昔物語」の主要な典拠が「三宝絵詞」であることを明記し、「三宝絵詞」以外の典拠として、「大系本」「全集本」「集成」は「往生極楽記」を、「全集本」「集成」は「法華驗記」を、各々挙げていることになる。故に、主要典拠「三宝絵詞」を明記し、なお且つ、それ以外の典拠として「法華驗記」を挙げている「全集本」「集成」所見の解釈が当条の「今昔物語」の典拠について上記諸注釈中、最も妥当でくれたものといえる。しかし、この解釈とて、「往生極楽記」を「法華驗記」と同等、乃至それ以上に見做している点で難があるろう。

やはり当条の「今昔物語」の典拠は、上述の如く「三宝絵詞」を主とし、「太子伝暦」「法華驗記」「日本書紀」を従として、その順に挙げるべきであろうと思う。

以上の所述を表に纏めて示す。

諸注釈及び私見	〔山根氏論文〕	〔大系本〕	〔全集本〕	〔思想大系〕	〔集成〕	私見
典拠	○「三宝絵詞」	「往生極楽記」? 「三宝絵詞」?	○「三宝絵詞」 「往生極楽記」 「法華驗記」	「三宝絵詞」	○「三宝絵詞」 「往生極楽記」 「法華驗記」	○「三宝絵詞」 「太子伝暦」 「法華驗記」 「日本書紀」

(備考) ○印は主要典拠たることを明記しているもの、私見欄の○印以外の典拠は、右側が比重の重いもの、を各々示す。後掲表においても同様である。

B・C条

靈異記 中巻第七

釈智光者、河内国人、其安宿郡鋤田寺之沙門也。俗姓鋤田連、後改二姓上村主一也。母氏飛鳥部造也。天年聡明、智恵第一。

製二孟蘭盆大般若心般若等經疏一、為二諸學生一、誦一傳仙教一。時有二沙弥行基一。俗姓越史也。越後國頸城郡人也。母^②和泉國大鳥郡人、蜂田葉師也。捨^レ俗離^レ欲、弘^レ法化^レ迷。器宇聰敏、自然生知。內密^二菩薩儀^一。外現^二聲聞形^一。聖武^⑦天皇、感^二於威德^一故、重信之。時人欽貴美稱^二菩薩^一。以天平十六年甲申冬十一月、任^二大僧正^一。於是^③智光法師、發^二嫉妬之心^一、而非之曰、^④吾是^⑤智人。^⑥行基是沙弥。^⑦何故天皇、不^レ齒^二吾智^一、唯譽^二沙弥^一而用焉。^⑧恨^レ時、罷^二鋤田寺^一而住。儻得^二痢^⑨病^一、經^二一月許^一。臨^二命終時^一、誠^二弟子^一曰、我死莫^レ燒。九日間置而待。學生問^レ我、答之応^レ曰下有^レ緣^二東西一而留供養上。慎勿^レ知^レ他。弟子受^レ教、閉^二師室戶^一、不^レ令^レ知^レ他。而竊涕泣、昼夜護^レ關、唯待^二期日^一。學生問求、如^二遺言^一答^二留供養也^一。時^⑩閻^⑪羅王^⑫使^二二人、來召^二於光師^一。向^レ西而^⑬往。見之前^⑭路^⑮有^二金樓閣^一。問^⑯是何宮^一。^⑰答曰、於^二葦原國^一名聞智者、何故不^レ知。當知、^⑱行基菩薩將^二來^⑲生^一之宮。其門左右、立^二神人^一、身著^二鉀鎧^一、額著^二緋纓^一。使長跪白之曰、召也。問曰、是有^二於葦原水穗國^一、所謂智光法師矣。智光答曰、唯然。即指^二北方^一曰下從^二此道^一將往上。副^レ使步前不^レ見^レ火、非^二日光^一、甚熱之氣、當^レ身炙^レ面。雖^二極熱惱^一、而心欲^二近就^一、問^二何是熱^一。答、為^レ煎^レ汝地獄熱氣。往前極熱鉄柱立之。使曰、抱^レ柱。光就抱^レ柱、肉皆銷爛、唯骨瓊存。歷之三日、使以^二弊簪^一、撫^二於其柱一而言^二活々^一、如^レ故身生。又指^レ北將往。倍^二勝於先^一熱銅柱立。極熱之柱、而所^レ引^レ惡、猶就欲^レ抱。言、抱之、即就抱之、身皆爛銷。逕之三日、如^レ先撫^レ柱而言^二活々^一、如^レ故更生。又指^レ北而往。甚熱火氣、如^二雲霞^一、而從^レ空飛鳥、當^二於熱氣^一而落煎之。問^二是何處^一。答下為^二師煎熬^一阿鼻地獄上。即至、執^レ師燒入燒煎。唯聞^二打^レ鍾音^一時、冷乃憩。逕之三日、叩^二地獄邊^一、而言^二活々^一、如^レ本復生。更將還來、至^二金宮門^一、如^レ先白言、將還來之。在^二于宮門^一二人告言、召^レ師因緣、有^二葦原國^一誹^二謗^⑳行基菩薩^一。為^レ滅^㉑其罪^㉒故、請召耳。彼菩薩化^二葦原國^一已、將^レ生^二此宮^一。今垂^レ來時故、待候也。慎黃龍火物莫^レ食。今者忽還。与^レ使俱向^レ東還來。即見之、頃唯逕^二九日^一。蘇喚^二弟子^一。弟子聞^レ音、集會哭喜。智光大歎、向^二弟子^一、具述^二閻羅狀^一。大懼念、言下向^レ於大德拳中誹妬心上。時^㉓行基菩薩、有^二難波^一、令^三渡^レ椅^㉔堀^㉕江^㉖造

二船津一。光身漸息、往二菩薩^⑮所一。菩薩^⑮見之、即以二神通一^⑯知光所^⑰念、^⑱含二嘆愛一言、何罕^⑲面奉一。光發露懺悔
曰、智光於二菩薩所一、致二誹妬心一、而作^⑳是言一。光者古德大僧、加以智光生知。行基沙弥者、淺識之人、不^㉑受^㉒具戒一。
何故天皇、唯譽^㉓行基一捨^㉔智光一也。由^㉕口業罪一、閻羅王、召^㉖我令^㉗抱^㉘於鉄銅柱一。經之九日、償^㉙誹謗罪一。恐^㉚至^㉛余
罪於後生世一、是以慙愧發露。当願免^㉜罪。行基大德、和^㉝顏嘿然。亦更白、見^㉞大德生处一、以^㉟黄金一造^㊱宮。行基聞之言、
歎矣貴哉。誠知、口傷^㊲身之災門。舌剪^㊳善之鉅鉞。所以不思議光菩薩經云、饒財菩薩、說^㊴賢天菩薩過^㊵故、九十一劫、常墮
二姪女腹中一生、生已棄之、為^㊶狐狼一所^㊷食其斯謂之矣。從^㊸此已來智光法師、信^㊹行基菩薩一、明知^㊺聖人一。然菩薩、感^㊻機
尽^㊼緣、以天平廿一年己丑春二月二日丁酉時、法儀捨^㊽生馬山一、慈神遷^㊾彼金宮一也。智光大德、弘^㊿法傳[㋀]教、化[㋁]迷趣[㋂]正、
以[㋃]白壁天皇世一、智囊蛻[㋄]日本地一、奇神遷[㋅]不[㋆]知堺一矣。

三宝絵詞 中卷第三

①行基并ハモト②藥師寺ノ僧也俗姓ハ高階氏③和泉國大鳥郡ノ人也ワカクテ頭ヲソリテハシメテ瑜伽論ヲ誦ス即其心ヲ明ニサト
リヌアマ子ク諸國ニアソヒテ人ヲシテ法道ヲシラシメテ佛ノ道ニオモムケテ佛法ヲオコナヒツトメトシテ行基スクール所ニハ家
ニナル人ナク競いて、ヲカミタテマツルアシキ道ニイタリテハ橋ヲツクリ堤ヲツキテワタシ給ヨキ所ヲミ給テハ堂ヲタテ④寺
ヲツクリ⑤給⑥畿内ニハ⑦卅九所他國ニモ甚タヲホシ其寺イマニアヒツキテサカユル事イマニタヘスアマ子ク雨ノシタニアリ
キ行テ利益セストイフ所ナシフルサトニ⑧歸時或⑨人ノ池ノホトリニ⑩アツマリキテ⑪魚ヲトリテクフ所アリ⑫其⑬前ヲ⑭スク
ルニイサメル人トモトラヘト、メテ⑮ナマスヲツクリテアナカチニス、メシキテマイラス是ヲウケテ口ノウチニイレテ即⑯ハ
キ⑰イテタルヲ⑱ミレハミナコトノク⑲チキサキ魚ト⑳ナリテ又㉑池ニ入ツミル人㉒オトロキテ戯ノトカヲ㉓グユ㉔カク乃コト
クニアヤシクタエナルコト甚ヲホシ古京元奥寺ノ村人大法會ヲマウけて行基并ヲ請シテ七日ノ間法ヲトカシム男女僧尼オホク
來テ見ルニ其中ニ一人ノ女ノ鹿ノアフラヲ調テ聊ヒタヒノカミニヒキヌリテ人ニマシリ天トオクヲリソノカタハラノ人タニシ

ラスカ、ルニ行基ハルカニミヤリテ云我甚クサキモノヲミレハカシコナル女ノ頭ニケタモノ、アフヲヌリテタルトイヘハ女
大ニハチヲソリテイテ、サリヌミル人ミナアヤシミヲトロクカク乃コトキ乃アヤシキコト甚オホシ天朝フカクタウトヒ給テ一
向ニ師トシ給テ天平十六年冬ハシメテ大僧正ノ職ヲサツケ給度者四百人ヲ給于時智光大法師ト云僧アリサトリトク
ミテル大シ也大僧正名徳タカクヒロクシテアマタノ經論ノ疏ヲ作傳ヘ法ヲヒロメテヨニタウトミラル、ヲソ子ミ子タミテ云ク
我ハ智深キ大僧也行基ハサトリアサキ沙弥也ナニ、ヨリテカおほヤケ彼ヲハタウトヒ我ヲハステ給ソ
トウラミテ河内國^③鋤田寺ニユキテ籠居又然間俄ニ病ヲウケテシヌ十日ト云ニ蘇生シテ云^②閻羅王ノ使我ヲメシ
テユクニ道ノマ、ニミレハ金ノ宮殿ヲカサリツクル所アリ此使ニ問ニ答テ云是ハ行基并乃生給ヘキ所
也ト云又ユケハアツキケフリタチオホフ所アリ又トヘハ答云汝力生ヘキ大地獄ソトイフ即イタリ付タレハク
ロカ子ノシモトヲモチテウチ鐵ノ火ノ柱ヲイタカシムルニ肉ミタレ骨クタクケ又諸ノ苦ヲウクル事ハカリナシ閻羅王ノ云ク
汝豊葦原ノ水穂國ニアル行基并乃ソシリソ子メル罪甚タヲモシソレヲカムカヘ給ハムトテメシツルナリ今ハキテ返子ト
仰給テ使ヲソヘテカヘシユルシヲクリツルソトイヘリ即其罪ヲアラハサムカタメニ行基并乃難波ニヲハシマシテ
橋ヲツクリ江ヲホリ船ヲワタシ木ヲウヘ給所ニ杖ニカ、リテ尋イタリ又行基并暗ニソノ心ヲシリテホヲエミ
テ云ナニ、ヨリテカ目ヲミアハスル事かたくおほユルトイヘハ智光イヨクヲソリハチテ涙ヲナカシテトカラクユ又天皇
東大寺ヲ作給テ供養シ給ハムスルニ講師ニハ行基并乃定テ宣旨ヲ給ニ行基ハ其事ニタヘス侍リ外國ヨリ大師
來給ヘシソレナムツカウマツルヘキト奏スレハ供養セムトスルホトニ成テ攝津國ノ難波ノ津ニ大師ノムカヘトテユク
即オホヤケニ申給テ百僧ヲヒキキタリ次ニ行基ハ第一日ニアタリ給ヘリ治部玄蕃雅樂司等ヲ船ニノリクハヘテ音
樂ヲ調テユキ向ニ難波ノ津ニイタリテミレハ人モナシ行基闍伽一具ヲソナヘテソノムカヘニイタシヤル花ヲモリ香
ヲタキテ潮ノ上ニウカフミタレチルコトナシハルカニ西ノ海ニウカヒ行ヌシハラクアリテ小船ニ乃リテ波羅門僧

正名ハ菩提トイフ僧来レリ。關伽又コノ舟ノ前ニウカヒテミタレスシテ歸来レリ并ハ南天竺ヨリ東大寺供養ノ日ニア
ハムトテ南海ヨリ来レリ。舟ヨリ濱ニヨセテヲリテタカヒニ手ヲトリ喜エメリ。行基并先讀哥曰

靈山ノ尺迦ノミマヘニ契テシ真如クチセスアヒミツルカナ

波羅門僧正返哥曰

伽毗羅衛ニトモニ契シカヒアリテ文殊ノ御白アヒミツルカナ

トイヒテトモニ宮コニ乃ホリ給又爰ニ知ヌ行基ハ是文殊ナリケリト天平勝宝元年二月二日ヲハリ又時二年八十也居士小
野仲廣撰日本國名僧傳并僧景誠造靈異記等二見タリ

極樂往生記 二

①行基菩薩。俗姓高志氏。②和泉国大鳥郡人也。菩薩初出胎。胞衣③裹纏。④父母忌之閣樹岐上。經宿見之。出胞能言。收⑤養
之。少年之⑥時。⑦隣⑧子⑨村童⑩相共⑪讚嘆佛法。余牧兒等捨牛馬而從者。殆垂數百。若牛馬之主有用之時。⑫令使尋呼。男女
老少来覓者。⑬聞其⑭讚嘆之声。⑮不問⑯牛⑰馬。泣而忘歸。菩薩自上高处。呼彼馬喚此牛。応声自来。其主各牽而去。菩薩⑱
出家⑲為⑲藥師寺僧。誦瑜伽唯識論等了知奧義。菩薩周遊都鄙。教化衆生。道俗慕化。追從者動以千數。菩薩行処。巷無居人
田無耕者。男女幼艾捨耒耜投機杼。争来礼拜。随器誘導。改惡趣善。尋諸要害処。造橋梁修道路。点檢其田可耕種水之蓄灌。
穿渠池築陂隄。聞見所及咸来加功。不日而成。百姓于今受其賜焉。⑳菩薩㉑畿内建立道場凡㉒四十九処。諸州亦往々而存之。昔
⑳修行㉑諸国㉒帰於故郷。里㉓人大小会㉔集池辺。㉕捕魚喫之。菩薩㉖過於㉗其処。年小放蕩者相㉘戯。㉙以㉚魚㉛膾薦於菩
薩。々々㉜食之。須臾㉝吐㉞出。其㉟膾變㊱為㊲小魚。見者㊳驚㊴恐。聖武㊵天皇甚㊶敬重。詔授㊷大僧正位。㊸于時㊹智光以為。
⑳我是㉑智行大㉒僧。㉓行基淺智沙弥㉔也朝家㉕何因㉖棄我㉗賞㉘彼。内㉙恨皇朝。退隱山寺。㉚智光忽㉛死。依遺言不暫葬。㉜十
日得㉝蘇。告㉞弟子等㉟云。㊱閻王宮㊲使駈逐我矣。㊳路㊴有㊵金㊶殿。㊷高広㊸光曜。我㊹問㊺使者。㊻答云。㊼行基菩薩㊽可㊾生

之處也。⑩復行⑪遠見。⑫煙⑬炎⑭滿⑮空。⑯亦⑰問使者。答⑱云。⑲汝欲入之⑳獄也。便㉑到已。㉒閻王㉓呵曰。㉔汝於㉕閻浮提日
本國。有㉖嫉㉗惡㉘行基菩薩之心。㉙今所以召汝。懲㉚其罪。即㉛令㉜我抱㉝銅柱。㉞肉解骨融。㉟罪畢放㊱還。㊲智光得蘇欲㊳謝
菩薩。々々在㊴撰津國。㊵造㊶難波㊷江㊸橋。智光尋㊹到。㊺菩薩遙㊻見㊼知㊽意㊾含㊿咲。㊽智光伏地致禮。㊾流淚㊿謝罪。㊽天
皇㊾造東大寺了。命菩薩曰。欲㊿供養此寺。以菩薩為㊽講師。奏㊾曰。㊿行基不堪為大會講師。㊽從異㊾國一聖者㊿可來。及于會
期㊽奏曰。異國聖者今日可相㊿迎之。即有勅。菩薩㊽率㊾百㊿僧及㊽治部㊾玄蕃雅樂三司等。向㊽難波津。於浜頭㊿調音樂相待之。
㊽行基加百僧末。以㊿闕伽㊽一具。燒香盛花。㊿泛於㊽海㊿上。香花自然㊿指㊽西而去。俄頃遙望西方。小舟來向。近而見之。㊽
舟前㊿闕伽之具不亂次第。小舟着岸。有一梵僧上浜。菩薩㊿執手相見微笑。菩薩唱倭㊿歌曰。
㊽靈山能。㊾釈迦乃美麻部彌㊿知岐利弓之。㊿真女久智世須。㊿阿比美都留賀毛。
異國聖者即答和二云。

㊽迦毘羅衛彌。㊾等毛彌知岐利之。㊿賀比安利天。㊿文殊能美賀保。㊿阿比美都留賀奈。
行基菩薩謂繙素曰。異國聖者是南天竺㊽波羅門。名菩提也。集会㊿人又㊿知。㊿行基㊽菩薩是㊿文殊㊽化身。自余靈瑞不遑觀續。
菩薩天平勝宝元年二月二日唱滅。時年八十。

法華驗記 第二

①行基菩薩。俗姓高志氏。②和泉國大鳥郡人也。菩薩初出胎胞衣③裹纏。④父母忌之闔樹枝上。經宿見之出胞能言。収而⑤養之。
少年之⑥時。⑦隣⑧子⑨村童⑩相共⑪讚歎佛法。余牧兒等。捨牛馬而從者殆成數百。若牛馬之主有用之時⑫令使尋呼。男女老少來
覓者。⑬聞其⑭讚歎之聲。⑮不問⑯牛⑰馬。住而忘歸。菩薩自上高処。呼彼馬喚此牛。応声自来。其主各牽而去。菩薩⑱出家⑲為
⑳藥師寺僧。誦瑜伽唯識論等了知奧義。菩薩周遊都鄙。教化衆生。道俗慕化。追從動以千數。菩薩行処。巷無居人田無耕者。
男女幼艾。捨耒耜投機杼。爭來禮拜。隨器誘導。改惡趣善。尋諸要害処。造橋梁修道路。点檢其田之可耕種。水之可蓄灌。穿

渠池築陂堤。聞見所及咸來加力。不日而成。百姓于今受其賜矣。⑩菩薩⑪畿內建立道場。凡⑫四十九処。諸州亦往々而在之。菩薩⑬修行⑭諸国⑮歸於故郷。里⑯人大小会⑰集池辺。⑱捕魚喫之。菩薩⑲過於⑳其処。年㉑少放蕩者。相㉒戲㉓以㉔魚㉕膾薦於菩薩。⑶食之須臾⑷吐其⑸膾⑹為⑺小魚。見者⑬驚⑭恐。聖武⑮天皇甚⑯敬重。詔授⑰大僧正位。⑱于時⑲僧⑳智光以為。⑳我是㉑智行大僧正。⑲行基淺智沙弥㉒也。朝家㉓何因㉔棄我㉕賞㉖彼。因㉗恨皇朝遂隱山。㉘智光忽㉙死。依遺言暫不葬。㉚十日得㉛蘇。告㉜弟⑲子等㉝云。㉞閻王宮㉟使駈逐我矣。㊱路㊲有㊳金㊴殿高樓。麗莊㊵光耀。我㊶問㊷使者。㊸答曰。㊹行基菩薩㊺可㊻生処也。㊼復行㊽遠見㊾煙火之㊿滴。㊿亦㊿問使者。答曰。㊿汝欲入之㊿地㊿獄也。便㊿到已。㊿閻王㊿呵曰。㊿汝於㊿閻浮提日本国。有㊿嫉㊿惡㊿行基菩薩之心。㊿今所以召汝者懲㊿其罪。即㊿令㊿我抱㊿銅柱。㊿肉解骨融。㊿罪畢放㊿還。㊿智光得蘇先欲㊿謝㊿菩薩。菩薩此時在㊿摂津国。㊿造㊿難波㊿江㊿橋。智光尋㊿到。㊿菩薩遙㊿見㊿智光㊿含㊿咲。㊿智光伏地㊿流淚㊿謝罪。㊿天皇㊿造東大寺畢。命菩薩曰。欲㊿供養此寺。以菩薩為㊿講師。奏曰。㊿行基不堪為大会講師。㊿從異㊿国一聖者㊿可來。及于会期㊿奏曰。異国聖者今日可相㊿迎之。即有勅。菩薩㊿率九十九㊿僧及㊿治部㊿女蕃雅楽三司等。向㊿難波津。於浜頭㊿調音樂相待之。㊿行基菩薩加百僧末。以㊿闍伽㊿一具。燒香盛花㊿泛於㊿海㊿上。香華自然㊿指㊿西方而去。俄頃遙望西方小舟來向。而見之㊿舟前㊿闍伽之具不乱次第。小舟着岸。有一梵僧上浜。菩薩㊿執手相見微笑。菩薩唱和㊿歌曰。

⑳靈山能㉑积迦能美麻部爾㉒知岐利天之㉓真如久智世須㉔阿比美都留㉕賀那
異国聖者答云。

⑳迦毘羅衛爾㉑等毛爾智岐利之㉒賀比阿利天㉓文殊能美賀保㉔阿比弥都留賀那
行基菩薩謂繇素曰。異国聖者是南天竺婆羅門。名菩提也。集会㊿人又㊿知。㊿行基㊿菩薩是㊿文殊㊿化身。自余靈瑞不遑觀縷。
菩薩天平勝宝元年二月四日唱滅。時年八十矣。

□ ①行基菩薩ト申ス聖在ケリ。②和泉ノ国大鳥ノ□ 時、物ニ被③褻テ生レタリケレバ、父此レヲ見テ、□ 時ニ
ゾ、④父母、此ヲ取テ⑤養レケル。漸ク長大シテ、幼童也ケル⑥時、⑦隣ノ⑧小兒等、⑨村小童部ト⑩相共ニ⑪仏法ヲ讚歎スル事
ヲ唱ヘケリ。先ヅ、馬牛ヲ飼フ童部多集リ□ テ此ヲ聞ク。馬牛ノ用有テ、人ノ遣テ⑫尋ネ呼スルニ、使行テ、此⑬讚歎ノ童
ヲ⑭聞クニ、極テ貴クシテ、皆、⑮馬⑯牛ノ事ヲバ⑰不問ズ□ ルヲ、涙ヲ流シテ此ヲ聞ク。如此シテ、男女、老タル若キ、
来集テ此ヲ聞ク。郷ノ刀禰等、此事ヲ聞テ、田ヲモ不令作シテ如此キ由無キ態為ル者追ムト云テ、行ヌ。寄テ聞クニ、云ハム
方無ク貴シ。然レバ、泣テ此ヲ聞ク。亦、郡ノ司此ノ事ヲ聞テ、大ニ嘖テ、我レ、行テ追ハムト云テ、行テ聞クニ、無限ク貴
ケレバ、亦泣テ留ヌ。亦、国ノ司、前ニハ使ヲ遣ツ、令追ルニ、使毎ニ不返来シテ、皆泣々此ヲ聞ク。然レバ、国ノ司極テ怪
ク成テ、自ラ行テ聞クニ、実ニ恐ク貴キ無限シ。隣ノ国ノ人ニ至テ聞キ伝ヘツ。来テ是ヲ聞ク。此ニ依テ、此ノ事ヲ公ニ奏ス。
然レバ、天皇召テ此ヲ□ 給フニ、極テ貴キ事無限シ。

其後、⑱出家シテ⑲薬師寺ノ僧ト⑳成テ、名ヲ行基ト云フ。法門ヲ学ブニ、心ニ智リ深クシテ、露計モ不悟得ル事無シ。然レ
バ、諸人ニ勝タリ。

然ル間、行基慈悲ノ心深クシテ、人ヲ哀ブ事仏ノ如ク、㉑諸ノ国々㉒修行シテ、本ノ国ニ㉓返間、一ノ池ノ辺ヲ通ルニ、㉔人
多ク㉕集テ㉖魚ヲ捕リ食フ。行基㉗其ノ㉘前ヲ㉙過ルニ、㉚若キ勇タル、㉛戯レテ、㉜魚ノ㉝膾ヲ㉞以テ行基ニ与ヘテ、是ヲ可食
給シト云ヘバ、行基其ノ所ニ居テ、此ノ膾ヲ㉟食給ヒツ。其ノ後ニ、程モ無ク口ヨリ㊱吐キ㊲出スヲ㊳見レバ、㊴膾㊵小魚ト㊶成
テ、皆㊷池ニ入ヌ。是ヲ見テ㊸驚キ㊹怖レテ、止事無カリケル聖人ヲ、我等不知シテ輕メ慢レル事ヲ㊺悔ヒ恐ケリ。㊻如此ク貴
ク止事無クテ、㊼天皇此ノ人ヲ㊽敬テ帰依シ㊾給フ事無限シ。然レバ、一度ニ、㊿大僧正ニ被成ヌ。

其①時ニ、元興寺ノ②僧、③知光④ト云フ人⑤有リ。止事無キ学生也。心ニ思フ様、⑥我ハ⑦智⑧深キ老⑨僧⑩也。⑪行基ハ⑫智
⑬浅キ小僧⑭也。⑮公⑯何ゾ⑰我ヲ棄テ⑱彼ヲ⑲賞シ⑲給ハムヤト、公ヲ⑲恨ビ奉テ、⑳河内国、㉑梶田寺ハ□。

其後、⑦智光身ニ⑧病ヲ⑨受テ⑩死ヌ。房ニ□不ザル間、⑪十日ヲ経テ⑫蘇テ、⑬弟子等ニ語テ⑭云ク、我レ、⑮閻⑯羅王ノ⑰使ニ被捕テ⑱行シ間、⑲道ニ⑳金ヲ以テ造レル㉑宮㉒殿有リ。㉓高ク㉔広クシテ㉕光リ耀ク事無限シ。㉖是ハ何ナル所ゾト、我ヲ將行ク㉗使ニ㉘問ヘバ、㉙答云ク、㉚是ハ、㉛行基菩薩ノ㉜可㉝生キ所也ト。㉞亦、行バ、㉟遠クテ見ルニ、㊱煙㊲炎㊳空ニ㊴滿テ猛恐ク見ル事無限シ。㊵亦、彼ハ何ゾト問ヘバ、使ノ㊶云ク、彼ハ㊷汝ガ㊸可墮キ㊹地㊺獄ト。使我ヲ將㊻至リ着スレバ、㊼閻㊽羅王我ヲ㊾呵シテ宣ハク、㊿汝ヲ㊽閻浮提日本国ニシテ、㊾行基菩薩ヲ㊿嫉ミ㊽惡テ㊾謗レリ。㊽今㊾其ノ罪ヲ試ムガ㊿為ニ㊾召ツル也ト。其後、㊽銅ノ柱ヲ㊾我㊽令抱ム。㊾肉解ケ骨融、難堪キ事無限シ。其㊽罪畢テ後、被㊽免㊽返タル也ト㊾云テ、泣キ悲ム。

其後、⑬智光此ノ⑭罪ヲ⑮謝セムガ⑯為ニ、⑰行基⑱菩薩ノ所ニ詣テムト為ルニ、⑲行基、其ノ程⑳撰津国ノ㉑難波ノ㉒江ノ㉓橋ヲ㉔造リ、㉕江ヲ堀テ、㉖船津ヲ造リ㉗給フ㉘所ニ㉙至ル。㉚菩薩空ニ㉛其ノ㉜心ヲ㉝知テ、㉞智光ノ来ルヲ㉟見テ、㊱咲ヲ㊲含テ見給フ。㊳智光ハ杖ニ懸テ、礼拝恭敬シテ、㊴涙ヲ流テ㊵罪ヲ謝シケリ。

此ノ行基菩薩ハ、前ノ世ニ、和泉国、大鳥ノ郡ニ住ケル人ノ娘ニテ御ケリ。幼稚也、祖父母是ヲ悲ミ□スル事無限シ。而ニ、其家ニ仕フ下童有リ。庭ノ糞令取棄ル者也。名ヲ真福田丸ト云フ。此ノ童心ニ智有テ思ハク、我レ、難受キ人身ヲ得タリト云ヘドモ、下姓ノ身ニシテ、勒ル事無クハ、豈ニ後ノ世ニ頼ム所有ジ。然レバ、大寺ニ行テ、法師ト成テ仏ノ道ヲ学バムト思得テ、先ヅ主ニ暇ヲ請ヘバ、主ノ云、汝ハ何ゾノ暇ヲ申スゾト。童ノ云ク、修行ニ罷出ムト思フ本ノ心有リト。主ノ云、実ノ心有ラバ、速ニ免ト云テ、免シツ。但シ、年来仕ツル童也。今修行ニ出ム剋ニ、水干袴着セテ遣セト云テ、忽ニ水干袴ヲ令調ルニ、此ノ幼キ娘有テ、此ノ童ノ修行ニ出ツル料也。功德ノ為也ト云テ、此ノ片袴ヲ繼テケリ。童此ヲ着テ、元興寺ニ行テ出家シテ、其寺ノ僧ト成ヌ。名ヲバ智光ト云フ。法ノ道学ブニ、極テ止事無キ学生ト成ヌ。彼主ノ幼カリシ娘ハ、此ノ童出テ後、幾モ無テ□益無テ止ヌ。其後、其娘、同国ノ同郡ノ□。

而ニ、菩薩未ダ幼キ少僧ニテ在マシケル時、河内国ノ [] 郡ニ法会ヲ修スル事有ケリ。智光ハ止事無キ老僧ニテ有ケルヲ、其ノ講師トス。元興寺ヨリ行テ、其ノ講師トシテ高座ニ登テ、法ヲ説ク。聞ク人皆心ニ深テ、貴ブ事無限シ。説畢テ、高座ヨリ下ムト為ルニ、堂ノ後ノ方ニ論義ヲ出ス音有リ。見レバ、頭青キ少僧也。講師、何計ノ寺ナレバ、我レニ対テ論義ヲセム為ナラムト疑ヒ思テ、見返タルニ、論義ヲ出様、

真福田ガ修行ニ出デシ日藤袴我レコソハ縫ヒシカ片袴ヲバ

ト。其時ニ、講師大ニ嗔テ、少僧ヲ罵云ク、我公私ニ仕ヘテ年来ヲ経ルニ、聊ニ恙無シ。異様ノ田舎法師ノ論義ヲセムニ、不吉又事也。況ヤ我レヲ罵ル事、極テ不安又事也ト云テ、怒々出ヌ。少僧ハ打咲テ、逃テ去リニケリ。少僧ハ行基菩薩也ケリ。智光然計ノ智者ニテハ、罵ト咎ムマジ。暫可思廻キ事也カシ。思フニ、其ノ罪モ有テム。

此行基^⑩菩薩ハ^⑪畿内国ニ^⑫四十九所ノ^⑬寺ヲ [] ^⑭給ヒ、悪キ所ヲバ道ヲ造リ、深キ河ニハ橋ヲ亘シ給ヒケリ。^⑮文殊ノ化シテ生給ヘルトナム語り伝タルトヤ。

今昔物語 第十一——第七

今昔、聖武^⑯天皇、^⑰東大寺ヲ造テ開眼^⑱供養シ^⑲給ハムト^⑳為ルニ、其時ニ^㉑行基ト云フ人有リ。其人ヲ以テ^㉒講師シ給フニ、^㉓行基申シテ^㉔云ク、我レ、^㉕其ノ事ニ不足。今^㉖外ノ^㉗国^㉘ヨリ講師ヲ可勒キ人^㉙可来シト申シテ、講師^㉚迎へムガ為ニ、天皇ニ^㉛奏シテ、^㉜百ノ^㉝僧ヲ^㉞曳具シテ、^㉟行基ハ^㊱第百ニ立テ、^㊲治部^㊳玄番ヲ市シ、^㊴音楽ヲ調ヘテ、^㊵摂津ノ国ノ^㊶難波ノ津ニ^㊷行ヌ。^㊸見ニ更ニ来ル^㊹人無シ。

其時ニ、^㊺行基、^㊻一前ノ^㊼闕伽ヲ^㊽備テ^㊾海ノ^㊿上[㋀]ニ浮ベ放ツ。其闕伽、波ノ為ニ[㋁]乱レ破ル[㋂]事無クシテ、[㋃]遙ニ[㋄]西[㋅]ヲ指テ[㋆]行ク。不見ズ [] 其[㋇]闕伽、[㋈]船ノ前ニ[㋉]浮テ[㋊]返来タリ。此ノ人、[㋋]南天 [] [㋌]遙ニ[㋍]天竺 [] [㋎]東大寺ノ供養ニ[㋏]会ハムガ為ニ[㋐]来レル也。其レヲ、行基兼テ知テ迎へ給ヘル也。[㋑]婆羅門、[㋒]船ヨリ陸ニ[㋓]下テ、行基ト[㋔]互ニ[㋕]手ヲ取

テ喜給フ事無限シ。遙ニ天竺ヨリ来レル人ヲ日本ノ人ノ待受テ、本ヨリ見知タルガ如ク昵ビ語フ事、奇異也、ト人皆思ヘルニ、^②行基、^③歌ヲ奉リ給、

^②靈山ノ^③釈迦ノ御前ニテ^④契テシ^⑤真如朽セズ^⑥相見ツル^⑦カナ

^⑧婆羅門ノ^⑨返歌、

^⑩迦毗羅衛ニ^⑪共ニ契リシ^⑫甲斐有リテ^⑬文殊ノ御自^⑭相見ツルカナ

是ヲ聞テ、皆^⑮人、^⑯行基^⑰菩薩ハ早く^⑱文殊ノ^⑲化身也、ト云フ事ヲ^⑳知ヌ。其後、行基婆羅門ヲ迎テ来給ヘリ。天皇喜ビ貴給テ、此ノ人ヲ以テ講師トシテ、思ノ如ク東大寺ヲ供養シ給ヒツ。婆羅門僧正ト云フ、此レ也。大安寺ノ僧ト有リ。

此ノ人、本、南天竺迦毗羅衛国ノ人也。文殊ニ値遇シ奉ラムト祈願給ヒケル程ニ、貴人出来テ告テ云ク、文殊ハ震旦ノ五臺山ニ御マスト。是ニ依テ、菩薩天竺ヨリ震旦ニ至テ、五大山ニ尋ネ詣給タルニ、道ニ一人ノ老翁値テ菩薩ニ告テ云ク、文殊ハ日本国ノ衆生ヲ利益センガ為ニ、彼ノ国ニ誕生シ給ヒニキ。菩薩此レヲ聞キ給テ、本懐ヲ遂ムガ為ニ此ノ国ニ来給ヘル也。彼ノ文殊ノ此ノ国ニ誕生シ給フト云フハ、行基菩薩是也。然バ、菩薩来リ可給シト空ニ知テ、来テ此ク迎ヘ給フ也。亦、菩薩其ノ由ヲ知給テ、本ヨリ見知タラム人ノ様ニ、此ク互ニ語ヒ給フ也ケリ。

凡夫ノ人、皆其レ不知シテ疑ヒ思ケルガ拙キ也トナム語り伝ヘタルトヤ。

対心 番号	書名	記 靈異	繪 詞 三寶	極 案 記 往生	法 華 驗 記	今 昔 物 語
①	行基菩薩		○	○	○	○
②	和泉ノ国大鳥		○	○	○	○
③	裏			○	○	○

対心 番号	書名	記 靈異	繪 詞 三寶	極 案 記 往生	法 華 驗 記	今 昔 物 語
⑬	為ニ	○				○
⑭	召ツル也		○			○
⑮	銅ノ柱ヲ			○	○	○

②④	②③	②②	②①	②⑦	①⑨	①⑧	①⑦	①⑥	①⑤	①④	①③	①②	①①	①⑦	①⑥	①⑤	①④	①③	①②	①①		
人	返	修行	諸ノ国	成テ	薬師寺ノ僧	出家シテ	不問ズ	牛	馬	聞クニ	讚歎ノ	尋ネ呼スルニ	仏法ヲ讚歎スル	相共ニ	村童	小兒	隣ノ	時	養レ	父母		
○	○				○																	
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
①④⑨	①④⑧	①④⑦	①④⑥	①④⑤	①④④	①④③	①④②	①④①	①④⑦	①④⑥	①④⑤	①④④	①④③	①④②	①④①	①④⑦	①④⑥	①④⑤	①④④	①④③	①④②	①④①
船津ヲ造リ	江ヲ堀テ	造リ	橋	江	難波	摂津国	行基	菩薩	行基	為ニ	謝セム	罪ヲ	智光	云テ	返	免	罪畢テ	肉解ケ骨融	令抱ム	我		
○	○		○		○		○															
	○	○	○		○			○	○	○		○		○	○	○						
		○	○	○	○	○		○			○		○		○		○	○	○	○	○	
		○	○	○	○	○		○			○		○		○		○	○	○	○	○	
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	

④5	④4	④3	④2	④1	④0	③9	③8	③7	③6	③5	③4	③3	③2	③1	③0	②9	②8	②7	②6	②5
悔ヒ	怖レテ	驚キ	池ニ入ヌ	成テ	小魚	膾	見レバ	出ス	吐キ	食	以テ	膾ヲ	魚ノ	戯レ	若キ	過ルニ	前ヲ	其ノ	魚ヲ捕リ食フ	集テ
○		○	○	○	○		○	○	○			○				○	○	○	○	○
	○	○		○	○	○		○	○	○	○	○	○	○		○		○	○	○
	○	○		○	○	○			○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

合計	①69	①68	①67	①66	①65	①64	①63	①62	①61	①60	①59	①58	①57	①56	①55	①54	①53	①52	①51	①50
	文殊	給ヒ	寺	四十九所	畿内	菩薩	罪ヲ謝シ	涙ヲ流テ	智光	含テ	咲ヲ	見テ	智光	知テ	心ヲ	其ノ	菩薩	至ル	所ニ	給フ
三七										○		○		○			○		○	
二〇五	○	○	○	○	○			○						○	○	○	○	○	○	○
二四	○			○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○		○	○		
三三	○			○	○	○	○	○	○	○	○	○					○	○		
二六	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

⑥⑥	⑥⑤	⑥④	⑥③	⑥②	⑥①	⑥①	⑤⑨	⑤⑧	⑤⑦	⑤⑥	⑤⑤	⑤④	⑤③	⑤②	⑤①	⑤①	④⑨	④⑧	④⑦	④⑥
何	公	也	浅キ	智	行基ハ	也	僧	深キ	智	我ハ	有リ	ト云フ	知光	僧	時ニ	大僧正	給フ	敬テ	天皇	如此ク
○					○				○	○			○			○			○	
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○			○
○		○			○		○		○	○			○		○	○		○	○	
○		○			○		○		○	○			○	○	○	○		○	○	
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

①⑩	①⑨	①⑧	①⑦	①⑥	①⑤	①④	①③	①②	①①	①①	①⑦	①⑦	①⑦	①⑦	①⑦	①⑦	①⑦	①⑦	①⑦	①⑦
第	行基	曳	僧ヲ	百ノ	奏シ	迎ヘ	可来シ	ヨリ	国	外	其ノ事ニ	云ク	行基	講師	行基	為ルニ	給ハム	供養シ	東大寺ヲ造テ	天皇
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○
	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○	○	○				○	○	○
	○	○	○		○	○	○	○	○			○	○	○				○	○	○
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

87	86	85	84	83	82	81	80	79	78	77	76	75	74	73	72	71	70	69	68	67
金	道	行	使	羅	閻 王	云	弟子等	蘇 テ	十日	死 ヌ	受 テ	病 ヲ	智 光	梶 田 寺	河 内 国	恨 ビ	給	賞 シ	彼 ヲ	我 ヲ 棄 テ
○	○	○	○	○	○							○		○		○				
○	○	○	○	○	○	○			○	○	○	○		○	○	○	○		○	○
○	○		○		○	○	○	○	○	○			○			○		○	○	○
○	○		○		○	○	○	○	○	○			○			○		○	○	○
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

211	210	209	208	207	206	205	204	203	202	201	200	199	198	197	196	195	194	193	192	191
行 ク	ヲ 指 テ	西	遙 二	事 無	乱 レ	ニ 浮 ベ	上	海 ノ	備 テ	關 伽	一	行 基	人 無 シ	見	行	難 波 ノ 津 二	摂 津 ノ 国 ノ	音 樂 ヲ 調 ヘ テ	玄 番	治 部
○		○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	○	○				○	○	○		○	○					○		○	○	○
	○	○				○	○	○		○	○					○		○	○	○
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

108	107	106	105	104	103	102	101	100	99	98	97	96	95	94	93	92	91	90	89	88
問へバ	亦	満テ	空ニ	炎	煙	遠クテ見ルニ	亦行バ	生	可キ所也	行基菩薩	是ハ	答云ク	問へバ	使ニ	是ハ何ナル	光り耀ク	高ク広クシテ	有リ	殿	宮
								○		○		○	○		○			○		
○	○				○		○	○	○	○	○	○	○	○				○	○	○
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○		○	○	○	○	
○	○	○			○	○	○	○	○	○		○	○	○		○		○	○	
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

232	231	230	229	228	227	226	225	224	223	222	221	220	219	218	217	216	215	214	213	212
相見ツル	真如朽セズ	契テシ	釈迦ノ御前ニ	靈山ノ	歌ヲ	行基	喜	手ヲ取テ	互ニ	下テ	船ヨリ	婆羅門	来レル	会ハム	東大寺ノ供養	南天	返来タリ	浮テ	船ノ前ニ	闍伽
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	○			○											○	○
○	○	○	○	○	○			○											○	○
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

ら両書も典拠の一翼を担っている、とみるべきであろう。

これについて、従来の主要な注釈をみるに、『山根氏論文』に「法華験記と往生極楽記のいずれを採るかは（中略）決定に困難を感じるわけであるが（中略）今は法華験記を原典と仮定する」とあり、『大系本』に「本語は、日本往生極楽記(2)に基づいて構成されている。」とあり、『全集本』に「本話の出典は第七、八段を除いて、一応、『日本往生極楽記』(一)とみる。ただし、『法華験記』上の二も『日本往生極楽記』本文の転載に近く、出典識別の基準は若干の字句の異同にとどまる。また、同話の『三宝絵詞』中の三、『日本靈異記』中の七なども部分的に参照したか。」とあり、『思想大系』に「今昔物語卷十一ノ二の説話は本書『往生極楽記』の前半に、同七は後半によっているように」(三九五頁、傍点、[△]印内引用者)云々とあり、『集成』に『三宝絵詞』が「確実に『今昔』の出典と認定できる」とし、さらに「複数出典。極楽記、靈異記からも取材」とある。

以上の諸注釈のうち、当条の『今昔物語』の主要典拠を挙げているのは、『山根氏論文』(『大系本』)、『全集本』(『思想大系』)であり、その主要典拠をば、『往生極楽記』とするのは(『大系本』)、『全集本』(『思想大系』)、『法華験記』とするのは(『山根氏論文』)である。そして主要典拠をはっきり挙げたほか、それ以外の典拠として、たとえそれが推量の形であるにせよ、『三宝絵詞』を挙げているのは(『全集本』)であり、また『靈異記』を挙げているのも(『全集本』)である。

これにより、主要典拠として『往生極楽記』を、それ以外の典拠として『三宝絵詞』『靈異記』両書を挙げているのは(『全集本』)のみであることから、この(『全集本』)が、上記諸注釈中、最も妥当で勝れていると言えよう。とはいへ、この(『全集本』)は、典拠としての『往生極楽記』について、さして考察を加えていないようであるし、また『靈異記』『三宝絵詞』両書の、典拠としての比重・軽重についても言及していない、等々の点で、かなり修正の余地が

あろうかと思う。

以上の所述を表に纏めて示す。

諸注釈及び私見	〔山根氏論文〕	〔大系本〕	〔全集本〕	〔思想大系〕	〔集成〕	私見
典拠	『法華験記』	『往生極楽記』	○『往生極楽記』 『三宝絵詞』? 『靈異記』?	『往生極楽記』	○『三宝絵詞』 『往生極楽記』 『靈異記』	○『往生極楽記』 『法華験記』 『三宝絵詞』 『靈異記』

C条

当条の各書に有する「共通語辞」の調査結果を示すと、『靈異記』はナシ、『三宝絵詞』は七二例(約92.3%)、『往生極楽記』は四六例(約59.0%)、『法華験記』は四六例(約59.0%)となり、当条は『三宝絵詞』が最も多く、『往生極楽記』『法華験記』両書が同数でそれに次ぎ、『靈異記』は全く存しない。

さらに当条の各書に有する「今昔物語」共通語辞を検してみるに、△『三宝絵詞』——『今昔物語』▽があるのみであり、しかもそれは、⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺の三十一例の多きを数える。

これにより、当条の『今昔物語』は、『三宝絵詞』のみを典拠としたようにも受け取れるが、⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺の六例のように、『三宝絵詞』にみえず、『往生極楽記』『法華験記』『今昔物語』三書に共通してみえる語辞も存するので、当条は、あくまでも『三宝絵詞』を主要典拠としつゝも、他に『往生極楽記』『法華験記』両書、あるいは、それらのうちのいずれか一書をも典拠とした、とみるべきであろう。

それでは、それら『往生極楽記』『法華験記』両書の双方が略々同等の比重を以て用いられているとみるべきか、

それとも、それら両書のうち、いずれか一書が用いられているとみるべきか、もし後者を妥当とすれば、それは両書のうちのいずれであろうか。私は以下に述べるような理由で、当条の『今昔物語』の主要典拠以外の典拠として『往生極楽記』を挙げたい。即ち、当条の『今昔物語』は、上述した如く、主要典拠の『三宝絵詞』と、『往生極楽記』か『法華験記』のうちの一書、との二書のみでも十分に書けること、つまり、それら『往生極楽記』『法華験記』両書の各々と『今昔物語』とは殆ど同程度の密接性を有していることから、当条の『今昔物語』の主要典拠以外の典拠の何たるかを想定するのは極めて難しい。しかし、当条の『今昔物語』と同じ行基菩薩に係わる事柄を内容とする既述のB条の『今昔物語』が『往生極楽記』を主要典拠としていることからすれば、やはり当条もまた、同書を典拠に供したとするのが、先ず以て順当な見方だと考えられるからである。但し、当条では、あくまでも『三宝絵詞』を主要典拠とし、それを補うものとして、件の『往生極楽記』が典拠の一つに供された、と解すべきであろう。

実は、斯様な理會に基づいて『今昔物語』の巻第十一——第二話（既述B条の今昔物語）と巻第十一——第七話（当条の今昔物語）とを同一表に纏めて掲示しておいた訳である。

ところで、当条の『今昔物語』の典拠について、これまでに如何なる解釈が試みられているかというに、例えば、『大系本』に「本語は、三宝絵詞中(3)の後半を独立せしめて説話を構成したものと考えられる。」とあり、「全集本」に「本話は複数の典拠に取材して一話を構成したもので、第一・二段の出典は、『三宝絵詞』中の三の後半。『日本往生極楽記』二、『法華験記』上の二も同話で、いずれも作者の経眼した資料。」とあり、「思想大系」に「今昔物語巻十一ノ二の説話は本書へ『往生極楽記』の前半に、同七は後半によつていようで」（三九五頁、傍点）云々とあり、「集成」に「三宝絵詞」が「確実に『今昔』の出典と認定できる」とし、さらに「複数出典。第一・二段は三宝絵から取材」とある、といったような具合である。

当条の『今昔物語』の典拠として『三宝絵詞』を挙げていない〔思想大系〕は論外として、それ以外の諸解釈にあつても、複数の具体的な典拠が挙げられていない点で、それらは、いずれも十分なものといえぬことが知られるのである。

以上の所述を表に纏めて示す。

諸注釈及び私見	〔山根氏論文〕	〔大系本〕	〔全集本〕	〔思想大系〕	〔集成〕	私見
典拠		『三宝絵詞』	○『三宝絵詞』	『往生極楽記』	○『三宝絵詞』	○『三宝絵詞』 『往生極楽記』

D条

三代実録 貞観六年正月十四日条

延暦寺座主傳燈大法師位圓仁卒。圓仁。②俗姓壬生③氏。④下野國⑤都賀郡⑥人⑦也。當⑧一⑨産⑩時⑪有⑫一⑬紫雲⑭。見⑮其⑯家上一。家人無⑰見。⑱于⑲時⑲有⑲僧。名⑲曰⑲廣智⑲。國人號⑲一⑲廣智⑲菩薩⑲。廣智規⑲望⑲雲氣⑲。乃知⑲起⑲於檀越壬生氏家⑲。甚⑲以奇⑲之。秘而不⑲言。誠⑲一⑲其⑲父母⑲。善能愛養。久而圓仁喪⑲父。隨⑲母育⑲長。年甫⑲九歲。付⑲託⑲廣智菩薩⑲。圓仁幼而警俊。風貌温雅。其兄以⑲外典⑲教⑲之。然猶心慕⑲佛道⑲。嘗登⑲經藏⑲。誓探⑲得觀世音經⑲。心甚歡喜。遂拋⑲俗書⑲。受⑲學經論⑲。俄而通⑲涉諸部⑲。領⑲悟大旨⑲。夢見⑲一⑲大德⑲。顔色清朗。長六七尺。卽就⑲其邊⑲。瞻仰禮拜。大德含⑲咲。受⑲摩⑲頂語話。⑳傍㉑有㉒一人。問㉓云。㉔汝㉕知㉖大德㉗否。㉘答云㉙不㉚知。傍人㉛云。㉜此是㉝觀山㉞大師㉟也。大同末年。隨⑲縁入⑲京。適⑲登⑲觀山⑲。謁⑲觀取澄⑲大師⑲。瞻⑲視顔白⑲。一⑲如⑲昔夢⑲。取澄⑲大師⑲含⑲咲語話。如⑲夢所⑲見。竊自知⑲之。不⑲向⑲人說⑲。圓仁⑲于⑲時年十五矣。取澄大師教以⑲止觀⑲。弘仁十三年六月。取澄大師遷化。圓仁齡始

滿_レ卅。身羸眼暗。知_二命不_レ久。因而尋_二叡山北極幽谷_一。結_レ草爲_レ庵。消_三三四年_一。闔山僧衆苦勸云。吾師爲_レ法早可_二入唐_一。尋而官補_二請益_一。⑤承和五年發。七月二日著_二大_⑦唐揚州海陵縣_一。開成三年七月二日到_二楊州_一。同年十月。國使入_レ京。圓仁苦請_レ留_二住楊府_一。意在_レ巡_二禮天台及五臺等諸聖跡_一。李相公德裕聞奏。有_レ勅不_レ許_二巡禮_一。四年國使聘禮既畢。還向_二本朝_一。圓仁相隨上_レ船。圓仁心謂。遠渡_二滄溟_一。本爲_二求法_一。仍辭_二國使_一。獨身下_レ船(中略)開成五年。入_二五臺山_一。⑥禮_二拜_⑧聖跡_一。謁_二諸大德_一(中略)遇_⑨會昌天子毀_二滅_⑩佛法_一。經歷三年。既絕_二歸思_一。俄而軍裏下_レ牒云。外國僧等宜_三早歸_二本貫_一。回得_レ出_レ城。(中略)押衙等引_二諸官人_一迎_二待門前_一。特致_二勞問_一。僉云。我國佛法既已滅盡。佛法隨_二和尚_一東去。自_レ今以後。若有_二求_レ法者_一。必當_レ向_二日本國_一也(中略)⑪承和十四年九月還_二此土_一聞_二奏天子_一。請_二奉_レ爲國家_一修_二灌頂_一。每年永修鎮_中護聖境上。詔依_レ請焉(中略)遷化之時。年七十二。天下道俗。知與_レ不_レ知。莫_レ不_二哀惜_一焉(中略)追諡曰_二慈覺_一(中略)宜彼西人謂_二法東去_一。雖_三復數遇_二難危_一。然而每得_二免脫_一。自_レ非下被_二佛護念_一導_中利群生上。豈能與_二於斯_一者哉。又天台宗之傳_二於本朝_一也。

慈覺大師傳

①慈覺大師。諱圓仁。②俗姓壬生。④下野國⑤都賀郡⑥人也(中略)延曆十三年。大師誕生。是日。⑩紫雲⑪覆屋上。家人無見者。⑬時同郡大慈寺⑭有僧。名⑮曰廣智。(中略)國人號⑯廣智⑰菩薩。廣智經行之次。⑱遙望⑲紫⑲雲。謂。嘉氣非常。必可有所應。便⑳尋雲根所起之處。是檀越壬生氏家也。訪㉑問之。家婦㉒產兒。㉓廣智中心獨悅。不告其祥。乃誠㉔其㉕父母㉖曰。兒儻無恙。必當與我。爾後數加教誨。若令養顧。大師幼而喪父。年及㉗九歲。從其兄學經史。於是阿母爲慎前語。付屬㉘廣智大師天性聰敏。風貌溫雅。身長五尺七寸。心慕佛教。寤寐思服。嘗登經藏。誓搜法文。㉙得觀世音經。心甚敦悅焉。遂拋外書。專學內典。頻修齋戒。永斷葷腥。數歲之後。稍涉諸部。遍悟大旨。于時夢見一沙門。長六尺餘。顏色清朗。大師致禮瞻仰。汰門舍咲話語。其㉚傍㉛有㉜人。問㉝曰。㉞汝㉟知㊱此大德㊲否。㊳對㊴曰。㊵不知。人㊶曰。㊷此是㊸叡山㊹大師㊺也。大師聞之。彌

増禮敬。①夢覺之後。竊以傾慕之。廣智知其意。攜將大師。乃⑦登⑧觀⑨山。付囑先師。時年十有五。今年大同三年也。暨于此時。仰望先師之風儀。皆如⑩昔時之⑪夢相。先師特加鍾愛。(中略)弘仁八年三月六日。又授德圓及大師矣(中略)十三年六月四日。先師遷化(中略)⑫承和⑬二年。有人來告曰。頃者朝家有遣唐使之議。隨業擇人。(中略)厥後。自難波離宮。與大使參議右大辨兼相模守藤原朝臣常嗣。相共上船。到太宰府。未得順風。徒送二年。五年六月十三日。上第一船。廿二日解纜進發(中略)七月二日。得著大唐揚州海陵縣。五年。則是開成三年也。(中略)冬十月。朝使入京。大師苦請。獨留楊府。爲攀躋天台及五臺山。巡禮諸聖跡。求顯密教法也。(中略)大師得府衙牒。到⑭五臺山。巡⑮禮⑯聖跡。謁山中諸碩德。(中略)⑰會昌天子。破滅⑱佛法。(中略)軍中牒云。日本國僧等。宜歸本國。於是大師初出帝京。(中略)衆官曹等。僉曰。我國佛法。既以絕滅。唯今隨和尚。東去而已。若後有求法者。必當向日本國。(中略)得著太宰府。今年唐大中元年。我朝⑲承和十四年也。(中略)貞觀六年正月(十四日)至子刻。手結印契。口誦真言。北首右脇。永以遷化。春秋七十一。

三宝絵詞 下卷第十六

舍利會ハ①慈覺大師ノハシメ行ヘル也大師ハ④下野國ノ⑥人⑦也⑧生ル⑨時ニ家ノ中ニ⑩紫ノ雲⑪タツ⑫國ニ⑬ヒシリノ僧⑭アリ人ナツケテ⑮廣智⑯并⑰トイフ⑱ハルカニ⑲雲ヲ⑳見テ㉑家ニイタリ又㉒父母ニイマシメテコノ㉓子ハヨクくマモリヤシナヘト㉔云①九歳ニシテ②廣智カ③所ニユキ又誓テ觀音經ヲサクリ④エタリ乃チニヒロク經論ヲサトレリユメニヒトリノ大徳来テ⑤頂ヲナテ、カタラフ夢ノ中ニ⑥人⑦アリテ⑧云是ヲハ⑨シレリヤ⑩比⑪觀ノ⑫大師⑬ナリトヲシフトミル⑭ツビニ⑮比⑯觀ニ⑰ノホリテ⑱傳教⑲大師ヲ⑳ミタテマツルニ㉑咲ヲ含テ㉒ヨロコヒカタラヒ㉓給事㉔昔⑮夢ニ⑯ミシ⑰形ニコトナラス心ニミツカラシリテ人ニカタラス⑱承和五年ニ㉒モロコシニ㉓渡又㉔天台⑱山ニユキ⑲五臺山ニノホリオホク乃年ヲヘテ法ヲモトメアマタノ師ニアヒテ道ヲナラヘリモロコシノ人ノ云ク我國ノ仏法ハミナ和上ニシタカヒテ東ニ去ヌトイヒキ⑲承和十四年ニ此國ニ歸来テ多乃佛舍利ヲモテワタレリ貞觀二年ニ此會ヲ始行ヒテ惣持院ニツタヘヲケリ多ノ色衆ヲト、ノヘタテニリノ別當ヲサス事ハナカキコ

ト、ナレ、八人ノ力乃タフルニシタカフ日ハ定レル日モナシ山ノ花ノサカリナルヲ契レリ（下略）

往生極樂記 四

延曆寺座主伝燈大法師位円仁。②俗姓壬生③氏。④下野国⑤都賀郡⑥人⑦也。⑧生有⑨紫雲之瑞。大同三年出家。師事⑩伝教⑪大師。三年蟄居楞嚴院。修四種三昧。⑫承和⑬二年以選入⑭唐。一紀之間登⑮五台山。到諸道場。遍謁名德。受學顯密。⑯承和十四年⑰歸朝。弥陀念仏。法花懺法。灌頂。舍利会等。大師所伝也。凡仏法東流。半是大師之也。天安貞觀兩帝。淳和五条二后。比以為師。受菩薩戒及灌頂等。大師嘗有熱病。夢食天甘露。覺後口有滋味。身無余恙。貞觀六年正月十四日一道和尚來云。微細音楽聞于唐院。△大師房号唐院▽聞之既無其声。酉一剋令祐法師近在大師前。大師指南方。客人入到。早可燒香。令祐言。無人。大師弥以敬重。具威儀結定印。念仏入滅。同年二月有勅贈法印大和尚位。七年賜諡慈覺。

法華驗記 第四

①慈覺大師。②俗姓壬生③氏。④下野国⑤都賀郡⑥人矣。出母胎⑦時。⑧紫雲⑨覆⑩舍。瑞鳥聚鳴。⑪広智⑫菩薩⑬遙⑭見瑞相。⑮尋家⑯來至⑰教⑱父母⑲言。於所⑳生子㉑加㉒敬守養。是非凡夫。瑞相如是。大師年㉓九歲。詣㉔広智許誓㉕求有緣經。探㉖得㉗法華經㉘普門品。自爾以降。誦誦法花。弘學經論。解悟深理。夢見㉙聖人㉚摩頂与語。夢㉛傍㉜人㉝告。此聖人㉞是㉟比㊱觀㊲大師。可成㊳汝師。①夢覺乃至②終③登④觀⑤山。⑥始⑦見⑧伝教⑨大師礼足。⑩大師⑪含咲⑫歡喜⑬無限。⑭昔⑮夢⑯形貌不異。⑰隨順大師広学⑱顯密。⑲承和⑳二年以選入㉑唐。往㉒天台㉓山登㉔五台山。多年經廻遍謁名德。受學顯教密教。大唐人言。我国仏法。和尚尽學移伝日本矣。㉕承和十四年㉖歸朝。弥陀念仏。法花懺法。灌頂。舍利会。大師所伝也。凡仏法東流。半是大師所伝也。天安貞觀兩帝。淳和五条二后。皆以為師。受菩薩戒及灌頂等。大師嘗有熱病。飲食非例。氣力減損。夢食天甘露。夢覺以後口有滋味。身無余患。大師蟄居楞嚴院。殊致精進。以石墨草筆。手自書写法華經一部。名如法經。即以彼經安置堂中。即今如法堂。大師趣向上野下野。書写供養二千部妙法花經。又書写供養一千部法華經。安置總持院。又書写供養金光明經千部。安置文

殊樓。伝授真言弟子道俗一百五十七人。受戒灌頂男一千二百七十人也。大師製造金剛頂經疏七卷。蘇悉地經疏七卷。顯揚大戒論八卷也。貞觀六年正月十四日。一道和尚來云。微細音樂聞于唐院。△大師坊名唐院▽大師最後種々遺戒已畢。洗手嗽口。着新淨衣。威儀具足。告令祐法師曰。僧數十來向列入。早燒香散花。令祐申云。只今無客。大師弥以敬重。一心合掌向西安座。命円純法師。令唱。帰命頂礼弥陀種覺平等大会一乘妙法。乃至子剋。大師念弥陀仏。誦妙法華。命諸弟子令念誦。手結定印。口誦真言。北首右脇永以遷化矣。春秋七十一。夏藹四十九。同年二月有勅贈法印大和尚位。七年賜諡慈覺矣。

今昔物語 第十一——第十一

今昔、承和ノ御代ニ、①慈覺大師ト申聖在マシケリ。②俗姓ハ壬生ノ③氏、④下野国⑤都賀ノ郡ノ⑥人⑦也。初メ⑧生ケル⑨時、⑩紫雲⑪立テ、⑫其⑬家ニ⑭覆ヘリ。

其⑮時ニ、其⑯国ニ⑰広智⑱菩薩⑲ト云フ⑳聖㉑有リ。㉒遙ニ此ノ㉓紫雲㉔ヲ見テ驚テ、其㉕家ニ㉖尋テ㉗來レリ。㉘問テ云ク、此ノ家ニ何ナル事カ有ルト。家ノ主答テ云ク、今日男子㉙生レリト。①①広智菩薩、①②其ノ①③父母ニ①④教ヘテ①⑤云ク、其①⑥生レル男子ハ、是止事無キ聖人ト可成キ人也。汝等、父母也ト云フトモ、專ニ可①⑦敬シト①⑧云置テ、返ヌ。其後、其男子漸ク勢①⑨長シテ、既ニ①⑩九歳ニ成ヌ。父母ニ語テ云ク、我レ出家ノ心有リ。①⑪広智ノ①⑫所ニ行テ経ヲ習ハムト云テ、①⑬経ヲ求ルニ、①⑭法華経ノ①⑮普門品ヲ①⑯得タリ。是ヲ以テ、広智ニ随テ是ヲ習フ。

而ル間、兒□ノ中ニ、①⑰聖人有テ、我が①⑱頂ヲ撫ツルヲ、亦①⑲傍ニ①⑳人㉑有テ㉒告テ㉓云ク、㉔汝ヲ、㉕此ノ頂撫ツル人ヲバ㉖知タリヤ㉗否ヤト。兒㉘答テ㉙云ク、㉚不知ト。亦㉛云ク、㉜是ハ㉝比叡㉞山ノ㉟大師㊱也。㊲汝ガ□ト㊳可成キニ依テ、汝ガ頂撫ツル也ト。㊴夢覺テ、見テ思ハク、然レバ、我レハ比叡山ノ僧ト可成ニコソ有ナレト思テ、年□歳ニシテ、㊵遂ニ㊶比叡山ニ㊷登テ、㊸始テ㊹伝教ノ大師ヲ㊺見ルニ、㊻大師㊼咲ヲ含テ、㊽喜ビ㊾給フ事㊿無限シ。本ヨリ知レル人ヲ見ルガ如シ。兒亦、㊿昔㊿夢ニ㊿見シ㊿形ニ替ル事無シ。其後、㊿大師ニ随テ頭ヲ剃テ法師ト成ヌ。名ヲ㊿円仁ト云フ。㊿頭蜜ノ法ヲ習フニ、少

シキ愚ナル事無シ。

而ル間、伝教^⑧大師失給ヒヌレバ、心ニ思ハク、我レ、唐ニ渡テ頭蜜ノ法ヲ習ヒ極メムト思テ、^⑨承和^⑩二年ト云フ年、^⑪唐ニ^⑫渡ヌ。^⑬天台^⑭山ニ登リ、^⑮五臺山ニ参リ、所々ニ遊行シテ^⑯聖跡ヲ^⑰礼シ、仏法流布ノ所ニ行テハ是ヲ習フ間、^⑱惠正天子ト云フ天皇ノ代ニ、此ノ天皇、^⑲仏法ヲ亡ス宣旨ヲ下シテ、寺塔ヲ破リ壞テ正教ヲ焼キ失ヒ、法師ヲ捕テ令還俗ム。使四方ニ相ヒ分レテ亡。

其時ニ、^⑳大師此ノ使ニ会ヌ。独身ニシテ随ヘル者無シ。使等大師ヲ見テ喜テ追フ。大師逃テ、一ノ堂ノ内ニ入ヌ。使来テ堂ヲ開テ求ム。大師可為キ方無クテ、仏ノ中ニ居テ^㉑求ムルニ、僧不見、只新キ不動一体^㉒見ル時ニ、大師本ノ形ニ成テ在マス。使、何ナル人ゾト問フニ、日本ノ国ヨリ法ヲ求メムガ為ニ来レル僧也ト答フ。使恐レテ、令還俗ル事ヲ暫ク止メテ、天皇ニ此ノ由ヲ奏ス。宣旨ニ云ク、他国ノ聖也。速ニ可追棄シト。然レバ、使大師ヲ免ツ。

大師喜テ、其所ヲ走り去テ、他ノ国へ逃ル間ニ、遙ナル山ヲ隔テ、人ノ栖有リ。見レバ、城固ク築キ籠テ、廻リ強ニ固メタリ。一面ニ門有リ。其門ノ前ニ人立テリ。大師是ヲ見テ、喜テ、寄テ、是ハ何ナル所ゾト問フ。答テ云ク、是ハ一人ノ長者ノ家也。聖人ハ何ゾト。大師答テ云ク、仏法ヲ習ハムガ為ニ日本ノ国ヨリ渡レル僧也。然ルニ、仏法ヲ亡ビテス世ニ会テ、暫ク隠レ居テ、忍ビタラム所ニ有ラムト思フ也。門ニ立タル人ノ云ク、此ノ所ハ^㉓テ人不来シテ極テ静ナル所也。然レバ暫ク、是ニ在マシテ、世ノ静ニ成ナム後ニ、出テ仏法ヲモ習ヒ可給キ也ト。大師是ヲ聞テ、喜ビヲ成シテ、此ノ人ノ後ニ立テ入ヌ。其後、門ヲバ即チ差シツ。門ヲ入テ遙ニ奥ノ方ニ歩ビ行ク。大師モ共ニ行テ見給ヘバ、様々ノ屋共造リ重ネタリ。人多ク^㉔ノ空キ屋ノ有ルニ、大師ヲ令居ツ。

大師、此ク静ナル所ニ来ヌ。世ノ静ナラム程此ニ有ラム、吉キ事也ト喜テ、若シ仏法ヤ在スト思テ、所々ヲ伺ヒ見行クニ、惣テ仏経見エ給フ所無シ。後ノ方ニ屋有テ、寄テ立チ聞ケバ、人ノ病ム音共多ク聞ユ。怪シト思テ、臨テ見レバ、人ヲ縛テ上

テ釣り懸テ、下ニ壺ヲ置テ、其壺ニ血ヲ垂レ入ル。是ヲ見ルニ惣テ不心得ネバ、問ヘドモ、不答ヘ。怪テ去ヌ。亦、他ノ方ヲ臨バ、亦、人ノ吟フ音有リ。色極テ青キ者共瘦セ枯タル、多ク臥セリ。一人ヲ招ケバ、這ヒ寄り来レリ。

大師問テ云ク、是ハ何ナル所ゾ。此ク難堪氣ナル事共ノ見ユルハト。此ノ人、木ノ端ヲ取テ、縷ノ様ナル肱ヲ指シ□ベテ、土ニ書ヲ見レバ、是ハ纒纒ノ城也。不知シテ此ニ来ヌル人ヲバ、先ヅ物ヲ不云ヌ藥ヲ令食テ、次ニ肥ユル藥ヲ令食ム。其後ニ、高キ所ニ釣り保テ、所々ヲ差シ切テ、血ヲ出シテ壺ニ垂レ、其血ヲ以テ纒纒ヲ染テ結ツ、世ヲ経ル所ヲ不知シテ、□既ニ食ツル様ニシテ、人問フ事有ラバ物ヲ不云ヌ様ニテウメキテ、努々、物宣フ事無カレ。我等モ其藥ヲ不知シテ食テカ、ル目ヲ見ル也。相構テ逃ゲ可給キ也。廻リノ門ハ強ク差シテ、オボロケニテハ人可出キ様無キ也ト書タルヲ見テ後、大師心肝失テ、惣テ不思ヘ。然レドモ、本ノ居所ニ返ヌ。人食物ヲ持来タリ。見レバ、教ヘツル様ニ胡麻ノ様ナル物盛テ居ヘタリ。是ヲ食フ様ニシテハ懷ニ差シ入レテ、外ニ棄テツ。食物ノ後、人来テ問フ事有リト云ヘドモ、ウメキテ物不云ハ。今ハシ得タリト思ヘル氣色ニテ去ヌ。其後ハ可肥藥ヲ種々ニ令食ム。然ル間、人ノ立去タル程ニ、大師丑寅ノ方ニ向テ掌ヲ合セ、礼拝シテ云ク、本山ノ三宝薬師仏、我レヲ助テ古郷ニ返ル事ヲ令得メ給ヘト。其時ニ、一ノ大ナル狗出来ヌ。大師衣ノ袖ヲ食テ引ク。大師犬ノ引ニ随テ行クニ、可通出クモ無キ水門有リ。其ヨリ引キ出シツ。外ニ出ヌレバ、犬ハ不見成ヌ。大師泣々ク喜テ、其ヨリ足ノ向ク方ニ走ルニ、遙ニ野山ヲ越テ人里ニ出ヌ。

人会テ問テ云ク、是ハ何ヨリ来レル聖人ノ如此キ走り給フゾト。大師、然々ノ所ニ行テ有ツル事ノ様ヲ語ル。其人ノ云ク、其所ハ纒纒ノ城也。人ノ血ヲシボリテ世ヲ亘ル所也。其ニ行ヌル人ハ返ル事無シ。実ニ仏神ノ助ケニ非ズハ、可遁キ様無シ。無限ク貴キ聖人ニ在マシケリト喜テ、別レ去ヌ。其ヨリ弥ヨ逃ゲ去テ、王城ノ方ニ至テ、忍聞ク程ニ、惠正天子失給ヒヌ。他ノ天皇位ニ即給ヌレバ、仏法亡ヌ事止ヌ。

大師、本意ノ如ク□寺ノ義操ト云フ人ヲ師トシテ蜜教ヲ習ヒ伝ヘテ、◎承和十四年ト云フ年◎帰朝シテ、顕蜜ノ法ヲ弘メ

置タリトナム語り伝ヘタルトヤ。

①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰	⑱	対 巻 号	共通語辞	書名					
慈覚大師	俗姓八壬生ノ	氏	下野国	都賀ノ郡	人	也	生	時	紫雲	立テ	其	家ニ	覆ヘリ	時ニ	国ニ	広智	菩薩	ト云フ	三代 実録	慈覚 大師 伝	三宝 繪詞	往生 極楽 記	法華 驗記	今昔 物語	
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

⑤⑤	⑤⑥	⑤⑦	⑤⑧	⑤⑨	⑥①	⑥②	⑥③	⑥④	⑥⑤	⑥⑥	⑥⑦	⑥⑧	⑥⑨	⑦①	⑦②	⑦③	対 巻 号	共通語辞	書名						
汝ヂ	此ノ	知タリ	否ヤ	答テ	云ク	不知	云ク	是ハ	比	叡	山	大師	也	汝ガ	可成キ	夢覚テ	遂ニ	比	三代 実録	慈覚 大師 伝	三宝 繪詞	往生 極楽 記	法華 驗記	今昔 物語	
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

④⑩	③⑨	③⑧	③⑦	③⑥	③⑤	③④	③③	③②	③①	③⑩	②⑨	②⑧	②⑦	②⑥	②⑤	②④	②③	②②	②①	②⑩
長	云	敬	子	生レ	云ク	教ヘテ	父母ニ	其ノ	広智	生レ	問テ	来レリ	尋テ	家ニ	見テ	雲ヲ	紫	遙ニ	有リ	聖
○							○	○								○			○	
					○		○	○	○	○			○			○	○	○	○	
	○		○				○							○	○	○			○	○
		○	○	○	○	○	○					○	○	○	○			○		
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

⑨④	⑨③	⑨②	⑨①	⑨⑩	⑨⑨	⑨⑧	⑨⑦	⑨⑥	⑨⑤	⑨④	⑨③	⑨②	⑨①	⑨⑩	⑨⑨	⑨⑧	⑨⑦	⑨⑥	⑨⑤	⑨④
大師	頭蜜	円仁	大師ニ随テ	形ニ	見シ	夢ニ	昔	如シ	無限シ	給フ事	喜ビ	咲ヲ含テ	大師	見ル	大師ヲ	伝教	始テ	登テ	山	叡
○		○			○	○		○				○	○		○			○	○	○
						○	○											○	○	○
				○	○	○	○			○	○	○		○	○	○		○		○
															○	○				
	○		○	○		○	○		○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

⑤4	云ク	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
⑤3	告テ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
⑤2	有テ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
⑤1	人	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
⑤0	傍	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
④9	頂ヲ撫ヅル	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
④8	聖人	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
④7	得タリ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
④6	普門品	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
④5	法華経	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
④4	経ヲ求ル	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
④3	所ニ行テ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
④2	広智	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
④1	九歳	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

合計		五	五	五	一六	六	一七	一七	一七	一七	一七	一七	一七	一七
⑩7	帰朝	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
⑩6	承和十四年	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
⑩5	仏法ヲ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
⑩4	恵正天子	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
⑩3	礼シ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
⑩2	聖跡	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
⑩1	五臺山	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
⑩0	山	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
99	天台	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
98	渡又	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
97	唐二	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
96	二年	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
95	承和	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

当条の各書に有する「共通語辞」の調査結果を示すと、『三代実録』は五九例(約54.6%)、『慈覚大師伝』は五七例(約52.8%)、『三宝絵詞』は五五例(約50.9%)、『往生極楽記』は一六例(約14.8%)、『法華験記』は六六例(約61.1%)となり、『法華験記』『三代実録』『慈覚大師伝』『三宝絵詞』『往生極楽記』の順に、『今昔物語』と密接な関係にあることが知られる。而してその密接性の度合という点では、『三代実録』『慈覚大師伝』『三宝絵詞』三書間にはさほどの差が認められず、これら三書に比して『法華験記』が僅かながら高いという程度に過ぎない。ただ、『往生極楽記』が他余の四書に比して格段に低いといえる。また当条の各書に有する『今昔物語』共通語辞を検してみ

ると、次のような結果が得られる。

△『三代実録』——『今昔物語』▽……………⑫、④⑩、⑧⑥、⑨②、⑨④の五例

△『慈覚大師伝』——『今昔物語』▽……………⑳③、⑳⑨、⑳⑩、⑳①、⑳⑤の五例

△『三宝絵詞』——『今昔物語』▽……………⑪①、⑪①⑥、⑪②①、⑪③⑨、⑪④③、⑪⑦③、⑪⑧④、⑪⑨⑧の八例

△『往生極楽記』——『今昔物語』▽……………ナシ

△『法華験記』——『今昔物語』▽……………⑳⑧、⑳④、⑳⑥、⑳⑧、⑳④④、⑳④⑥、⑳④⑧、⑳⑤③、⑳⑥⑨、⑳⑦①、⑳⑦⑦、⑳⑧⑤、⑳⑨①、⑳⑨③の一五例

これによって、当条の『今昔物語』の主要典拠は『法華験記』であり、他に『三代実録』『慈覚大師伝』『三宝絵詞』三書をも典拠としていることが知られる。而してこれら三書の典拠としての比重は、主要典拠たる『法華験記』に共通しない語辞が、それら三書の各々に如何ように存するか、その多少によって知りえよう。そこで、件の三書に存する処の、『法華験記』に共通しない語辞を検してみると、次のようになる。

『三代実録』……………⑦、⑧、⑫、⑮、⑲、⑳①、⑳④、⑳②、⑳④、⑳③②、⑳④①、⑳⑤②、⑳⑤④、⑳⑤⑤、⑳⑦①、⑳⑦②、⑳⑥⑥、⑳⑥⑧、⑳⑥⑧、⑳⑧⑨、⑳⑨②、⑳⑨④、⑳⑩①、⑳⑩⑤
の二八例

『慈覚大師伝』……………⑦、⑮、⑲、⑳①、⑳②③、⑳④、⑳②⑨、⑳⑤②、⑳⑤④、⑳⑥②、⑳⑥⑥、⑳⑥⑧、⑳⑩②、⑳⑩⑤の二六例

『三宝絵詞』……………⑦、⑧、⑪、⑮、⑮①、⑮②、⑮④、⑮③⑨、⑮④③、⑮⑤②、⑮⑤④、⑮⑤⑦、⑮⑥⑧、⑮⑦③、⑮⑧④、⑮⑧⑨、⑮⑨⑧の一八例

これにより、『三代実録』『慈覚大師伝』『三宝絵詞』三書が、その順次の比重を以て主要典拠以外の典拠とされていることを理会しうるのである。

ところで、当条の『今昔物語』の典拠について、従来の主要な諸注釈をみるに、「山根氏論文」に「法華験記を原典とする」とあり、「大系本」に「本語の第四段前半までは、主として三宝絵詞下(16)の冒頭の記事によって説話をな

した」とあり、「全集本」に「典故は複数で第一段より第四段前半までの出典は『法華験記』上の四。同文的同話の『三宝絵詞』下の二六もあるいは参酌されたか。」とあり、「思想大系」に「今昔物語卷十一ノ十一の前半は三宝絵の右箇所へ下、比叡舍利会条Vにより、後半は何によったか不明」(四一頁、^V)とあり、「集成」に「三宝絵詞」が「確実に『今昔』の出典と認定できる」とし、さらに「験記によるが、三宝絵をも使用」とある、といった具合である。

これら諸注釈によれば、当条の『今昔物語』の主要典故について、それを『法華験記』とするのは〔山根氏論文〕『全集本』〔集成〕、『三宝絵詞』とするのは〔大系本〕〔思想大系〕であり、当条の『今昔物語』の、主要典故以外の典故として挙げられているのは『三宝絵詞』のみである(〔全集本〕〔集成〕)、ということになる。

かくして当条の『今昔物語』の典故に関する従来の主要な見解を知りうるのであるが、この中では、主要典故を『法華験記』とするとともに、他余の典故として『三宝絵詞』を挙げている〔全集本〕〔集成〕が最も妥当なものと言えよう。しかし、これら二つの注釈は、ともに『法華験記』を主要典故として指摘している点は宜しいとしても、それ以外の典故についての指摘、即ち『三代実録』『慈覚大師伝』『三宝絵詞』三書が、その順次の比重を以て用いられているとする指摘がなされていない点で、不備なものと言わざるを得ないのである。

なお、当条の『今昔物語』第四段後半より第九段までの部分が何に拠って書かれたか、この点について、上記の諸注釈には全く関説されていないが、これに関しては、やはり〔思想大系〕同様に不明とするより仕方ないと思う。

以上の所述を表に纏めて示す。

諸注釈及び私見	〔山根氏論文〕	〔大系本〕	〔全集本〕	〔思想大系〕	〔集成〕	私見
	『法華験記』	○『三宝絵詞』	○『法華験記』	『三宝絵詞』	○『法華験記』	○『法華験記』

E条

往生極楽記 七

②律師①無空。平生③念仏④為業。⑥衣食⑤常⑦乏。自謂。⑩我貧①亡後定⑫煩遺弟。⑬竊以⑨万⑧錢⑬置于⑭房內⑮天井之上。欲支斂葬也。⑰律師臥⑱病。言不及⑲錢。忽以即世。⑳枇杷左大臣①与律師有故旧矣。㉑大臣夢。㉒律師衣裳垢⑳穢。㉓形容枯槁。㉔来相語㉕曰。㉖我有伏藏錢貨。不度㉗受蛇身。㉘願以其㉙錢可㉚書写㉛法花經。㉜大臣⑤自到旧⑦房。搜得万⑧錢。㉝々中①有一小④蛇。㉞見人逃去。㉟大臣④忽令⑥書写⑦供⑤法花經一部了。他日⑨夢。⑩律師法服鮮明。顔色悦懌。持⑫香爐⑬来。謂⑭大臣曰。⑮吾以相府之⑯恩。⑰得免邪道。⑱今詣極樂。語了⑲西向飛去焉。

法華驗記 第七

②律師①無空。平生③念仏④為業。⑥衣食⑤常⑦乏自謂。⑩我貧①亡後定⑫煩遺弟。⑬竊以⑨万⑧錢⑬置于⑭房內⑮天井之上。欲支斂。⑰律師臥⑱病言不及⑲錢。忽以退世。⑳枇杷左大臣①与律師有旧②契。㉑大臣夢。㉒律師衣裳垢⑳穢。㉓形容枯槁。㉔来相語㉕曰。㉖我有伏藏錢貨。不度而㉗受蛇身。㉘願以其㉙錢可㉚書写㉛法華經。㉜大臣⑤自到旧⑦坊搜得万⑧錢。㉝錢之中①有小④蛇。㉞見人逃去。㉟大臣④忽令⑥書写⑦供⑤養⑥法華經一部畢。他日⑨夢。⑩律師衣服鮮明。顔色悦懌。⑪手持⑫香炉⑬来。語⑭大臣曰。⑮吾以相府之⑯恩。⑰得免蛇道。⑱今詣極樂。⑲謂了⑲西向飛去矣。

今昔物語 第十四——第一

今昔、比叡ノ山ニ①無空②律師ト云フ人有ケリ。幼クシテ山ニ登テ出家シテ後、身ニ犯ス所無シ。亦、心正直ニシテ道心深カリケリ。然レバ、僧綱ノ位マデ成ケレドモ、遂ニ現世ノ栄花名聞ヲ永ク棄テ、後世ノ菩提ヲ偏ニ願フ。此ニ依テ、本山ニ

籠居テ③念仏ヲ唱ヲ④業トシテ、怠ル事無シ。此レ一生ノ間ノ勤也。亦、⑤常ニ⑥衣食ニ⑦乏クシテ、更ニ憑ム方無シ。何況ヤ、房ニ一塵ノ貯ヘ有ラムヤ。

而ルニ、律師⑧錢⑨万ヲ自然ラ得タリ。其ノ時ニ、律師ノ思ハク、⑩我レ⑪死ナム時ニ、弟子共必ズ⑫煩ヒ有リナム。然レバ、此ノ錢ヲ人ニ不令知ズシテ隱シ⑬置テ、没後ノ料ニ充テム。只、死ナム時ニ臨テ、弟子共ニ令告知ムト思テ、⑭房ノ⑮天井ノ上ニ⑯窃ニ隱シ置。其ノ後、弟子共敢テ此ノ事ヲ不知ズ。而ル間、⑰律師身ニ⑱病ヲ受テ悩ミ煩フ間、此ノ⑲錢隱シ置タル事ヲ忘レテ、弟子共ニ不告知ズシテ、遂ニ死ヌ。

其時ニ、⑳枇杷ノ大臣ト云フ人在マス。名ヲバ仲平ト云フ。此ノ人、彼ノ㉑律師ト年来師檀ノ㉒契リ深クシテ、万事ヲ憑テ過ギ給ヒケル間、律師ノ失タル事ヲ殊ニ歎キ思給ケルニ、㉓大臣ノ夢ニ、㉔律師衣服⑤穢氣ニ、㉕形自衰へ弊クシテ、㉖来テ㉗云ク、㉘我レ生タリシ時、偏ニ念仏ヲ唱フルヲ以テ業トシテ、必ズ極樂ニ生レムト思ヒシニ、我が身ニ貯ヘ無カリシニ依テ、没後ニ弟子共煩ヒ有リナムト思テ、錢万ヲ没後ノ料ニ充テムガ為ニ、房ノ天井ノ上ニ隱シ置タリキ。死ナム時ニ臨テ、弟子共ニ令告知ムト思給ヒシニ、病ニ煩ヒシ間、其ノ事忘レテ、不告ズシテ死ニキ。于今其ノ事ヲ知ル人無シ。己レ其ノ罪ニ依テ、㉙蛇ノ身ヲ受テ、錢ノ所ニ有テ苦ヲ受ル事量無シ。己レ生タリシ時、君ト契ヲ成ス事深リキ。㉚願クハ、君彼ノ㉛錢ヲ尋ネ取リ給テ、㉜法花經ヲ㉝書写供養シテ、我が此ノ苦ヲ救ヒ給ヘト云フ、ト見テ夢覺ヌ。

其ノ後、㉞大臣歎キ悲テ、忽ニ、使ヲバ不遣ズシテ、㉟自ラ山ニ登テ、律師ノ㊱房ニ行テ、人ヲ以テ天井ノ上ヲ令見メ給フニ、実ニ夢ノ告ノ如ク㊲錢有リ。㊳錢ノ中ニ、㊴蛇錢ヲ纏テ㊵有リ。㊶人ヲ見テ逃去ヌ。大臣房ニ有ル弟子共ニ此ノ夢ノ告ヲ語り給ヘバ、弟子共此レヲ聞テ、泣キ悲ム事無限シ。

⑬大臣京ニ返テ、⑭忽ニ此ノ錢ヲ以テ⑮法花經一部ヲ⑯書写⑰供養シ給テ、其後、程ヲ経テ、大臣ノ⑱夢ニ、彼ノ⑲律師法眼鮮ニシテ、⑳手ニ㉑香炉ヲ取テ㉒来テ、㉓大臣ニ向テ云ク、㉔我レ君ノ㉕恩徳ニ依テ、㉖蛇道ヲ免ル、事ヲ得テ、年来ノ念仏ノ力

③①	願クハ	○	○	○
③②	蛇ノ身ヲ受テ	○	○	○
③③	我レ	○	○	○
③④	云ク	○	○	○
③⑤	来テ	○	○	○
③⑥	形	○	○	○
③⑦	穢	○	○	○
③⑧	律師衣	○	○	○
③⑨	大臣ノ夢ニ	○	○	○
③⑩	契リ		○	○
③⑪	律師ト	○	○	○
③⑫	枇杷ノ大臣	○	○	○
③⑬	錢	○	○	○

合計		○	○	○
⑤⑩	西ニ向テ飛ビ去ヌ	○	○	○
⑤⑨	云テ		○	○
⑤⑧	今極樂ニ參レル	○	○	○
⑤⑦	蛇道ヲ免ル、事ヲ得テ	○	○	○
⑤⑥	恩	○	○	○
⑤⑤	我レ	○	○	○
⑤④	大臣ニ…云ク	○	○	○
⑤③	来テ	○	○	○
⑤②	香炉ヲ	○	○	○
⑤①	手ニ		○	○
⑤①	律師	○	○	○

当条の各書に有する「共通語辞」の調査結果を示すと、『往生極楽記』は五六例(約93.3%)、『法華験記』は六〇例(100%)となり、『法華験記』の方が『往生極楽記』よりも『今昔物語』と密接な関係にあることを理會しうる。さらに当条の各書に有する『今昔物語』共通語辞を検してみると、次のような結果が得られる。

△『往生極楽記』——『今昔物語』▽……………ナシ

△『法華験記』——『今昔物語』▽……………②②、④⑧、⑤①、⑤⑨の四例

これにより、当条の『今昔物語』は、『法華験記』のみで書きうることが知られる。實際の処、当条の『今昔物語』は、『法華験記』のみに基拠して書かれたとみて宜しかろう。このことに関して、例えば、『山根氏論文』に「往生極

楽記と法華驗記の今昔において占める位置を決定するのはかなり厄介な問題であるようだ（中略）。いずれを原典とすべきであるか（中略）いずれとも決しがたい。（中略）どちらかといえば、法華驗記がより原典としての可能性が大きいと考えることも不当ではあるまい。法華驗記を参閲とする攷證説は、再考（修正？）されねばならない。」とあり、〔大系本〕に「本語は、日本往生極楽記⁽⁵⁾、法華驗記卷⁽⁶⁾(7)に基づいて説話を構成したものと認められる」とあり、〔全集本〕に「本話の出典は、『法華驗記』上の七。『法華驗記』の典拠となった『日本往生極楽記』^(七)も同文的同話で、しかも『日本往生極楽記』が『今昔物語集』の有力な一出典であったにつけて、本話をめぐる両書の関係は微妙である。」とあり、〔思想大系〕に「卷十四のうち*・四・八・一一を除く二十五話は本書にもとづき、*印は往生極楽記↓今昔ではなく、（往生極楽記↓）本書↑『法華驗記』↓今昔の可能性がある。」（内引者）とある。これら諸注釈の中で、『今昔物語』の典拠に『往生極楽記』を挙げている〔大系本〕は論外として、当条の『今昔物語』の典拠として『法華驗記』を挙げているのは、〔山根氏論文〕〔全集本〕〔思想大系〕であり、そしてこれらのうち、そうしたことをはつきり言いきっているのが〔全集本〕のみであり、やゝ曖昧で消極的に指摘しているのが〔山根氏論文〕〔思想大系〕である。

こうしたことから、当条の『今昔物語』の典拠如何に関する上記諸注釈中、〔全集本〕を以て最も妥当なものと見做しうるのである。而してこの注釈は、『今昔物語』が他余の条において、『法華驗記』の外に、その典拠となった『往生極楽記』をも材料として用いていることと、当条が『法華驗記』のみを典拠としていることとの微妙な関係にも触れていて、考察がかなり行き届いている、と言える。しかし、この〔全集本〕には、先に私が指摘した「当条の『今昔物語』は『法華驗記』のみで書きうる」とする見方が闕如乃至欠落しているようであり、実にこの点が惜しまれるのである。

以上の所述を表に纏めて示す。

諸注釈及び私見	〔山根氏論文〕	〔大系本〕	〔全集本〕	〔思想大系〕	私見
典拠	『法華驗記』	『往生極樂記』 『法華驗記』	『法華驗記』	『法華驗記』	『法華驗記』

F条

往生極樂記 二六

①陸奥国新田郡②小松寺③住④僧⑤玄海。⑥初具⑦妻子暮年⑧離去。日⑩誦⑨法花經一部。⑭誦⑫大仏頂真言⑬七遍。以⑮為⑯恒事。
 ⑰夢⑱左右腋各生⑲羽翼。⑳向西飛去。㉑過千萬国。到㉒七宝地。自㉓見其㉔身。㉕以大仏頂真言㉖為㉗左翼。㉘以㉙法花經㉚第㉛八卷㉜為㉝右翼。㉞廻望㉟此界。㊱宝樹㊲楼閣光彩隱映。有㊳一㊴聖僧。語曰。㊵汝今㊶所㊷來者㊸極樂㊹界之㊺辺地也。却後㊻三㊼日㊽可迎汝耳。㊾玄海頂受此語。㊿飛帰㊽如初。門㊾弟子等初㊿謂㊽已㊾死。皆尽㊿悲㊽泣。㊾玄海得蘇。㊿弥㊽誦㊿誦㊽真言經典。後㊿三年而遷化。予知㊿死㊽期矣。

法華驗記 第十二

①陸奥国新田郡②小松寺③住④僧⑤玄海。⑥初具⑦妻子暮年⑧離去。日⑩誦⑨法華經一部。⑭夜⑮誦⑯大仏頂真言以⑰七反⑱為⑲恒事。
 ⑳夢㉑左右之腋㉒忽生㉓羽翼。㉔向西飛去。㉕過千萬国到㉖七宝地。自㉗見其㉘身。㉙以大仏頂真言㉚為㉛左翼。㉜以㉝法華經㉞八卷㉟為㊱右翼。㊲廻望㊳此界。㊴宝樹㊵楼閣。光彩微妙。有㊶一㊷聖僧語曰。㊸汝今㊹所㊺來者。㊻極樂㊼世界㊽辺地也。却後㊾三年㊿可迎汝耳。㊾玄海頂受此語。㊿飛帰㊽如初。爰㊾弟子等初㊿誦㊽已㊾死。皆尽㊿悲㊽泣。㊾玄海得蘇。㊿弥㊽誦㊿誦㊽經典㊿真言。後㊿三年而遷化。預知㊿死㊽期矣。

今昔物語 第十五—第十九

今昔、①陸奥国、新田ノ郡ニ②小松寺ト云フ寺有リ。其ノ寺ニ③玄海ト云フ④僧⑤住ケリ。⑥初ハ⑦妻子ヲ帯シテ世間ヲ過シケリ。後ニハ妻子ヲ⑧離レ世間ヲ棄テ、此ノ寺ニ住シテ、心ヲ仏ノ道ニ懸テ、昼ハ⑨法花経一部ヲ⑩読奉、⑪夜ハ⑫大仏頂真言⑬七返ヲ⑭誦シケリ。此レ、⑮常ノ勤メ⑯トシテ、闕ク事無シ。

而ル間、玄海⑰夢ニ、我が身、⑱左右ノ脇ニ⑲忽ニ⑳羽生ヌ。㉑西ニ向テ飛ビ行ク。㉒千万ノ国ヲ過テ飛ビ行テ、微妙ナル世界ニ至ヌ。皆㉓七宝ノ地也。其ノ所ニシテ我が⑳身ヲ㉔見レバ、㉕大仏頂真言ヲ以テ㉖左羽㉗トシ、㉘法花経ノ㉙第㉚八卷ヲ㉛以テ㉜右羽㉝トシタリ。㉞此世界ノ㉟宝樹、様々ノ㊱楼閣宮殿共ヲ㊲廻リ見ルニ、㊳一人ノ㊴聖人出来レリ。我レニ告宣ハク、㊵汝ガ㊶來レル、此ノ所ヲバ知レリヤ否ヤト。玄海、不知ズト答フ。聖人ノ宣ハク、此ノ㊷所ハ此レ、㊸極樂㊹世㊺界ノ一㊻辺地也。汝チ速ニ本国ニ返テ、今㊼三㊽日ヲ過テ㊾汝ヲ可キ迎也。㊿玄海此レヲ聞テ、前ノ㋀如ク㋁飛ビ返ヌ、ト見テ、夢覺ヌ。

其間、㋂弟子童子共、㋃既ニ我が師ハ㋄死タリト㋅云テ、㋆泣キ㋇悲ビ合ヘリ。而ルニ、㋈玄海活テ、弟子共ニ此事ヲ語ル。弟子共此レヲ聞テ、悲ビ貴ブ事無限シ。其ノ後、玄海㋉弥ヨ心ヲ発シテ、法花経ヲ㋊読ミ、大仏頂㋋真言ヲ㋌誦シテ、遂ニ㋍三年ニ至テ失ニケリ。

此レヲ見聞ク人、此ク、其教ヘタル㋎期不違ズシテ㋏死スレバ、定メテ極樂ノ辺土ニ疑ヒ無ク至リニケムトゾ云テ、貴ビケル、トナム語リ伝ヘタルトヤ。

対 応 番 号	書 名	任 生 極 楽 記	法 華 驗 記	今 昔 物 語
①	共通語辞 陸奥国新田ノ郡	○	○	○
②	小松寺	○	○	○
③	玄海	○	○	○

対 応 番 号	書 名	任 生 極 楽 記	法 華 驗 記	今 昔 物 語
③⑤	共通語辞 此…界	○	○	○
③⑥	宝樹	○	○	○
③⑦	楼閣	○	○	○

②④	②③	②②	②①	②①	①⑨	①⑧	①⑦	①⑥	①⑤	①④	①③	①②	①①	①①	①①	①①	①①	①①	①①	
身ヲ	七宝ノ地	千万ノ国ヲ過テ	西ニ向テ飛ビ	羽	忽ニ	左右ノ脇ニ	夢ニ	トシテ	常ノ	誦シ	七返ヲ	大仏頂真言	夜ハ	読	法花経一部	離レ	妻子ヲ	初ハ	住	僧
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

⑤⑧	⑤⑦	⑤⑥	⑤⑤	⑤④	⑤③	⑤②	⑤①	⑤①	④⑨	④⑧	④⑦	④⑥	④⑤	④④	④③	④②	④①	④①	③⑨	③⑧
泣キ	云テ	死タリ	既ニ	弟子	飛ビ返ヌ	如ク	玄海	汝ヲ可キ迎	日	三	辺地也	界	世	極楽	所ハ	來レル	汝ガ	聖	一	廻リ
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

③4	トシ	○	○	○
③3	右	○	○	○
③2	以テ	○	○	○
③1	八巻ヲ	○	○	○
③0	第	○		○
②9	法花経ノ	○	○	○
②8	トシ	○	○	○
②7	左	○	○	○
②6	大仏頂真言ヲ以テ	○	○	○
②5	見レバ	○	○	○

合計	⑥7	⑥6	⑥5	⑥4	⑥3	⑥2	⑥1	⑥0	⑤9	○	○	○
	死ス	期	三年	誦シ	真言	読ミ	弥ヨ	玄海	悲ビ	○	○	○
畚	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
窆	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
空	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

当条の各書に有する「共通語辞」の調査結果を示すと、『往生極楽記』は六四例(約95.5%)、『法華験記』は六五例(約97.0%)となり、僅少差ながら『法華験記』の方が『往生極楽記』よりも多い。さらに当条の各書に有する「今昔物語」共通語辞を検してみると、次のような結果が得られる。

△『往生極楽記』——『今昔物語』▽……………③0、④9の二例

△『法華験記』——『今昔物語』▽……………①①、①9、④5の三例

右の「共通語辞」と『今昔物語』共通語辞とのあり方からみて、当条の『今昔物語』の典拠は、『法華験記』が主、『往生極楽記』が従の関係で、それら両書が材料として併用されていることが知られる。これについては、例えば、『山根氏論文』に「法華験記を本話の原典としておく」とあり、『大系本』に「本語は、日本往生極楽記(26)に基づいて説話を構成したものと認められる。なお、同一説話は、法華験記巻上(12)、真言伝巻七(24)にも見える」とあり、『全集本』に「本話の出典としては一応『日本往生極楽記』二六が擬せられるが、『法華験記』上の一二も極楽に基づ

く同文的同話。部分的には験記本文に一致する箇所もあり、出典の識別は微妙である」とあり、「思想大系」に「△今昔の▽*十九・二二・三四・*四二・*四四は往生極楽記と本書の両方に関係するが、*印は往生極楽記↓今昔ではなく、(往生極楽記↓)本書△「法華験記」▽↓今昔とみる方がよいとおもう。」(△▽印)とある。

これら諸注釈をみるに、当条の「今昔物語」の典拠について、これを「法華験記」とするのは「山根氏論文」「思想大系」、「往生極楽記」とするのは「大系本」「全集本」である。故に当条の「今昔物語」の典拠に関するかぎり「山根氏論文」「思想大系」が妥当なものと言える。しかし、これら両注釈とて、他余の「大系本」「全集本」に同じく、主要典拠以外の典拠については全く言及するところがない。これは再考(修正?)されねばならぬ点であろう。以上の所述を表に纏めて示す。

諸注釈及び私見	〔山根氏論文〕	〔大系本〕	〔全集本〕	〔思想大系〕	私見
典拠	〔法華験記〕	〔往生極楽記〕	〔往生極楽記〕	〔法華験記〕	○〔法華験記〕 〔往生極楽記〕

G条

往生極楽記 二一

①大日寺③僧②広道。④俗姓⑤橘氏。⑥数十年來。専樂⑦極樂。不事⑧世事。⑨寺辺⑩有一愛女寄居矣。有⑬兩⑭男子。⑮為天台僧。⑯兄⑰曰禪靜。⑱弟⑲曰延壽。⑳其母即世。㉑一僧一心。㉒昼誦㉓法花經。㉔夜念㉕弥陀仏偏㉖祈慈㉗母往生極樂。当斯時也。㉘広道夢。㉙極樂㉚貞觀㉛向寺間。㉜聞無量㉝音樂。㉞驚望㉟其方。㊱有㊲三㊳宝㊴車。数千㊵僧侶㊶捧香爐㊷圍繞之。直㊸到㊹亡女㊺家。女令㊻着㊼天衣。共㊽載欲㊾還。便勅㊿二僧曰。汝為母有懇志。是以來迎也。一夢之中。亦有広道往生之相。

広道①不歴幾年入滅。此①日②音楽③満空。④道俗⑤傾耳。随喜⑥発心者⑦多矣。

法華験記 第百廿

①有一女人。姓名未詳。身②貧年③老。大日④寺⑤辺⑥而寄居矣。有⑦兩⑧男子。⑨為天台僧。⑩兄⑪曰禅静。⑫弟⑬曰延叡。⑭其母⑮受病。経⑯日⑰悩乱。即以入滅。⑱二僧一心堅固。⑲昼読⑳法華経。㉑夜念㉒弥陀仏。偏㉓祈慈㉔母往生極樂。当此時①大日寺住③僧①広道夢。②極樂③貞観④兩寺之間⑤聞⑥音楽。⑦驚望⑧其方。⑨有⑩三⑪宝⑫車。数十⑬僧侶。⑭捧香炉⑮圍繞之。直⑯到⑰老女住⑱宅。老女⑲着⑳天衣。㉑宝冠瓔珞。莊嚴其身。㉒乘宝⑳車欣㉓往㉔還。便勅㉕二僧曰。㉖汝㉗為母有懇志。讀㉘誦法華。勤修㉙念仏。㉚祈成菩提。是以㉛來迎也。宝車㉜指西方遶去。同夢之中。㉝有㉞広道聖人㉟往生之㊱相。㊲広道㊳不歴幾年入滅。此㊴日㊵音楽㊶満空。㊷道俗㊸傾耳。随喜讚歎。㊹発道心者㊺多也。

今昔物語 第十五——第二十一

今昔、①大日寺ト云フ寺ニ②広道ト云フ③僧有ケリ。④俗姓ハ⑤橘ノ氏。⑥数十年間、⑦極樂ニ往生セムト願フテ⑧世事ヲ不知ザリケリ。亦、其⑨寺ノ辺ニ⑩老タル嫗⑪有リ。極メテ⑫貧クシテ⑬二人ノ⑭男子□ケリ。共ニ出家シテ⑮僧ト成レリ。比叡ノ山ノ僧也。⑯兄ヲバ⑰禅静ト云フ、⑱弟ヲバ⑲延叡ト云。

而ルニ、⑲其黨ニシテ身ニ重キ⑳病ヲ受タリ。日来㉑悩ミ煩ヒテ遂ニ死ヌ。其ノ後、此㉒二人ノ子ノ㉓僧、歎キ悲ムデ、㉔昼ハ㉕法花経ヲ読誦シ、㉖夜ハ㉗弥陀ノ念仏ヲ唱ヘテ、心ヲ発シテ㉘母ノ往生極樂ノ事ヲ㉙祈ケリ。

而ル間ニ、彼ノ①広道ガ夢ニ、②極樂寺、③貞観寺、④二ノ寺ノ間⑤音楽ノ音⑥聞ユ。広道此ヲ聞テ⑦驚テ、何ゾノ音楽ナラムト思テ、行テ見レバ、⑧其ノ所ニ微妙ノ⑨宝ヲ以テ莊レル⑩三ノ⑪車⑫有リ。多ノ⑬僧、皆⑭香炉ヲ捧テ車ヲ⑮圍繞シテ、此ノ⑯死タル⑰老母ノ⑱家ニ⑲至テ、嫗ヲ呼テ出テ、⑳天衣㉑宝冠ヲ㉒着セテ、此ノ⑳車ニ㉓乗セテ㉔返リ㉕行ナムト為ル時ニ、㉖二人ノ子僧ニ告テ宣ク、㉗汝等㉘母ノ為ニ㉙法花経ヲ誦シ、弥陀ノ㉚念仏ヲ唱ヘテ、勲ニ母ノ往生極樂ヲ㉛祈ルガ故ニ、我等㉜來テ迎

フル也ト。亦、④広道ニ告テ云ク、汝デ、速ニ極楽ニ可⑤往生キ⑥相⑦有リト云テ、車ヲ困遶、⑧西ヲ指テ去ヌ、ト見テ、夢覚又。

其後、広道彼ノ死人ノ家ニ行キ、二人僧ヲ呼ビ出、此夢ヲ語ル。僧共此レヲ聞テ、涙ヲ流シテ悲ビ貴ブ事無限。

其後、⑨広道⑩幾ノ程不經シテ失ケリ。其⑪日、亦、⑫音楽ノ音⑬空ラニ満タリケリ。此レヲ聞ク⑭道俗男女、此レ、広道ガ往生ノ相也ト知テ、⑮耳ヲ傾ケテ⑯心ヲ発ス人⑰多カリケリ、ト語り伝ヘタルトヤ。

対 号	書 名	往 生 極 楽 記	法 華 驗 記	今 昔 物 語
⑭	男子	○	○	○
⑬	二人ノ	○	○	○
⑫	貧クシテ		○	○
⑪	有リ	○	○	○
⑩	老タル		○	○
⑨	寺ノ辺ニ	○	○	○
⑧	世事	○		○
⑦	極楽	○		○
⑥	数十年	○		○
⑤	橘ノ氏	○		○
④	俗姓ハ	○		○
③	僧	○	○	○
②	広道	○		○
①	大日寺	○	○	○

対 号	書 名	往 生 極 楽 記	法 華 驗 記	今 昔 物 語
⑤③	車ニ		○	○
⑤②	着セ	○	○	○
⑤①	宝冠		○	○
⑤①	天衣	○	○	○
④⑨	至テ	○	○	○
④⑧	家ニ	○	○	○
④⑦	老		○	○
④⑥	死タル	○		○
④⑤	困遶シテ	○	○	○
④④	香炉ヲ捧テ	○	○	○
④③	僧	○	○	○
④②	有リ	○	○	○
④①	車	○	○	○
④①	三ノ	○	○	○

③⑤	③④	③③	③②	③①	③①	②⑨	②⑧	②⑦	②⑥	②⑤	②④	②③	②②	②①	②①	①⑨	①⑧	①⑦	①⑥	①⑤
音楽	二ノ寺ノ間	貞観	極楽	広道ガ夢ニ	祈	母ノ往生極楽	弥陀	夜ハ	法花経ヲ	昼ハ	僧	二	悩ミ	病ヲ受タリ	其	延睿ト云	弟ヲバ	禅静ト云フ	兄ヲバ	僧ト成レリ
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○	○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

⑦④	⑦③	⑦②	⑦①	⑦①	⑥⑨	⑥⑧	⑥⑦	⑥⑥	⑥⑤	⑥④	⑥③	⑥②	⑥①	⑥①	⑤⑨	⑤⑧	⑤⑦	⑤⑥	⑤⑤	⑤④
道俗	空ヲニ満タリ	音楽	日	幾…不経シテ	広道	西ヲ指テ去ヌ	有リ	相	往生	広道ニ	来テ迎フル也	祈ル	念仏ヲ	法花…ヲ誦シ	母ノ為ニ	汝	二人…僧	行ナム	返リ	乗セ
○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○				○	○	○		○	○
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

③9	宝	○	○	○	合計		空	吉	モ
③8	其ノ	○	○	○	⑦7	多カリ	○	○	○
③7	驚テ	○	○	○	⑦6	心ヲ発ス	○	○	○
③6	聞ユ	○	○	○	⑦5	耳ヲ傾ケ	○	○	○

当条の各書に有する「共通語辞」の調査結果を示すと、『往生極楽記』は六五例(約84.4%)、『法華験記』は七〇例(約90.9%)となり、これら両書間に大差ないとはいへ、『法華験記』の方が『往生極楽記』よりも多い。さらに当条の各書に有する「今昔物語 共通語辞」を検してみると、次のような結果が得られる。

△『往生極楽記』——『今昔物語』√……………②、④、⑤、⑧、④6の七例
 △『法華験記』——『今昔物語』√……………⑩、⑫、⑳、㉑、㉒、㉓、㉔、㉕、㉖、㉗、㉘、㉙、㉚、㉛、㉜、㉝、㉞、㉟、㊱、㊲の一一例

右の「共通語辞」と『今昔物語』共通語辞とのいずれにおいても、『法華験記』が『往生極楽記』を上回っていることからみて、当条の『今昔物語』の主要典拠を『法華験記』、他余の典拠を『往生極楽記』と判定すべきであろう。

ところで、こうしたことについて、例えば、『山根氏論文』に「攷證の指示するごとく往生極楽記を原典と考えるべきであろう。ただし(中略)部分的には法華験記を参照したかも知れない。」とあり、『大系本』に「本語は、日本往生極楽記(2)に基づいて説話を構成したものと認められる。」とあり、『全集本』に「本話の出典は『日本往生極楽記』二一。」とあり、『思想大系』に「(A)法華験記卷下〔二二〇〕・拾遺往生伝卷中〔二二八〕・今昔物語卷十五ノ二

一・言泉集にある。いずれも本書△『往生極楽記』√によるか。(三)一頁、傍点、傍線、アルファベ)とあり、『(B)△卷十五ノ√二一、二二、一九、二二、二三、二八、三〇、三四、三五、四〇、四二、四六の十六話は本書△『法華験記』√にもとづき、または関係をもつ。(C)このうち一九・二一・三四・四二・四四は往生極楽記と本書の両方に関係する

が、*印は往生極楽記↓今昔ではなく、(往生極楽記↓)本書↓今昔とみる方がよいとおもう。(七二七頁、傍点、傍号、^/√)とある。印内引用者)とある。

これにより、当条の『今昔物語』の典拠如何について、これを『往生極楽記』とするのが〔山根氏論文〕〔大系本〕〔全集本〕〔思想大系(A)(C)两部分)〕、『法華験記』とするのが〔思想大系(B)部分)〕ということになり、『往生極楽記』を以て当条の『今昔物語』の主要典拠とする見方が圧倒的に多いことが知られる。しかし、これが妥当な見方でないことは前述した通りである。わけでも〔思想大系〕は、(A)(C)两部分で『往生極楽記』を、(B)部分で『法華験記』を、各々当条の『今昔物語』の主要典拠と見做している、というような内部矛盾をおかし、しかもそれが同頁内の(A)と(C)部分という指呼の間において認められるのは猛省されねばならぬことであろう。

以上の所述を表に纏めて示す。

諸注釈及び私見	〔山根氏論文〕	〔大系本〕	〔全集本〕	〔思想大系〕	私見
典拠	○『往生極楽記』 『法華験記』	『往生極楽記』	『往生極楽記』	『往生極楽記』(C/A部分?) 『法華験記』(B部分)	○『法華験記』 『往生極楽記』

五条

往生極楽記 三三三

①宮内卿従四位下②高階真人良臣。③少応進士擧。以④支名自抽。多歴諸司。累宰六郡。⑤鹵迫知命。⑥深帰⑦仏法。日読⑧法花經。念⑨弥陀⑩仏。⑪天元三年⑫正月初得⑬病。素所修⑭念仏読⑮經。不敢一廢。先死三日。其⑯病忽平。此⑰間剃首⑱受五⑲戒。⑳七月㉑五日卒。当斯㉒時也。㉓家有㉔香氣。㉕空有㉖音樂。㉗雖遇暑月㉘歷數日。㉙身㉚不爛壞。如存生時。

法華驗記 第一百

①宮内卿從四位下②高階真人良臣。④少歷進士舉。以③文名自抽。多歷諸司。累宰六郡。⑤幽迨知命。⑥深歸⑦佛法。日⑧夜誦⑨誦法華經。念⑩弥陀⑪仙。⑬天元三年⑭正月初得⑮病。素所修⑯念仏誦⑰經。不敢一廢。先死三日。其⑱病忽平。此⑲間剃首⑳受五⑳戒。㉑七月㉒五日卒。当斯㉓時也。㉔家在㉕香氣。㉖空有㉗音樂。㉘雖遇暑月㉙歷數日。㉚身㉛不爛壞。如存生時矣。

今昔物語 第十五——第三十四

今昔、円融院ノ天皇ノ御代ニ、①宮内卿②高階ノ良臣ト云フ人有ケリ。殊ニ身ニ③文有テ、文ノ道ニ達レリ。④若ク盛也ケル時ハ公ニ仕リテ、官爵思ヒノ如ク也ケリ。⑤齡漸ク傾テ後ハ、⑥深ク⑦佛法ヲ信ジテ、現世ノ名聞利養ヲ棄テ、後世ノ往生極樂ノ事ヲ心懸テ、昼⑧夜寤寐ニ⑨法花經ヲ⑩誦シ、⑪弥陀ノ念⑫仏ヲ唱ヘケリ。

而ル間、⑬天元三年ト云フ年ノ⑭正月ノ比ヨリ、身ニ⑮病ヲ受、悩ミ煩フ間、弥ヨ⑯經ヲ誦シ⑰念仏ヲ唱ヘテ怠ル事無シ。而ルニ、其ノ病癒ル事無クシテ、既ニ⑱七月ニ成ヌルニ、明後日死ナムトテ、⑲病宜ク成ヌレバ、家ノ内ノ妻子眷屬モ喜ビ合ヘル事無限シ。

而ル⑳間、良臣僧ヲ請ジテ髻ヲ切テ、僧ト成テ㉑戒ヲ㉒受ケリ。其後、三日ヲ経テ、病癒テ心地直シク成ヌレバ、妻子眷屬ニ向テ、諸ノ事皆云ヒ置テ、㉓五日ト云フニ失ニケリ。其ノ死ヌル㉔時ニハ、㉕家ノ内ニ俄ニ艶ズ馥バシ㉖香滿テ、㉗空ノ中ニ微妙ノ㉘音樂聞エケリ。亦、極熱ノ比ニテ、死人ノ身乱レテ甚ダ臭カルベキニ、日来ヲ㉙經ト㉚云ドモ、㉛身㉜不乱ズシテ臭キ氣無カリケリ。

此レヲ聞キ見ル人、奇異也ト云ヒ合テ貴ケリ、トナム語り伝ヘタルトヤ。

①	宮内卿	共通語辞	書名	在生	法華	今昔
	○	○	○	○	○	○
⑰	念仏	共通語辞	書名	在生	法華	今昔
	○	○	○	○	○	○

②	高階ノ良臣	○	○	○
③	戈	○	○	○
④	若ク	○	○	○
⑤	齡	○	○	○
⑥	深ク	○	○	○
⑦	仏法	○	○	○
⑧	夜	○	○	○
⑨	法花経ヲ	○	○	○
⑩	誦シ	○	○	○
⑪	弥陀	○	○	○
⑫	仏	○	○	○
⑬	天元三年	○	○	○
⑭	正月	○	○	○
⑮	病ヲ	○	○	○
⑯	経	○	○	○

⑱	七月	○	○	○
⑲	病	○	○	○
⑳	間	○	○	○
㉑	戒ヲ	○	○	○
㉒	受ケリ	○	○	○
㉓	五日	○	○	○
㉔	時	○	○	○
㉕	家	○	○	○
㉖	香	○	○	○
㉗	空	○	○	○
㉘	音楽	○	○	○
㉙	経	○	○	○
㉚	云トモ	○	○	○
㉛	身	○	○	○
㉜	不	○	○	○
合計		三〇	三三	三三

当条の各書に有する「共通語辞」の調査結果を示すと、「往生極楽記」は三〇例(約93.8%)、「法華験記」は三二例(100%)となり、さらに当条の各書に有する「今昔物語」共通語辞を検してみると、次のような結果が得られる。

△「往生極楽記」——「今昔物語」▽……………ナシ

△『法華驗記』——『今昔物語』▽……………⑧、⑩の二例

右の「共通語辞」と『今昔物語』共通語辞」とにより、当条の『今昔物語』は『法華驗記』のみによつて書くことが可能であり、実際の処、『法華驗記』のみで書かれたものと考えられる。

ところで、当条の『今昔物語』の典拠について、例えば、『山根氏論文』に「法華驗記を原典とするのが無難ではあるまいか。(中略)ただ法華驗記を原典にあらずとする根拠が見出せないという点において無難なのである。」とあり、『大系本』に「本語は、日本往生極樂記(33)に基づいて説話を構成したものと認められる。因みに、同一説話は、法華驗記卷下(二〇一)にも見える」とあり、『全集本』に「本話の出典は『日本往生極樂記』三三、または『法華驗記』下の二〇一。驗記は極樂記に依拠し、両話は二、三字が相違するだけの全くの同文。しかも両書ともに本書の有力な出典であることから、いずれを典拠とも決しがたい。」とあり、『思想大系』に「法華驗記卷下(二〇一)及び今昔物語卷十五ノ三四は本書△『往生極樂記』▽によるか。」(三六頁、傍点、傍線、アルファベット記号、△▽印内引用者)とあり、『(B)△卷十五ノ▽一、一二、一九、二二、二三、二八、三〇、三四、三五、四〇、四二、四六の十六話は本書△『法華驗記』▽にもとづき、または関係をもつ。(C)このうち一九・二二・三四・四二・四四は往生極樂記と本書の両方に關係するが、*印は往生極樂記↓今昔ではなく、(往生極樂記↓)本書△『法華驗記』▽↓今昔とみる方がよいとおもう。」(七二頁、傍点、傍線、アルファベット記号、△▽印内引用者)とある。

これにより、当条の『今昔物語』の主要典拠について、これを『往生極樂記』とするのが〔大系本〕〔思想大系(A)(C)两部分)〕、『法華驗記』とするのが〔山根氏論文〕〔思想大系(B)部分)〕、それら『往生極樂記』『法華驗記』両書のうち、いずれかを決めかねるとするのが〔全集本〕であることを知りうる。

上述の理由により、それら諸注釈の中では、『法華驗記』を以て当条の『今昔物語』の主要典拠とする〔山根氏論

文)〔思想大系(B部分)〕二注釈が、一応妥当なものと考えられるけれど、これら二注釈の中で、〔思想大系〕は前条において述べたところに同様、内部に矛盾を有つことから、上記の諸注釈の中で、当条の『今昔物語』の典拠如何について最も妥当なのは、独り〔山根氏論文〕のみと謂うことになるのである。

以上の所述を表に纏めて示す。

諸注釈及び私見	〔山根氏論文〕	〔大系本〕	〔全集本〕	〔思想大系〕	私見
典拠	〔法華験記〕	〔往生極楽記〕	〔往生極楽記〕 孰れか 〔法華験記〕 不明	〔往生極楽記〕(C/A部分?) 〔法華験記〕(B部分)	〔法華験記〕

I・J条

往生極楽記 三四

④右近衛④少将⑦藤原⑤義孝。太政大臣贈正一位謙徳公第四①子①也。⑦深帰⑧仏法。終断葷腥。勤王之間⑨誦法花経。⑩天延⑫年⑬秋⑭病⑮痲瘡卒矣。命終之間。⑯誦⑰方便品。氣絶之⑱後異⑲香⑲満室。同府垂将⑵藤⑶高遠。同在禁省。相友善矣。⑳義孝卒後不幾。㉑夢裏相伴宛如平生。便詠一句。

⑳シカハカリ㉑チキリシモノヲ㉒ワタリカハ㉓カヘルホトニハカヘス㉔ヘシヤハ
詩㉕云。

㉖昔契㉗蓬萊宮裏月。㉘今遊㉙極楽界中風。

法華験記 第三百二

㉚右近中将⑳藤原⑤義孝。大政大臣贈正一位謙徳公第四①子①也。⑦深帰⑧仏法。終断葷腥。勤王之間。⑨誦法華経。⑩天延⑪年

年^①秋。病^②痼瘡而卒矣。命終之間。誦^③方便品。氣絶之後。異^④香滿室。同府垂將^⑤藤原^⑥高遠。同在禁省相友善矣。
義孝卒後不幾^⑦夢。相伴宛如平生。便詠一句詩^⑧言。昔契^⑨蓬萊宮裏月。今遊^⑩極樂界中風矣。

大鏡 伊尹伝

男君たちは、代明の親王の御女の腹に、前^①少將^②拳賢・後^③少將^④義孝とて、花を折りたまひし君たちの、殿うせたまひて、三年ばかりありて、天延^⑤二年甲戌の年、^⑥痼瘡^⑦おこりたるに煩ひたまひて、前少將は、朝にうせ、後少將は、夕にかくれたまひにしぞかし。一日がうちに、二人の子をうしなひ^⑧たまへりし、母北の方の^⑨御心地^⑩いかなり^⑪けむ、いとこそ^⑫悲しくうけたまはりしか。

かの後少將は義孝とぞ聞えし。御^⑬かたちいとめでたくおはし、年頃はめたる^⑭道心者^⑮にぞおはしける。^⑯病^⑰重くなるまに、生くべくもおぼえたまはざりければ、母上に申したまひけるやう、おのれ死にはべりぬとも、とかく例のやうにせさせたまふな。しばし法華經誦じたてまつらむの本意侍れば、かならず帰りまうで来べしとのたまひて、^⑱方便品^⑲を読みたてまつりたまひてぞ、^⑳うせ^㉑たまひける。その遺言を、母北の方^㉒忘れたまふべきにはあらねども、ものも覚えておはしければ、思ふに人のしたてまつりてけるにや、^㉓枕^㉔がへしなにと、^㉕例^㉖のやうなる有様どもにしてければ、え帰りたまはずなりにけり。後に、^㉗母北の方^㉘御^㉙夢^㉚に見えたまへる、

^㉛しかばかり^㉜契^㉝りしものを^㉞渡り川^㉟かへるほどには^㊱なむ^㊲へしやは
とぞよみたまひける、^㊳いかにくやくしく^㊴思し^㊵けむな。

さて^㊶後^㊷、^㊸ほど^㊹経^㊺て、^㊻賀縁阿闍梨^㊼と申す^㊽僧^㊾の^㊿夢[㋀]に、この君たち二人おはしけるが、兄、前少將いたうもの思へるさまにて、この後[㋁]少將[㋂]は、いと[㋃]心地[㋄]よげなるさまにておはしければ、阿闍梨、君はなど[㋅]心地[㋆]よげにて[㋇]おは[㋈]する。[㋉]母上[㋊]は、君をこそ、兄君よりはいみじう[㋋]恋[㋌]ひきこえ[㋍]たまふめれと聞えければ、いとあたはぬさまのけしきにて、

⑩しぐれとは⑪蓮の⑫花ぞ⑬散りまがふ⑭なにふるさとに⑮袖濡ら⑯す⑰らむ

など、うち⑱よみたまひ⑲ける。さて後に、小野宮の実資の大臣の御⑳夢に、おもしろき花のかけにおはしけるを、うつゝにも語らひたまひし御中にて、いかでかくは。㉑いづくにかとめづらしがり申したまひければ、その御いらへに、

⑳昔ハ契リキ、㉑蓬萊宮ノ裏ノ月ニ

㉒今ハ遊ブ、㉓極楽界ノ中ノ風ニ

とぞのたまひける。極楽に生れたまへるにぞあなる。かやうにも夢など示いたまはずとも、この㉔人の御㉕往生㉖疑ひまうすべきならず。

世の常の君達などのやうに、内わたりなどにて、おのづから女房と語らひ、はかなきことをだにのたまはせざりけるに、いかなる折にかありけむ、㉗細殿に立ち寄りたまへれば、例ならずめづらしう㉘物語りきこえさせけるが、㉙やうやう㉚夜中などにもなりやしぬらむと思ふほどに、立ち退きたまふを、いづかたへかとゆかして、人をつけたてまつりて見せければ、㉛北の陣出でたまふ㉜ほどより、法華経をいみじう㉝尊く㉞誦じたまふ。㉟大宮のぼりにおはして、㊱世尊寺へおはしましつきぬ。なほ見ければ、㊲東の対の端なる㊳紅梅のいみじく盛りに咲きたる㊴下に立たせたまひて、滅罪生善、㊵往生極楽といふ、額を㊶西に向きて、あまたたびつかせたまひけり。㊷歸りて御有様㊸語りければ、いといと㊹あはれに聞きたてまつらぬ人なし。

江談抄 第四

㊺昔契㊻蓬萊宮裏月。㊼今遊㊽極楽界中風。

此詩①義孝②少將卒去之③後。④賀縁阿闍梨の夢見。⑤少將有⑥歡樂之氣色⑦。阿闍梨⑧云。君ハ⑨何⑩心地喜ケニテハ被レ⑪坐。

⑫母君ノ被レ戀慕ニハトイヘハ。⑬少將⑭詠曰。

⑮時雨て⑯はちくの木の葉そ⑰散まかふ⑱なに古里⑲の⑳袂ぬる㉑覽

今昔物語 第十五——第四十二

今昔、一条ノ摂政殿ト申ス人御ケリ。其ノ御①子ニ、兄ハ右近②小將③拳賢ト云フ、弟ヲバ左近ノ④小將⑤義孝ト云ケリ。義孝ノ少將ハ、幼カリケル時ヨリ⑥道心有テ、⑦深ク⑧仏法ヲ信ジテ、悪業ヲ不造ズ魚鳥ヲ不食ズ。

其ノ時ニ、殿上人数有テ、此ノ少將ヲ呼ケレバ、行タリケルニ、物食ヒ酒飲ナドシテ遊ケルニ、鮒ノ子鱠ヲ備タリケレバ、義孝ノ少將此レヲ見テ、不食ズシテ云ク、母ガ肉村ニ子ヲ敢タラムヲ食ハムコソト云テ、目ニ涙ヲ浮ベテ立テ去ニケルヲ、人々此レヲ見テ、膾ノ味モ失テゾ有ケル。此様ニシテ魚鳥ヲ食フ事無カリケリ。況ヤ自ラ殺生スル事ハ永ク無カリケリ。只、公事ノ隙ニハ常ニ⑨法花經ヲ誦シ、弥陀ノ念仏ヲ唱ヘケリ。

而ル間、⑩天延⑪二⑫年ト云フ⑬年ノ⑭秋比、世ノ中ニ⑮痲瘡ト云フ⑯病⑰發リテ、極テ騒ガシカリケルニ、有明ノ月ノ極テ明カリケル夜、弘徽殿ノ細殿ニ女房二三人許居テ物語ナドスル間、義孝ノ少將、襦袢束□ヨカニテ、殿上ノ方ヨリ来ニヤ有ラム、⑱細殿ニ来テ女房ト⑲物語スル様、現ハニ故有ラムト見エテ、墓無キ事ヲ云フニ付テモ道心有ルカナトゾ思エケル。⑳夜㉑漸ク深更ヌレバ、少將北様ヘ行ヌ。共ニハ小舎人童只一人ゾ有ケル。㉒北ノ陳漸ク行ク㉓程ニ、方便品ノ比丘偈ヲソ極テ㉔貴ク誦シテ行ケル。細殿ニ有ル女房共此レヲ聞テ、此ノ君ハ道心深キ人ナメリ。何チ行クラムト思テ、侍ヲ呼テ、此ノ少將ノ行カム方見テ、返来レトテ遣レバ、侍、少將ノ後ニ立テ行クニ、小將土御門ヨリ出テ、㉕大宮登リ行テ、㉖世尊寺ノ東ノ門ヨリ入テ、㉗東ノ台ノ前ニ㉘紅梅ノ木ノ有ル㉙下ニ立テ、㉚西ニ向テ、南無西方極樂阿弥陀仏命終決定㉛往生極樂ト礼拝シテナム、板敷ニ上ケル。侍此レヲ見テ、小舎人童ニ寄テ、例モ此クヤ礼拝シ給フト問ケレバ、童、人ノ不見ヌ時ハ、例モ必ズ此クナム礼拝シ給フトゾ答ヘケル。侍㉜返テ此ノ由ヲ㉝語ケレバ、女房共此レヲ聞テ、極テ㉞哀レガリケリ。

而ル間、其ノ次ノ日ヨリ、小將痲瘡ニ煩テ、内ニモ不參ズナド云ケル程ニ、兄ノ拳賢ノ小將モ同ジク煩テ、寢殿ノ西東ニ臥テナム共ニ煩ヒケル。母上ハ中ニ立テリ、行テ見給ヒケル。兄ノ少將ハ只三日重ク成テ失ニケレバ、㉟枕ナド㊱贊ヘテ、㊲例ノ

失タル人ノ如ク葬シテケリ。然レバ、弟ノ小將ノ煩フ方ニ、母ハ涙テゾ歎キ^{③⑨}悲ビケル。其ノ^{④⑩}病亦極テ^⑪重シ、ト見給ケル程ニ、少將音ヲ拳テ^⑫方便品ヲ^⑬誦シケルニ、半許誦シケル程ニ^⑭失ニケリ。其ノ間、艶ズ馥バシキ^⑮香其ノ所ニ^⑯満タリケリ。然レバ、一度ニ^⑰二人ノ子ヲ失ヒテ見^⑱給ヒケム^⑲母ノ^⑳御心^㉑何許有^㉒ケム。父ノ撰政殿御マサマシカバ何許思シ歎カマシトゾ人云ケル。

其ノ後、三日ヲ経テ、母ノ御夢ニ、兄ノ小將中門ノ方ニ立テ極ク泣ク。母台ノ角ニシテ此レヲ見テ、何ド不入給ズシテ、此クハ泣キ給フゾト問ヒ給ヒケレバ、少將、参ラムトハ思ヘドモ、不参得ヌ也。我レ、閻魔王ノ御前ニシテ罪ニ被勘ツルニ、此レハ未ダ命遠カリケリ。速ニ可免シトテ被免ツレバ、返来タルニ、忿テ、^⑳枕ヲ被^㉑贊ニケレバ、魂ノ入ル方ノ違テ、活ル事ヲ不得ズシテ迷ヒ行ク也。心踈キ態セサセ給ヘルトテ恨タル気色ニテ泣ク、ト見ル程ニ、夢覺ヌ。母夢覺テ後、^㉒思シケム事^㉓何許也ケム。

亦、其ノ時ニ右近ノ中將^㉔藤^㉕原ノ^㉖高遠ト云フ人有ケリ。義孝ノ小將ト得意ニテナム有ケルニ、^㉗夢ニ、故^㉘義孝ノ小將ニ値ヌ。高遠ノ中将此レヲ見テ、極テ喜ク思テ、君ハ^㉙何コニ御スルゾト問ケレバ、義孝ノ小將答テ^㉚云ク、^㉛昔ハ契ギリ^㉜蓬萊ノ宮ノ裏ノ月、^㉝今ハ遊ブ^㉞極楽界ノ中ノ風ニト云テ、搔消ツ様ニ失ヌ、ト見テ、夢覺ヌ。其ノ後チ、高遠ノ中将此ノ文ヲ書付テ置テケリ。此レヲ聞ク人、道心有ル人ハ、後ノ世ノ事ハ憑シカルベシトナム云テ、讚メ貴ビケル。

小將生タリシ時モ、身ノ才有テ文ヲ吉ク作ケレバ、夢ノ内ニ作タル文モ微妙キ物ニテナム有ル。夢ニ極楽ニ遊ブト告タルニ、亦終ニ往生ノ相ヲ現ズ。^㉞疑ヒ無キ^㉟往生ノ^㊱人也、トナム語り伝ヘタルトヤ。

今昔物語 第二十四——第三十九

今昔、^㊲右近^㊳少將^㊴藤原^㊵義孝ト云人有ケリ。此レハ一条ノ撰政殿ノ御^㊶子^㊷也。^㊸形チ有様ヨリ始テ、心バへ、身ノ才、皆人ニ勝レテナム有ケル。亦^㊹道心ナム深カリケルニ、糸若クシテ失ニケレバ、親キ人々歎キ悲ケレドモ、甲斐無クテ止ニケリ。

而ルニ、失テ^③後、十月許ヲ^④経テ、^⑤賀縁ト云^⑥僧ノ^⑦夢ニ、^⑧少将極ク^⑨心地吉氣ニテ、笛ヲ吹ト見ル程ニ、只口ノ鳴スナ
ム有ケル。賀縁此レヲ見テ^⑩云ク、^⑪母ノ此許リ^⑫恋^⑬給フヲ、^⑭何ニ此ク^⑮心地吉氣ニテハ^⑯御座スルゾト云ケレバ、^⑰少将答
フル事ハ無クシテ、此ナム^⑱読^⑲ケル、

⑳ シグレニ^㉑ハチグサノ^㉒花ゾ^㉓チリマガフ^㉔ナニフルサト^㉕ノ^㉖袖ヌラ^㉗ス^㉘ラム

ト。賀縁覺驚テ後チ泣ケル。

亦、明ル年ノ秋、少将ノ御妹ノ夢ニ、少将妹会テ、此ナム読ケル、

キテナレシコロモノソデモカハカヌニワカレシアキニナリニケルカナ

ト。妹覺驚テ後ナム、極ク泣給ヒケル。

亦、少将未ダ煩ケル時、妹ノ女御、少将未ダ失タリトモ不知デ、経読畢ムト云ケル程ニ、程無ク^⑳失ニケレバ、其後^㉑忘レ
テ、其身ヲ葬テケレバ、其ノ夜^㉒母ノ^㉓御^㉔夢ニ此ナム、

㉕ シカバカリ^㉖チギリシモノヲ^㉗ワタリ川^㉘カヘルホドニハ^㉙ワスル^㉚ベシヤハ

ト。母驚キ覺テ後、泣キ迷ヒ給ヒケリ。

然レバ、和歌読ム人ハ、失テ後ニ読タル歌モ此ク微妙キ也、トナム語り伝ヘタルトヤ。

⑤	④	③	②	①	対 心 通 号	書 名	在 生 法 華	大 鏡	抄 江 談	今 昔 物語
義孝	小将	拳賢	少将	子	共通語辞		○	○	○	○

⑥①	⑥②	⑤⑨	⑤⑧	⑤⑦	対 心 通 号	書 名	在 生 法 華	大 鏡	抄 江 談	今 昔 物語
云ク	何コニ	義孝	夢	高遠	共通語辞		○	○	○	○

②⑥	②⑤	②④	②③	②②	②①	②⑦	①⑨	①⑧	①⑦	①⑥	①⑤	①④	①③	①②	①①	①⑩	①⑨	①⑧	①⑦	①⑥
大宮登リ	誦シ	貴ク	程	北ノ陳	漸ク	夜	物語	細殿	発リテ	病	疱瘡	秋	年	年	二	天延	法花経ヲ誦シ	仏法	深ク	道心
										○	○	○		○		○	○	○	○	
										○	○	○		○	○	○	○	○	○	
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○		○	○	○	○				○
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

⑧①	⑧⑦	⑧⑥	⑧⑤	⑧④	⑧③	⑧②	⑧①	⑧⑦	⑧⑥	⑧⑤	⑧④	⑧③	⑧②	⑧①	⑧⑦	⑧⑥	⑧⑤	⑧④	⑧③	⑧②
母	云ク	心地吉気	少将	夢二	僧	賀縁	経テ	後	形子	也	藤原	右近	合計	人	往生	疑ヒ	極楽界ノ中ノ風	今ハ遊ブ	蓬萊ノ宮ノ裏ノ月	昔ハ契ギリ
								○		○	○	○	二四				○	○	○	○
								○		○	○	○	二五				○	○	○	○
○		○	○	○	○	○	○	○	○				二六	○	○	○	○	○	○	○
○	○		○	○		○		○					六				○	○	○	○
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	六	○	○	○	○	○	○	○

④7	④6	④5	④4	④3	④2	④1	④0	③9	③8	③7	③6	③5	③4	③3	③2	③1	③0	②9	②8	②7
二人ノ子ヲ失ヒ	満タリ	香	失	誦シ	方便品ヲ	重	病	悲	例ノ	賛ヘ	枕	哀レ	語ケレバ	返テ	往生極楽	西ニ向テ	下ニ立テ	紅梅	東ノ台ノ	世尊寺
	○	○		○	○															
	○	○		○	○															
○			○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

⑩2	⑩1	⑩0	99	98	97	96	95	94	93	92	91	90	89	88	87	86	85	84	83	82
夢ニ	御	母	忘レ	ラム	ス	袖ヌラ	ノ	ナニフルサト	チリマガフ	花ゾ	ハチ	シグレ	ケル	読	少将	御座スル	心地吉氣ニテ	何ニ	給フ	恋
○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○		○	○		○	○
				○		○	○	○	○		○	○		○	○	○	○	○		
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

⑤6	原								
⑤5	藤	○							
⑤4	何			○					
⑤3	思シケム			○					
⑤2	ケム			○					
⑤1	何			○					
⑤0	御心			○					
④9	母			○					
④8	給ヒ			○					

I 条

当条の各書に有する「共通語辞」の調査結果を示すと、「往生極楽記」は二四例(約35.3%)、「法華験記」は二五例(約36.8%)、「大鏡」は五四例(約79.4%)、「江談抄」は六例(約8.8%)となり、「大鏡」「法華験記」「往生極楽記」「江談抄」の順に「今昔物語」と密接な関係にあることが知られる。この中では、取り分け「大鏡」が「今昔物語」と密接な関係にあり、これに比して、他余の三書と「今昔物語」とは、さほど密接な関係にないことがわかる。これは、当条の各書に有する「今昔物語」共通語辞」についての左記調査結果からも言い得られることである。

△「往生極楽記」——「今昔物語」▽……………ナシ

△「法華験記」——「今昔物語」▽……………⑤6の一例

△「大鏡」——「今昔物語」▽……………②、③、⑥、⑬、⑰、⑳、㉑、㉒、㉓、㉔、㉕、㉖、㉗、㉘、㉙、㉚、㉛、㉜、㉝、㉞、㉟、㊱、㊲の四二例

△「江談抄」——「今昔物語」▽……………ナシ

元論、そうであるからといって、「大鏡」が「今昔物語」の直接の典拠たることを明示する根拠はどこにもない。

総計	合計	⑩6	⑩7	⑩8	⑩9	⑪0
		ベシヤハ	ワスル	カヘルホドニハ	ワタリ川	チギリシモノヲ
三	九	○		○	○	○
二	四					
七	三	○	○	○	○	○
二	八					
四	四	○	○	○	○	○

それどころか、ここに『今昔物語』の諸資料・諸典拠の引用態度——原文を略々そのまゝの形で引載する態度——をわざわざもち出すまでもないが、同書の二話（巻第十五—第卅二語）義孝、少将往生語と、後述する巻第廿四—第卅九語）原義、孝朝臣死後説和歌語）の共通の主人公、義孝朝臣の官職について、これを前話では左近少将とし、後話では右近少将とする、というように、『今昔物語』内部において一致を欠き、これが「大鏡」伊尹伝には少将とあるのみで、果して右近衛のそれなのか、左近衛のそれなのか、明瞭にされていないことなど、『今昔物語』が「大鏡」を直接の典拠としている、との見方への反証を容易に挙げることが出来るのである。

斯様な事柄を念慮して、当条の『今昔物語』の典拠如何に関する従来の主要な諸注釈をみるに、例えば、片寄正義氏『今昔物語集の研究』下（以下、『今昔物語』に「後述の如き理由から其の第四十二話も、私見では日本往生極樂記を主要典拠とし、見聞何れかの素材を補助資料として中間に取入れ、以て一話としたものではないかと思ふ。即ち（中略））（『今昔物語』には、（イ）天延二年彼が病死する前の出来事として、内裏よりの歸途彼が世尊寺に立寄つて極樂往生を祈念したこと（ロ）義孝の兄舉賢も同じ病で死んだが、三日を経て母の夢に彼が蘇生しようとしたが、枕返しをされたので活ることが出来ないと言つて、迷ひ歩く様を見たこと）の日本往生極樂記に無い二條を記してゐる。この事實は、（A）日本往生極樂記の依據したもの（これに文獻及び傳聞の兩種あることは前述した）にこの條があり、今昔も極樂記も共に之に依つたが、今昔はそれを忠實に取入れ、極樂記はそれを省いて簡略化したと考へるか、（B）前言の如く極樂記を主要典拠として、この二條のみ他の見聞何れかに基づく資料を取入れたのではないかと考へるよりほかに途はないであろう。」（四二—四三頁、印内引用者）として「筆者は、日本往生極樂記が本巻の主要典拠なること、及び直ぐ前の第四十一話並びに第卅九話は共に極樂記・驗記等になく、他の見聞何れかに基づく資料によつたものらしいこと、の二つの理由から、Bの場合ではないかと想察する。尚、本話に續く五話は、驗記により、前々話もそれによるもの

らしいので、或は本話は驗記によつたのかも知れないが、本巻としては極樂記によるもの廿數話を數へ、それが主要典據であること、及び極樂記の方が先出であることから極樂記の方を取りたいと思ふ。」(四一三頁)とあり、「山根氏論文」に「この著名な話を今昔は何によつて記述したのであるうか。攷證は往生極樂記、江談抄、大鏡をあげる。しかし、そのどれを見ても今昔の義孝物語は成立しないのである。部分的には依拠していることを感じさせるところがないわけでもないが、原典不明とすべきが妥当であろう。」とあり、「大系本」に「本四十二語は、法華驗記卷下(一〇三)に基づいて説話の構成を試みたものと認められる」(卷第十五—第卅二語)とあり、「全集本」に「本話の典拠は複數。和文体の散佚先行資料を中核的出典とし、『日本往生極樂記』三四(同文的同話は『法華驗記』下の一〇三にも所収)を併用複合して構成したものであろう。第二段を除き、同話は『大鏡』伊尹伝にもみえるが、本話との直接関係は認めがたい。」(卷第十五—第卅二語)とあり、「思想大系」に「(A)今昔物語卷十五ノ四二は本書△『往生極樂記』▽をふまえていると考えられるが、他の同種説話の場合と違つて本書よりはるかに詳しく、別の素材にもよつて

いること明らかである。大鏡卷三、伊尹の条にも義孝のことが詳しく書かれ、今昔物語に对照できる部分も少くない。」(四〇六頁、傍線、アルファベット記号、△印内引用者)とあり、「(B)卷十五ノ▽一一、一二、一九、二二、二三、二八、三〇、三四、三五、四〇、四二、四六の十六話は本書△『法華驗記』▽にもとづき、または関係をもつ。」(C)このうち一九・二二・三四・四二・*四四は往生極樂記と本書の両方に関係するが、*印は往生極樂記↓今昔ではなく、(往生極樂記↓)本書△『法華驗記』▽↓今昔とみる方がよいとおもう。」(七二七頁、傍点、傍線、アルファベット記号、△印内引用者)とある。

これら諸注釈の所説を次のように要約できよう。即ち『今昔物語』△卷第十五—第卅二語▽の主要典拠について、これを「往生極樂記」とするのが「今昔物語研究」〔思想大系(A)部分〕であり(但し、この(A)部分の所説は、『往生極樂記』を典別素材に拠っている、というようにも受け取れる曖昧乃至微妙なものである)、

「法華驗記」とするのが「大系本」〔思想大系(B)(C)两部分〕であり、そして「和文

体の散佚先行資料を中核的出典とし、「これに『往生極楽記』を「併用複合して構成した」とするのが〔全集本〕である。

果して当条の『今昔物語』の典拠をば、如何ように考えるのが最も妥当と言えるであろうか。

惟うに、当条の各書において「『今昔物語』共通語辞」を最も多く有するのは『大鏡』であるが、この『大鏡』を以て当条の『今昔物語』の主要典拠と認定しえぬ、ということであれば、こうした『大鏡』の如き和文体の資料こそ、当条の『今昔物語』の主要典拠に擬定するに最も相応しいものと見做すべきであろう。この意味で、〔全集本〕に「和文体の散佚先行資料を中核的出典とし、」云々とある指摘は妥当と言えよう。

それでは、当条の『今昔物語』の主要典拠以外の典拠、とくに『往生極楽記』『法華験記』両書を如何に考うべきかというに、『法華験記』が、たとえ僅少とはいへ、「共通語辞」「今昔物語」共通語辞」両者において『往生極楽記』に勝っている点を重視すれば、『法華験記』『往生極楽記』の順次に用いられたと解しえよう。

斯くして、当条の『今昔物語』の典拠に関する上記の諸注釈中、私見に最も近いのは〔全集本〕ということになる。但し、私見と〔全集本〕は、当条の『今昔物語』の主要典拠につき、『大鏡』の如き和文体の資料を想定する点で一致をみるが、主要典拠以外の典拠としての『法華験記』『往生極楽記』両書に対する見解を異にしていると言えるのである。

以上の所述を表に纏めて示す。

諸注釈及び私見	〔山根氏論文〕	〔大系本〕	〔全集本〕	〔思想大系〕	〔今昔物語研究〕	私見
典拠	原典不明	『法華験記』	○和文体の散佚先行資料 『往生極楽記』	○『往生極楽記』(A)部分 『法華験記』(B)(C)部分 『往生極楽記』より遙かに詳しい別の素材	○『往生極楽記』	○和文体の先行資料 『法華験記』 『往生極楽記』

丁条

当条の各書に有する「共通語辞」の調査結果を示すと、『往生極楽記』は九例(22.5%)、『法華験記』は四例(10.0%)、『大鏡』は三三例(82.5%)、『江談抄』は一八例(45.0%)、となり、『大鏡』『江談抄』『往生極楽記』『法華験記』の順に『今昔物語』と密接な関係にあることが知られる。これは、当条の各書に有する「今昔物語」共通語辞」についての左記調査結果からも、略々言い得られることである。

△『往生極楽記』——『今昔物語』▽……………ナシ

△『法華験記』——『今昔物語』▽……………ナシ

△『大鏡』——『今昔物語』▽……………⑦②、⑦④、⑦⑥、⑦⑨、⑧②、⑧③、⑧⑨、⑨②、⑨⑦、⑨⑨、⑩①、⑩②の三四例

△『江談抄』——『今昔物語』▽……………⑧①、⑧④、⑧⑦、⑨⑤の四例

特に『大鏡』が『今昔物語』と密接な関係にある点は、前条の場合に同様である。

ところで、当条の『今昔物語』は、上記の諸書以外の『後拾遺集』と最も密接な関係にあつて、これを典拠として成り立っているか、とする所説が一般に認められているようである。即ち、『今昔物語研究』に「詞書排列等から後拾遺集によるものかと推察される。」(一六六頁)とあり、『大系本』に「本語は、後拾遺集、哀傷に基き説話を構成したものとと思われるが、」云々とあり、『全集本』に「本話の伝承関係は微妙で、断定がはばかれるが、『後拾遺和歌集』一〇、哀傷所収の一連の同歌は出典またはそれに準ずるものか。」云々とあるのが、それである。つまり、これら諸注釈によれば、当条の『今昔物語』の典拠は『後拾遺集』一〇、哀傷の条かと謂うのである。

そこで、ここに念のため、問題の『後拾遺集』一〇、哀傷の条と、『今昔物語』八卷第廿四―第卅九語▽及び『大鏡』伊尹伝との関係について眺め直しておこう。

まず、『後拾遺集』の当該条を掲げる。

598、しかばかりちぎりし物をわたり川かへるほどにはわするべしやは

此歌よしたかの少将煩ひ侍けるに、なくなりたりともしばしまて、經よみはてんと、いもうとの女御にいひ侍て、程もなく身まかりてのち、忘れてとかくしければ、其夜、母の夢に見え侍けるうた也。

599、しぐれとはち草の花ぞちりまがふなにふるさとに袖ぬらすらん

この歌、義孝かくれ侍て後、十月ばかりに、賀縁法師の夢に、心ちよげにて笙をふくと見るほどに、口を只ならずになん侍ける。母のかくばかり戀るを、心ちよげにてはいかにといひ侍ければ、たつを引とめてよめるとなん、いひつたへたる。

600、きてなれし衣の袖もかわかぬにわかれし秋になりにけるかな

此歌、身まかりてのち、あくる年の秋、いもうとの夢に、少将よしたかゝ歌とて見え侍ける。

598の「しかばかり」の歌の詞章は、『後拾遺集』『大鏡』『今昔物語』三書とも全く一致しているが、その詞書きにあつては、傍二重線部分が『今昔物語』のみに、傍波線部分が『大鏡』のみに各々一致しているというように、それら一致の多寡の点で、『今昔物語』が『大鏡』を大きく上回っていることから、『今昔物語』の方が『大鏡』よりも『後拾遺集』と密接な関係にあること、換言すれば、『後拾遺集』は『大鏡』よりも『今昔物語』と緊密な関係にあることを理會しうるのである。

次に599の「しぐれと」の歌の詞章については、

『後拾遺集』

しぐれとはち草の花ぞちりまがふなにふるさとに袖ぬらすらむ

『大鏡』

しぐれとは蓮の花ぞ散りまがふなにふるさとに袖濡らすらむ

『今昔物語』

シグレニハチグサノ花ゾチリマガフナニフルサトノ袖ヌラスラム

(備考) Ⅲ三首同じ、Ⅱ二首同じ、Ⅰ一首のみ。

のように、『後拾遺集』『大鏡』『今昔物語』三書収載のそれが全く一致するものはない(『江談抄』所載のものも然り)。しかし、その詞書きにおいては、前掲の如く『今昔物語』にのみ一致する条を見出しえても、『大鏡』にのみ一致する条を見出しえない。この点からも、『後拾遺集』が最も密接な関係にあるのは『今昔物語』であって、決して『大鏡』でないことを知りうるのである。

さらに600の「きてなれし」の歌は、『今昔物語』にみえるが、『大鏡』にみえないし、その詞書きにおいても、上述の599の歌の詞書きの場合同様、『今昔物語』にのみ一致する条を見出しうるが、『大鏡』にのみ一致する条を見出しえないのである。

以上により、『後拾遺集』は『大鏡』よりも『今昔物語』に極めて密接な関係を有していることを指摘しうる。而してこの『後拾遺集』と『今昔物語』との密接な関係についてであるが、これは、上述した如く599の歌の詞章に関して、それら両書収載のそれが一致を欠いていることと、598の歌の詞書きに若干ながらも『大鏡』にのみ一致する条を見出しうることから、如何に『後拾遺集』が『今昔物語』と密接な関係にあらうとも、前者が後者の主要典拠なり、と決めつけてしまうことは出来ないものである。あくまでも、それら両書の関係をば、同一原拠に基づくものとみるべきであろうと思う。従って、当条の『今昔物語』の主要典拠は『後拾遺集』そのものでなく、『後拾遺集』が原拠と仰いだ処のもの、と謂うことになるのである。

なお、『大鏡』『今昔物語』両書にみる「共通語辞」で『後拾遺集』にみえないのは、⑦②、⑦④、⑦⑧、⑧③、⑧⑥、⑧⑨、⑩①の七例存する。これは、先に具体的な根拠を以て『後拾遺集』が『大鏡』よりも『今昔物語』に極めて密接な関係を有している、と指摘したことへの、然したる反証となるものではない。しかしそうした『大鏡』『今昔物語』両書にみえて、『後拾遺集』にみえない「共通語辞」の存在は、たとえそれが少数例であるにせよ、確かに『今昔物語』が『後拾遺集』の原拠を主要典拠とした他に、『大鏡』の原拠をも典拠としていることを物語るものと言えよう。

また『江談抄』『今昔物語』両書にみる「共通語辞」で『後拾遺集』にみえないのは、僅か⑧④、⑨⑤の二例存するのみである。これが極めて僅少事例であること、⑧④の「何ニ」が、それに対応する『大鏡』の「など」に極めて近似していること、⑨⑤の「ノ」が、その時々筆の勢い、あるいは語りの口調で添加されたり、削除されたりし易い語辞であること、等々より判じて、件の二例の存在は、『今昔物語』が『江談抄』ないしその原拠を典拠としていないことを示すものとみて宜しかろう。

さらにまた、当条の『往生極楽記』『法華験記』両書に有する「共通語辞」が、後書よりも前書に多いのは、件の前書に、後書に載録していない「しかばかり」の歌を載録しているからに外ならない。

ところで、この歌は、既述の如く『往生極楽記』の外、『後拾遺集』『大鏡』『今昔物語』三書にもみえており、しかもその詞章の「共通語辞」ワスル(㊟)の部分、独り『往生極楽記』のみ「カヘス」となっている。これは、当条の『今昔物語』が『往生極楽記』を典拠としていないことを語るものであろう。とすれば、『往生極楽記』『法華験記』『今昔物語』三書のみみる「共通語辞」の⑥⑨～⑦①は、『今昔物語』が『往生極楽記』でなく、『法華験記』に拠ったことを示すものと解しえよう。

かくして当条の『今昔物語』は、『後拾遺集』の原拠を主要典拠とし、その他、『大鏡』の原拠や『法華験記』をも

資料として用いたことを明らかにしうるのである。

以上の所述を表に纏めて示す。

諸注釈及び私見	〔山根氏論文〕	〔大系本〕	〔全集本〕	〔思想大系〕	〔集成〕	〔今昔物語研究〕	私見
典拠		「後拾遺集」?	「後拾遺集」?			「後拾遺集」?	○「後拾遺集」の原拠資料 「大鏡」の原拠資料 「法華験記」

K条

往生極楽記 三六

①伊予国越智郡土人③越智益躬。為当州主簿。⑤自少及老。⑦勤王不倦。帰法弥劇。朝読①法花。昼従国務。⑭夜念⑤弥陀。以為⑩恒事。⑰未剃髮髮。早②受⑩十①戒。③法名自称④定真。⑦臨⑤終⑧身⑩無苦痛。⑪心不迷乱。⑫結定印⑬向西⑮念仏氣止。⑯時⑭村①里③人間⑤有⑧音楽。莫不歎美矣。

法華験記 第一百十一

①伊予国越智郡④有善根人。③越智益躬也。為当郡②大領。⑤自少及老。⑦勤⑥公不倦。⑧道心極⑨深。帰依⑩仏法。朝読①法華。⑬必尽⑭一部。昼従国務。専致忠節。⑭夜念⑮弥陀。以為⑩恒事。⑰未剃髮髮。早②受菩薩⑩十①重②禁②戒。③法名称④定真。法眼具足。⑦臨⑤終之⑥時。⑧身離⑨病苦。⑪心不迷乱。⑫手⑬結定印。⑭向西方界。念意念弥陀。氣息入滅。当於此⑮時。⑯村①里⑩近辺。⑰空滿⑱音楽。地遍奇⑭香。⑮見聞触知。随喜歎美。莫不発道心矣。

今昔物語 第十五——第四十四

今昔、①伊予ノ国、越智ノ郡ノ②大領③越智ノ益躬ト云フ者④有ケリ。⑤若ヨリ老ニ至タルマデ⑥公事ヲ⑦勤テ怠ル事無シ。亦、

⑩	⑨	⑧	⑦	⑥	⑤	④	③	②	①	共通語辞	書名	往生 極楽記	法華 驗記	今昔 物語
仏法	深クシテ	道心	勤テ	公	若ヨリ老ニ	有ケリ	越智ノ益躬	大領	伊予ノ国越智ノ郡	共通語辞		○	○	○

③③	③②	③①	③①	③①	③①	③①	③①	③①	③①	③①	共通語辞	書名	往生 極楽記	法華 驗記	今昔 物語
手ニ	西ニ向テ	心不乱ズシテ	無ク	病	身ニ	臨デ	時ニ	終ラム	定真	共通語辞		○	○	○	○

⑧道心⑨深クシテ⑩仏法ヲ信ジ因果ヲ知ル。昼ハ⑪法花經⑫一部ヲ⑬必ス誦シ、⑭夜ハ⑮弥陀ノ念仏ヲ唱フ。此レ⑯常ノ所作也ケリ。⑰未ダ頭ヲ不剃スト云ヘドモ、⑱十⑲重⑳禁㉑戒ヲ㉒受テ㉓法名ヲ定メテ、㉔定真ト云フ。

如此ク勤メ行ヒテ年来ヲ経ルニ、年老ヌ。遂ニ命㉕終ラムト為ル㉖時ニ㉗臨デ、㉘身ニ㉙病㉚無ク、㉛心不乱ズシテ、㉜西ニ向テ端坐シテ、㉝手ニ㉞定印ヲ結び、口ニ㉟念仏ヲ唱ヘテ失ニケリ。其ノ㊱時ニ、㊲空ニ微妙ノ㊳音楽ノ音㊴有リ。㊵近辺㊶里㊷村ノ㊸人、皆此レヲ見ケリ。亦、艶ヌ馥バシキ㊹香家ノ内ニ匂ヒ満タリケリ。此レヲ㊺見聞ク人、皆涙ヲ流シテ貴ビケリ。

但シ、頭ヲ不剃ズシテ法名ヲ付タリ。同クハ可出家シト云ヘドモ、俗乍ラモ現ハニ往生疑ヒ無ケレバ、貴キ事也、トナム語リ伝ヘタルトヤ。

②③	法名	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
②②	受テ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
②①	戒	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
②⑦	禁		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
②⑨	重			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
②⑧	十				○	○	○	○	○	○	○	○	○
②⑦	未ダ…不剃ズ				○	○	○	○	○	○	○	○	○
②⑥	常ノ					○	○	○	○	○	○	○	○
②⑤	弥陀						○	○	○	○	○	○	○
②④	夜ハ							○	○	○	○	○	○
②③	必ズ								○	○	○	○	○
②②	一部ヲ									○	○	○	○
②①	法花											○	○

合計	④⑤	④④	④③	④②	④①	④⑦	④⑥	④⑤	④④	④③	④②	④①	④⑦
	見聞ク	香	人	村	里	近辺	有リ	音楽	空ニ	時ニ	念仏	定印ヲ結ビ	
三			○	○	○		○	○		○	○	○	○
四	○	○		○	○	○		○	○	○		○	○
五	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

当条の各書に有する「共通語辞」の調査結果を示すと、「往生極楽記」は二八例（約62・2%）、「法華験記」は四一
 例（約91・1%）となり、「法華験記」の方が「往生極楽記」よりも遙かに多い。さらに当条の各書に有する「今昔物
 語」共通語辞」を検してみると、次のような結果が得られる。

△「往生極楽記」——「今昔物語」▽……………③⑩、③⑤、③⑨、④③の四例

△「法華験記」——「今昔物語」▽……………②、④、⑥、⑧、⑩、⑫、⑬、⑱、⑲、⑳、㉔、㉕、㉗、㉘、㉚、㉛、㉜、㉞、㉟、㊱の二七

例

総て事足りりとし、敢えて他余の一書への追究・考察を蔑にしているかに見受けられることや、「思想大系」に、既述のGHIの各条におけると同様の内部矛盾が認められること、等々は遺憾にして惜しまれる点と言わざるを得ないのである。

以上の所述を表に纏めて示す。

諸注釈及び私見	〔山根氏論文〕	〔大系本〕	〔全集本〕	〔思想大系〕	〔今昔物語研究〕	私見
典拠	『法華驗記』	『法華驗記』	『法華驗記』	『往生極樂記』(A部分?) 『法華驗記』(C(B)部分)	『法華驗記』	○『法華驗記』 『往生極樂記』

おわりに

以上、『往生極樂記』『法華驗記』『今昔物語』三書の対応する十一条(A-K条)について、それら三書を中心とし、さらにそれら三書に関連する諸書をも加えて相互に比較対照させ、取り分け、それら『今昔物語』の典拠たる諸書が、その『今昔物語』に如何ように書承されているか、換言すれば、『往生極樂記』『法華驗記』両書をはじめ、諸他の諸資料の『今昔物語』の典拠としての実態如何を明らかにし、それを具体的な数値で客観的に示し、それに基拠してそれら各条についての従来の諸注釈に批判検討を加え、且つ私見をも開陳した。この私見は、あくまでも『今昔物語』と他余の各書との対応条の同一文脈中にみる「共通語辞」並びに、その「共通語辞」中、特に『今昔物語』と他余の各書中の一書との二書にのみ共通する「今昔物語」共通語辞」の調査分析を基盤とするものである。

無論、件の私見は全きを期して提示し、失当無きことを冀うものであるが、統計的処理の仕方や、その読み・考え

方の微妙な差異乃至相違から、同一資料に基づき、あるいは私見と幾分ニュアンスの異なる見解を引出すことも、あながち不可能ではなからう。しかし、私見の基盤となつてゐる処の、関係諸書の比較対照を通して得られた上記の「共通語辞」と「今昔物語」共通語辞とは、尠くも、今後における『今昔物語』の典拠究明に際し、基礎的素材としての価値と意義とを有するものと言えよう。

それはともかくとして、従来の諸注釈には、勿論、妥当で勝れたものもあるにはあるが、概して典拠について云々する際に、ただ漠然と「拠る」とか「基づく」とか述べていても、それが果して主要典拠であるのか、それとも単に補助典拠として、部分的に用いられたに過ぎぬのか、必ずしも定かでないものが多いこと、さらに典拠として、複数の資料を挙げている場合でも、その複数の資料に主・従の關係をつけて、はっきり指摘しているのは意外に少いこと、等々に気付くのである。

凡そ、従来の諸注釈を總体的に眺めた場合、遺憾ながら、如上の欠陥ないし欠点の存することを認めぬ訳にはゆかぬが、そうした中にあつても、「全集本」所見の見解は、私見に最も近く、穩当、且つ妥当で勝れたものと言える。また「山根氏論文」は、諸種の点で私見とかなり食い違ふ処があるとはいへ、問題の『今昔物語』十一条中、『法華驗記』を主要典拠とする条が多いとしてゐる点で、私見と全く一致しており、妥当な見解と言えよう。

斯くして本稿で取り上げた『今昔物語』十一条のうち、過半数の六条（D、H、Kの六条）において、『法華驗記』が、僅か一条（Bの一条）において、『往生極樂記』が、各々その主要典拠とされていることを明らかにしうるのである。

最後に、A、Kの各条で表示した処を、分かり易く一括掲示して稿を閉じたい。

K	J
『法華驗記』	
『法華驗記』	『後拾遺集』？
『法華驗記』	『後拾遺集』？
『法華驗記』(CIB部分)	『往生極樂記』(A部分？)
『法華驗記』	『後拾遺集』？
○『法華驗記』 『往生極樂記』	○『後拾遺集』の原拠資料 『大鏡』の原拠資料 『法華驗記』

(備考) ○印は主要典拠たることを明記しているもの、私見欄の○印以外の典拠は、右側が比重の重いもの、を各々示す。また(今昔物語研究)の所述中、文章として本稿の各条において引用し難いものも、その意を斟酌して当表に一括揭示しておいた。